て甚しく異同を生ぜるものあり。又其の様式に就ても不變の通則あるにあらず。最古の大社造より近代の權現造に至るまで幾多の種類は概ね一地方、若しくは特殊の神社に限られたるものなれば、採て以て範とするに足るもの甚だ少く、唯一般に多く用ひられたるものとして、上古には神明造、中古には流造、近世に降つては權現造の三種を計上せらるゝに止まる。故に今日に於ては此の三種の様式中、其の一を選ぶを以て最も適當とす。

然るに、權現造は元來神佛混淆の様式なるを以て、今日の用に適せず、又神明造は形式簡古に過ぎ、且つ蓊鬱たる老杉の間に配置せらるゝにあらざれば、其の風格を生ぜざるを以て、今直に之に據ること能はず。獨り流造に至つては、平安朝以來今日に至るまで、全國一般に行はれたる最も普通の典型にして、單調に失せず、蕪雜に流れず、典雅にして莊重、優麗にして端嚴、蓋し神社建築中最も體裁を得たるものといふべく、試みに全國の官國幣社に就て之を見るに、此の式に據るもの殆ど過半數に及び、明治二十二年制定の官國幣社制限圖に、之を官社の建築様式として選定したるも、亦偶然にあらざるなり。

これ畢竟するに、此の様式が國民一般の趣味に適合し、社殿として最も相應はしく感ぜらるゝに因るものならん。

仍て當局は、大正三年四月特別委員をして、官幣大社賀茂別雷神社、賀茂御祖神社、稻荷神社、平安神宮、香取神宮、出雲大社、官幣中社北野神社、日枝神社、別格官幣社東照宮、靖國神社等の神社を視察して、社殿の規模、様式配置に關する諸點を調査せしめ、其の成案を得て、同年七月二日神社奉祀調査會に附議し、大要左の如く之を決定せり。

明治天皇奉祀神宮ノ社殿建築ハ殿舍ノ徒ニ尨大ナルニアラス殿舍敷地ノ廣濶ナルニアラス其ノ中庸ヲ得殿舍門廊等一ニ大小廣狹ノ權衡ヲ失ハス本殿ハ建坪約三十坪ニシテ拜殿ハ約六十坪以下諸殿舍ノ規模ハ之ニ適ヒ總建坪約六百五十坪ニ達シ玉垣內ノ總地積ハ約六千坪トス而シテ其ノ配置ノ如キモ深ク古來ノ實例ニ鑑ミ從來各社ニ於テ祭典上奉仕上不便ヲ感シタル幾多ノ缺點ヲ補充シ其他雨儀ニ於ケル用意公衆參拜ノ便宜等ヲモ考慮シ以テ完全ナル理想的配置ヲ得ン事ニ力メ兼テ殿舍門廊ノ配合體裁ヲ考ヘ本殿ヲ

中心トシテ第一匝第二匝第三匝ヲ劃シ第一匝ハ透塀ヲ第二匝ハ廻廊ヲ第三匝ハ玉垣ヲ繞ラサントス卽チ第一匝透塀内ニハ南面セル本殿祝詞舍神庫ヲ作リ第二匝廻廊内中央ニ拜殿ヲ建テ廻廊ヲ以テ之ヲ繫キ廻廊ノ外方ニ連續シテ神饌所便殿著到殿直會殿宿衞舍ヲ設ケ第三匝玉垣内北方ニ祭器庫ヲ配置シ透塀ノ正面ニ中門廻廊ノ東西北ニ神門玉垣ノ東西ニ鳥居ヲ設ケ猶ホ表裏兩參道口ニ鳥居ヲ建ツ其外祓舍手水舍車舍參集所社務所等ヲ玉垣外ニ置キ殿舍門廊相依リテ規模ヲ完備シ入母屋切妻造等適宜按排セシメントスサレハ其ノ樣式モ上述セル如ク流造ニ於テ最モ正格ニ近キモノヲ選ヒ質實莊重ナル風貌ヲ備ヘ其ノ輪廓ハ明快細部ハ簡潔ニシテ妄ニ纖弱ナル曲線ヲ用ヒス徒ニ輕薄ナル手法ヲ弄セス適宜ニ明治大正ノ新手法ヲ適用シテ美ヲ發揮シ材料ノ如キモ亦世間往々不燃質物ヲ用キテ永久ノ計ヲ立ツヘシト論スルモノアルモ流造ノ樣式ニハ相應シカラサルヲ以テ清淨ナル檜ノ巨材ヲ木曾御料林ヨリ採リ堅牢莊嚴ナル社殿ヲ構造シ人ヲシテ一種懷古ノ情ヲ催シ徐ニ「敬虔」ノ念ヲ起サシメ鳥居勅使殿參集所等ノ如キハ臺灣阿里山ノ扁柏ヲ用ヒ其他帝國領土各地方ノ木材ヲ隨所ニ適用シ殿舍ノ屋根ハ檜皮ヲ以テ之ヲ葺キ耐火ヲ缺クノ缺陷ハ貯水池ノ設置電動喞筒ノ設備防火植林ノ方法ニヨリ之ヲ補ヒ或ハ附近樹幹ニ避雷針ヲ設ケテ其ノ安全ヲ圖ラントスルニアリ

第八節　寶物殿

明治天皇の神德は、社殿に於て之を仰ぎ奉るを得べしと雖も、更に御手澤の存する所の御物、御由緒の品を陳列し、國民をして洽く之を拜觀せしむるに於ては、悚然として尊敬の念を強くし御在世中の盛德鴻業を欽仰するの情一層深甚なるに至るは疑を容れず。

此に於て特別委員會に於ても、愼重審議の末、大正三年六月の會議に於て、境内適當の場所に社殿と調和を保つ形式により、耐火、耐震の構造に成る神寶殿を建設し、御調度、御手澤品の類を陳列して、洪大無邊なる遺德を仰がしむることとせり。

仍て大隈會長は、同年七月二日之を神社奉祀調査會に附議したる後、波多野宮

內大臣及び鷹司侍從長に內議し、尋いで御物の御下賜を請ひしに、同年十一月一日に至り、宮內大臣より宸翰類、御座所御備付品を除くの外、選擇の上御下賜あらせらるゝ旨の回答に接せしかば、神寶殿建設費を造營豫算に計上し、建物の設計は明治神宮造營局設置の上懸賞募集によることゝし、著々其の準備を進めたりしが、神寶殿なる名稱は、神殿內に奉安すべき神寶と相混淆するの嫌あるのみならず祭神御在世中の御物を陳列する建物の稱呼としては相應しからずとの理由により、審議の結果之を寶物殿と改稱せり。

第九節　境內

境內の設計は、森嚴幽邃なる風致を作るにあるを以て、成るべく天然の趣を存し、小巧を弄せざらんことを努め、中央部の高所には社殿の敷地を劃し、其の背面に小丘を築きて密林となし、東西に廣場を設け、其の南北に亘り參道を通じ、樓門前には更に廣き道路を開き、境內各地には樹木を補植し、池を穿ち、丘を作り、鑿井水道を設けて淸泉を疏し、社殿附近には、水槽を築きて電動喞筒を裝置し、以て防火に備へ、周圍には濠を穿ち、土壘を築き、濠は廣さを六尺、深さを四尺とし、土壘は高さを五尺、馬蹈を五尺とし、上にはいぬつげ其他之に類する樹木を植栽し、又土壘內面は傾斜を緩かにし、斜面には適宜の常綠樹を植ゑ、鐵道に面する側には土壘を高くし、斜面に樹木を植うるも、其內部斜面に於ける植樹は、土壘と相俟ち防火、防塵、音響遮斷等專ら外圍の障壁たるに適する相當の設備を爲さんとするにあるを以て、風致を損せざる限り、此の目的に有利なる常綠樹等を栽植するものとす。

參道は境內入口より皇族下乘の地點まで、恰も自然の森林を切り開きて作れるものゝ如き體裁とし、中央に幅六間の車道を置き、左右に三間の植樹帶を取り、其外に左右幅一間半の步道を作り、步道の外方更に各十二間半の森林帶を設くるものにして、全幅員は四十間とす。

苑內主要道路は幅員約四間、割栗小砂利敷とし、小道路は裏門通を幅員約二間半其他を六尺乃至九尺とし、路面は小砂利敷とし、橢形に作りて、兩端に自ら排水溝を生ぜしめ、道路と林地との境界には棚埒等を設けて、常綠灌木又はささ等を

以て自然の境と爲し、主要の道路には左右に溝を設け、雨水は周圍の溝に排除せしむ。又樹林の配置に關しては、之を三區に分ち、社殿後方一萬數千坪を第一區とし、背景として適宜小丘を築き、之にすぎ、ひのき、ひば、ねづこ、つが、もみ、かや、あらゝぎ等を補植して密林と爲し、第二區及び第三區は、第一區と同種の樹木を稍々疎に栽植して純林或は混合林となし、交互相錯綜せしめて天然の風致を造成せんことを期し、又舊御殿敷地の東界鐵道線路に接する所には、小丘を築きて音響を遮斷し、其の內部に於ける道路の西界にも亦同樣小丘を築き、樹木を密植して風致を作り、兼ねて音響を遮斷し、社務所と樓門との間には、隨所適當の密林を造りて防火の用に充て、玉垣內にはくす、しひ、かし等を適宜に栽植し、道路の兩側は成るべく斜面とすると共に、在來の斜面も其の儘に保存して、高さ三間內外のすぎ、ひのき、くす、かし、しひ等を栽植し、其の下には矮生陰樹を植ゑ、寶物殿の後方丘地には各種の常綠樹を植栽す。

苑地西北の一部には小丘を築き、樹林と對照する爲め隨所芝生地を作り、南池及び東池は之を浚渫修補して風致を加へ、涌泉の附近も亦之を整理して、泉の上には體裁宜しき屋舍を設け、在來の御殿附屬の庭は樓門前廣場の一部とし、巨樹は成るべく之を保存し、苑內西北隅其他適當と認むる箇所には鑿井を試み、少くとも一箇所一秒間一立方尺以下の水量を噴出せしめ、電動唧筒を以て地上に導き、貯水池を作りて之を貯へ、其の一半は北池に導き、一半は社殿の周圍を繞りて南池に注がしめ、神饌用水の爲めには特に井を鑿ち、手洗用及び社務所用の水は水道の供給を受くる豫定なり。

猶ほ防火用としては、社殿の附近に數箇の貯水池を設け、電動唧筒を裝置するものとす。然るに淀橋淨水所、澁谷發電所、淀橋煙草專賣局工場及び附近を通過する機關車より散布する煤煙は、境內樹木の生育上障害を與ふること尠からざるを以て、當局は之が防止策を講ぜんが爲め、東京市役所を始め大藏省、鐵道院に向つて、それぞれ交涉する所ありしに、東京市長は淨水所には、大正二年四個の汽罐改造の際、矢野式無煙自働燃炭機を使用せしに煤煙を認めざるにより、殘餘の汽罐にも之を使用せん爲め、翌年度豫算に其の設備費を計上する見込にして、又發電所は、將來鬼怒川水電其他の方面より電力の供給を受くる計畫なるも、差當

り汽罐に自働給炭設備を施す外、善良なる石炭を使用し、風通を完全にし、諸機械を過負荷せしめざる等の設備を講ぜんとする旨を述べ、專賣局長官も、亦前者と同じく矢野式自働燃炭機を採用せしに、成績頗る良好にして、殆ど煤煙を認めざる狀を報告し、鐵道院總裁は、東京市に出入する列車の機關車運轉用燃料には、煤煙防止の目的を以て將來重油若くは原油を使用すべき計畫なる旨を回答せり。

されど將來境内地の周圍には、神苑風致を害し、樹木を枯死せしむるのみならず、火災を起す憂ある工作物の築造せられんも設り難きを以て、神社奉祀調査會に於ては、境内保護取締上の必要を認め、附近に於ける家屋其他工作物の制限を設けんが爲め、愼重なる調査を遂げ、一定の距離以内に於て、家屋其他工作物を新築、增築、改築又は修繕せんとする時は、警察署の許可を受けしむること、一般工作物の最頂部には一定の制限を規定し、又屋根は不燃質物を以て覆葺し、煙突は煉瓦若くは金屬板を以て規定以上の高さを保たしむること、一定の距離以内に於て煤煙を飛散し、或は騷響を發し、惡臭を放つ工場、遊廓、火葬場、墓地、屠場又は危險物を貯藏し、若くは取扱ふ屋舍其他神域附近に不適當なる施設を防止するが爲め、其の方法を講ずること等に決議せり。

第十節　外苑

神宮創建と共に、國民は明治天皇に對する敬慕の衷情を表明し、空前の偉績を內外に顯彰し、後世子孫をして永く聖德を感銘せしめんが爲め、記念事業を企つるもの甚だ多く、其の方法に至りては衆說一ならずと雖も、擧國一致の計畫に成る國家的記念事業たらしむる目的を以て、衆議院議員增田義一外四十二名は、大正二年三月十五日之を衆議院に請願し、同院亦滿場一致を以て可決し、左の如く政府に建議せり。

謹テ惟ルニ　明治天皇ノ盛德鴻業ハ炳トシテ日月ノ如ク萬邦古今比儔ヲ見ス我カ國運ノ隆昌ヲ致シタル所以ノモノハ實ニ此ニ由ル臣子ノ分須ラク肝ニ銘シテ之ヲ不朽ニ傳フヘシ政府ハ斯ノ絶代ノ偉業ヲ記念スルノ方法ニ關シ愼重ニ調査ヲ遂ケ其ノ計畫ヲ具シテ之ヲ議會ニ提出セラレムコトヲ望ム

又澁澤、阪谷兩男爵及び中野商業會議所會頭等は明治神宮奉贊會を組織して、一般有志を代表し、內閣總理大臣、內務次臣、宮內大臣に宛て神宮は內外兩苑を分ち、內苑は代々木御料地、外苑は青山練兵場として、內苑に神殿を造營し、外苑には獻費を以て頌德記念館、臣民の功績を表彰すべき陳列館其他林泉等の設備をなさんことを請へり。

仍て當局は是等の熱誠なる願意を容れ、神社奉祀調査會に附議し、明治神宮奉贊會をして、青山練兵場跡に外苑を造設せしむることゝせり。卽ち外苑は、舊青山練兵場及び權田原町に亘る十五萬五千坪の地域に樹林泉池を設け、公衆の優遊に任せ、各種の建築を起し、以て永く祭神の盛德鴻業を偲び明治聖代を記念せんとするものにして、幅員二十間の道路を以て北參道と連絡す。其の主要なる建物は葬場殿址記念建造物、聖德記念繪畫館、競技場等にして、苑の中央には廣濶なる芝生地を設けて僅少の樹木を點植し、苑の西南側は中央芝生の廣濶地域と連絡する方針を以て植樹をなし、池を掘鑿し、女子學習院北側及び近衞四聯隊前には築山を設けて密林となし、繪畫館及び葬場殿址の兩側又び背後には適當なる樹林を配し、殊に其の森林は兩建造物の背景として適當なる密度を有せしむることゝし、憲法記念館所在地たる權田原一帶の地域は別に一區劃となし、日本式建築物に相應はしき庭園を建造し、又繪畫館前に泉池を設け、其の水は東西に分岐せしめて水流の配置をなし、又植物育成室及び苗圃は四谷元鮫橋低地に設くる計畫なり。而して上記諸建造物を連絡せしむるに數條の大小苑路を以てし、南方青山通より繪畫館に向ひ直通するもの幅員十八間、延長二百間、苑の中央部を周廻するもの幅員十間、延長八百間、其他東方權田原、北方信濃町、西北方連絡道路、西方千駄ヶ谷の各方面より中央周廻道路に通ずるもの、連絡道路より競技場に通ずる苑路を設くる計畫なりとす。

第十一節　參道

參拜道及び內外苑を連絡する道路築造に就ては特別委員會に於て大正三年五月一日青山練兵場より權田原方面に亙り、元日本大博覽會開設のため買收せ

る土地の調査に從事せしが、此の方面は社殿の南面なるに對して其の裏側に當るのみならず、參拜者の爲めにも甚だ不便なるにより之を中止せり。然るに正面に當る南方にありては、青山四丁目より水無橋まで一線を引かば、表參道として適當なる道路を得、加ふるに陸軍省と東京府との間には、既に代々木練兵場に擧行せらるゝ觀兵式行幸の道路に關し調査に著手せられたるあり、若し此の方面に道路を築造するに於ては、御參拜及び練兵場行幸の兩者を兼ねたる一擧兩得の利益あるを以て、境內南參道は代々木練兵場東南の入口水無橋附近より北行延長約十町、幅員八間、御料地內に入り幅員六間とし、境內入口には大鳥居を設け、其の兩側は植樹によりて風致を添へ、而して水無橋より青山六丁目高樹町筋交叉點に通ずる幅員十間の道路を設け境內北參道は代々木口より在來の杉並木に沿ひて延長約十町、幅員六間とし、入口に大鳥居を設け、之に通ずる境外道路は東宮御所前權田原を經由し、青山舊練兵場を繞り北脇を經、元日本大博覽會連絡道路に由りて境內參道に達し權田原より舊連絡道路に至るまで其の延長十町、連絡道路の延長約十一町、其の幅員共に九間とし、左右一間半宛の步道を取り、中央の六間を車道とし、此內青山六丁目境內間及び權田原境內間の境外道路は國庫より若干の經費を補給し、東京市をして之を築造せしむるの計畫を立て、種々審議を重ねたる末、神社奉祀調査會に附議し、同年六月十日久保田東京市知事に向ひ、左記道路の築造方を依賴せり。

一青山四丁目ヨリ代々木練兵場入口水無橋附近ニ至ル路線延長約十二町、幅員十二間（中央車馬道九間左右步道各一間半）

一青山權田原町ヨリ千駄ヶ谷町字北脇ヲ經テ境內代々木口ニ接續スル路線延長約十一町幅員九間（中央車馬道六間左右步道各一間半）

此に於て、東京府知事は東京市長と熟議を遂げ、府會及び市會の正副議長並に參事會にも內議し、東京市をして其の築造に當らしむることゝせり。

第十二節　造營費及維持法

神宮の造營費に關しては、鎭座地及び規模の如何によりて異同を免れず。之を各社の例に徵するに、規模の大小により其の額一定せず、採つて以て範となし

難しと雖も、當局は伊勢神宮に於ける明治四十二年度式年遷宮の經費及び官幣大社生國魂神社、同札幌神社、國幣中社彌彦神社、同函館八幡宮、表慶館等の建築費及び日比谷公園の築造費を參酌して、綿密なる調査を遂げ、造營費總額參百四拾五萬七千三百七十九圓を計上せり。

而して其の經費の取扱は、造營に要するものは繼續費として一般會計に屬し、造營終了後は神宮に關する一切の事務は、其の職制の定むる處によりて、當該職員に之を引繼ぎ、政府は豫算の定むる處によりて、毎年一定の供進金を支出し、神宮維持に關する普通の會計は、一般の例に倣ひて、之を神宮の經理に委することとせり。

此他造營諸祭式を始め、各種の事項に就き、特別委員及び專門の學者に囑託して、古例に考へ、故實に徴し、細密周到なる調査攻究をなし、先帝先后を奉祀する神宮として、間然する所なき諸般の準備を整へたり。

第五章　神宮の創立及明治神宮造營局の設置

第一節　神宮の創立

神社奉祀調査會は、大正二年十二月二十日官制公布以來、同三年十一月に至るまで、調査總會を開きて重要なる事項を議了すること二十件、特別委員會に於て、部門に亙りて細密なる調査を遂げ、審議をなすこと、大正三年五月より十月に至るまで十一回、斯くして祭神、社名、社號、社格、鎭座地、例祭日、社殿、神寶裝飾、境内地等の諸項及び造營並に維持の經費等總べて創立に關する各般事項の調査を完了せしかば、同四年三月四日、大浦内務大臣は左の旨を述べて執奏を請ひしに、同年四月二十日、奏請の如く御裁可あらせられたり。

謹テ按スルニ　明治天皇至聖至仁紫宸ニ御シテ化八荒ヲ包ネ給ヒ厥ノ盛德洪業寔ニ前古ヲ曠ウシテ後代ヲ光シ給フ昭憲皇太后坤德高ク貞淑比ナク

內政ニ當リテ克ク聖德ヲ輔成シ給ヘリ昭代ノ慶福ヲ享ケタル億兆ノ臣民ハ聖恩ヲ懷ヒ厚澤ヲ慕フノ情極メテ切ナルモノアリ上下皆克ク心ヲ一ニシテ天皇皇后ノ神靈ヲ鎭祭センコトヲ希ヒ候處臣民ノ衷情ヲ容レサセ給ヒテ曩ニ大正二年十一月二十二日及大正三年八月十五日ヲ以テ神宮奉祀ノ事ヲ御內定在ラセラレ政府ハ聖旨ヲ奉體シテ神社奉祀調査會官制ヲ定メ愼重審議スル所アリ玆ニ其ノ議ヲ了ヘテ準備全ク成リ近ク之カ實行ノ緒ニ就カントス仍テ此ノ際右神社創立ヲ仰出サレ御社號ヲ明治神宮御社格ヲ官幣大社ト御治定在ラセラレ度〇下略

次いで、五月一日內務省告示第三拾號を以て左の如く發表せり。

一明治神宮

祭神　明治天皇

昭憲皇太后

右東京府下豐多摩郡代々幡町大字代々木ニ社殿創立社格ヲ官幣大社ニ列セラルヽ旨仰出サル

第二節　明治神宮造營局の設置

神宮の創立に次ぎ大正四年四月三十日勅令第五十七號を以て、明治神宮造營局官制を公布し、同時に神社奉祀調査會を廢止せり。官制左の如し。

勅令第五十七號

明治神宮造營局官制

第一條　明治神宮造營局ハ內務大臣ノ管理ニ屬シ明治神宮造營ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條　明治神宮造營局ニ總裁一人ヲ置ク

總裁ハ皇族ノ中ヨリ之ヲ勅命ス

第三條　明治神宮造營ニ左ノ職員ヲ置ク

副總裁　一人

局長　一人　勅任

書記官　專任　一人　奏任

主事　專任　一人　奏任
參與　參事　四人　奏任
參事　技師　專任　四人　奏任
屬　技手　專任　二十六人　判任

技師ニシテ兼任ノ者其ノ本官勅任ナルトキハ之ヲ勅任ト爲スコトヲ得

第四條　副總裁ハ內務大臣ヲ以テ之ニ充ツ所部ノ職員ヲ統督シ局務ヲ總判シ判任官以下ノ進退ヲ專行ス

局長ハ內務省勅任官ヲシテ之ヲ兼ネシム副總裁ノ命ヲ承ケ局務ヲ總理ス

書記官及主事ハ上司ノ命ヲ承ケ局務ヲ分掌ス

參與及參事ハ上司ノ命ヲ承ケ局務ヲ輔ク

技師ハ上司ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

屬ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

技手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第五條　副總裁ハ其ノ本官ノ待遇ヲ受ク

參與ハ勅任官ノ待遇參事ハ奏任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ハ其ノ本官ノ待遇ヲ受ク

第六條　參與及參事ハ學識又ハ經驗アル者ノ中ヨリ內務大臣ノ奏請ニ依リ內閣ニ於テ之ヲ定ム

第七條　局務ノ分掌ハ內務大臣之ヲ定ム

第八條　參與及參事ニハ手當ヲ給スルコトヲ得

第九條　明治神宮造營局ニ評議委員ヲ置ク

評議委員會ハ明治神宮造營ニ關スル重要ノ事項ヲ調査審議ス

評議委員會ハ會長及評議委員ヲ以テ之ヲ組織ス

會長ハ副總裁ヲ以テ之ニ充ツ

評議委員ハ內務大臣ノ奏請ニ依リ內閣ニ於テ之ヲ命ス

第十條　會長ハ會務ヲ統理シ會議ノ議長ト爲ル

會長事故アルトキハ内務大臣ノ指名シタル評議委員其ノ事務ヲ代理ス

第十一條　評議委員會ニ幹事二人及書記ヲ置ク

幹事ハ内務部内高等官ノ中ヨリ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス會長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

書記ハ内務部内ノ判任官ノ中ヨリ内務大臣之ヲ命ス上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十二條　評議委員幹事及書記ニハ手當ヲ給スルコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第五八號

高等官官等俸給令中改正ニ關スル件

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第十四條中「土木局書記官」ノ次ニ「明治神宮造營局書記官」ヲ加フ

第十九條中「稅務監督局事務官」ノ前ニ「明治神宮造營局主事」ヲ加フ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第五九號

明治神宮造營局主事ハ五年以上神社又ハ會計ニ關スル事務ニ從事シ現ニ其ノ職ニ在リ判任官三給俸以上ノ俸給ヲ受クル者ノ中ヨリ文官高等試驗委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第六〇號

神社奉祀調査會官制廢止ニ關スル件

神社奉祀調査會官制ハ之ヲ廢止ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

職員の任免左の如し。（位階、勳等、爵位、學位ハ大正十二年二月二十八日現在）

伏見宮貞愛親王殿下（大正一二、二、四薨去）

總裁	從二位勳一等子爵	大浦兼武	自大正四、五、一至同四、七、三〇
副總裁	從一位大勳位侯爵	大隈重信	自大正四、七、三〇至同四、八、一〇
	正三位勳一等法學博士	一木喜德郎	自大正四、八、一〇至同五、一〇、九
	正三位勳一等子爵	後藤新平	自大正五、一〇、九至同七、四、二三
	正三位勳一等法學博士	水野錬太郎	自大正七、四、二三至同七、九、二九
局長	從三位勳一等	床次竹二郎	自大正七、九、二九至同一一、六、一二
	正三位勳一等法學博士	水野錬太郎	自大正一一、六、一二至現在
	從三位勳二等法學博士	井上友一	大正四、五、一任同四、七、二免
	從三位勳二等	斯波淳六郎	大正四、七、二任同四、一〇、四免
	從四位勳二等	塚本清治	大正四、一〇、四任同一〇、四、二一免
	正四位勳二等	小橋一太	大正一〇、四、二一任同一〇、八、二六免
	正五位勳四等	山田準次郎	大正一〇、八、二六任
	正五位勳四等	山田準次郎	大正四、五、一任同七、五、二五免
書記官	從五位勳六等	田澤義鋪	大正四、七、一任同九、一一、二二休職
	正六位	吉田茂	大正六、八、二五任同一二、六、一八免
	從六位	九鬼三郎	大正八、六、一八任同一一、六、九轉任
	正七位	平島敏夫	大正九、一二、六任同一一、一二、四免
	從六位	丹羽七郎	大正一〇、一一、四任
	從六位勳六等	野島勝七	大正四、六、二任同一二、一二六免
	從六位勳六等	高橋豐太郎	大正四、六、二任同八、二、二休職
	正七位勳六等	蘭田守晴	大正八、一二、二七任
	正七位勳六等	山中道政	大正一〇〇、六、二七任同一〇〇、六、三〇免
	正七位勳八等	椙杜吉次	大正一二、一、三〇任同一二、一、三一免
	正七位勳八等	工藤哲英	大正一二、一、三〇任同一二、一、三一免
	從六位勳六等	龍金次郎	大正一二、一、三任同一二、一、一五免
參與	正三位勳二等工學博士	近藤虎五郎	大正四、五、一被仰付同一二、七、一二薨去
	從三位勳二等林學博士	本多靜六	大正四、五、一被仰付

參事

從三位勳二等林學博士	川瀨善太郎	大正四、五、一被仰付
正四位勳三等工學博士	伊東忠太	大正四、五、一被仰付
從四位勳三等農學博士	原　　淵	大正四、五、一被仰付
正四位勳三等工學博士	塚本　靖	大正四、五、一九被仰付
正五位勳四等工學博士	佐野利器	大正一〇、三、三一被仰付
從四位勳二等	塚本清治	大正一〇、八、三〇被仰付
從四位勳三等	牧野正雄	大正四、五、一被仰付
從四位勳三等	堀田　貢	大正四、五、一被仰付 同四、七、一八被免
從四位勳四等	坂田幹太	大正四、五、一被仰付 同五、五、一三被免
正五位勳四等	關　和知	大正四、五、一被仰付 同四、七、一八被免
從五位勳四等工學博士	佐野利器	大正四、五、一被仰付
正五位勳五等	荻野仲三郎	大正四、五、一被仰付
正五位勳五等	中山斧吉	大正四、五、一被仰付
從五位勳五等	前田多門	大正四、五、一被仰付 同七、六、一四被免

正六位文學博士	宮地直一	大正四、五、一被仰付
正七位	桐山平太郎	大正四、五、一被仰付 同七、六、四被免
正五位勳三等	池田　宏	大正四、六、一二被仰付 同一〇、八、二被免
正六位勳五等	小栗一雄	大正四、一〇、八被仰付 同五、二〇、二五被免
從五位	菊池忠三郎	大正五、一〇、一三被仰付 同七、五、一一被免
正五位勳四等	山縣治郎	大正六、五、一〇被仰付 同八、五、二三被免
正五位勳四等	齋藤守圀	大正七、六、一四被仰付
從五位	加藤久米四郎	大正七、六、一四被仰付 同七、一〇、二三被免
從五位勳四等	瀧　正雄	大正七、一〇、一三被仰付 同一一、七、四被免
正五位勳四等	山田準次郎	大正八、五、一三被仰付
正七位勳六等	內田信保	大正八、九、二被仰付
正五位勳四等	後藤文夫	大正九、一〇、四被仰付 同一一、七、四被免
從五位勳五等	堀切善次郎	大正一〇、五、五被仰付
正五位勳四等	河原田稼吉	大正一一、七、四被仰付 同一一、一一、三〇被免

技　師

從四位勳四等工學博士	從五位	加藤久米四郎	大正二、七、四被仰付
從五位勳六等	從五位	佐上信一	大正二、二、三〇被仰付
從五位勳六等	從五位	牧彦七	大正四、五、一任
從五位勳六等	從五位	安藤時藏	大正四、五、一任 同七、一一、一卒去
從五位勳六等	從五位	折下吉延	大正四、五、一任
從五位勳六等	從五位	大江新太郎	大正四、七、三任
正六位	正六位	本郷高德	大正六、九、三五任 同一一、一、三〇休職
從六位	從六位	角南隆	大正六、九、三五任
從六位勳六等	從六位	井上清	大正七、二、三任 同九、一二、二〇轉任
正七位	正七位	志知勇次	大正七、七、二任 同一一、六、一〇轉任
正七位	正七位	林助一	大正八、五、三〇任 同一〇、一二、一九轉任
正七位勳八等	正七位	木村米次郎	大正一〇、三、三〇任 同一〇、三、三一免
正七位	正七位	高木一三	大正一一、二、二四任
從七位	從七位	天羽馨	大正一一、三、三七任

評議委員會々長

從二位勳一等子爵	大浦兼武	自大正四、五、三一 至同四、七、三〇
從一位大勳位侯爵	大隈重信	自大正四、七、三〇 至同四、八、一〇〇
正三位勳一等法學博士	一木喜德郎	自大正四、八、一〇 至同五、一〇、九
正三位勳一等子爵	後藤新平	自大正五、一〇、九 至同七、四、二三
正三位勳一等法學博士	水野錬太郎	自大正七、四、二三 至同七、九、二九
從三位勳一等子爵	床次竹二郎	自大正七、九、二九 至同一一、六、一二
正三位勳一等法學博士	水野錬太郎	自大正一一、六、一二 至現在
正三位勳一等工學博士	澁澤榮一	大正四、五、一九被仰付
從三位勳一等法學博士男爵	沖野忠雄	大正四、五、一九被仰付 同七、一〇、二三被免
從三位勳一等	阪谷芳郎	大正四、五、一九被仰付
從三位勳二等	馬場三郎	大正四、五、一九被仰付 同九、三、五薨去
從三位勳二等	河村金五郎	大正四、五、一九被仰付 同四、九、七被免
從三位勳二等文學博士	南部光臣	大正四、五、一九被仰付
從三位勳二等	三上參次	大正四、五、一九被仰付

評議委員

正四位勳一等	市來乙彥	大正四、五、一九被仰付 同六、一、一〇被免
正四位勳二等	小橋一太	大正四、五、一九被仰付 同一一、七、四被免
正四位勳二等	岡本英太郎	大正四、五、一九被仰付 同八、五、二三被免
正四位勳二等	安河內麻吉	大正四、五、一九被仰付 同四、五、一九被仰付 同九、七被免
正四位勳二等文學博士	萩野由之	大正四、五、一九彼仰付
正四位勳二等法學博士	高橋作衛	大正四、五、一九被仰付 同五、二〇、二五被免
從四位勳二等	久保田政周	大正四、五、一九被仰付 同六、一、一一被免
從四位勳二等	下岡忠治	大正四、五、一九被仰付 同四、九、七被免
從四位勳二等	渡邊勝三郎	大正四、五、一九被仰付 同六、二、二七被免
從四位勳二等	伊澤多喜男	大正四、五、一九被仰付 同四、九、七被免
從四位勳三等	中川望	大正四、五、一九被仰付 同六、二、二七被免
從四位勳四等工學博士	關野貞	大正四、五、一九被仰付
正五位勳三等	中野武營	大正四、五、一九被仰付 同七、一〇、八卒去
從二位勳一等法學博士男爵	奥田義人	大正四、六、二六被仰付 同六、八、八薨去

正四位勳三等工學博士	塚本靖	大正四、七、一七被仰付 同四、一〇、八被免
正五位勳四等	鳥居鍗次郎	大正四、七、一七被仰付 同五、一〇、二五被免
正三位勳一等	石原健三	大正四、九、七被仰付 同一〇、八、二五被免
從四位勳二等	西久保弘道	大正四、九、七被仰付 同五、一〇、二五被免
從四位勳二等	湯淺倉平	大正四、九、七被仰付 同五、一、二五被免
正五位勳三等	藤澤幾之輔	大正四、九、七被仰付 同五、一〇、二五被免
從三位勳二等法學博士	井上友一	大正五、七、一七被仰付 同八、六、一二薨去
正三位勳一等	有松英義	大正五、一〇、二五被仰付 同七、一〇、二三被免
從四位勳二等	岡田文次	大正五、一〇、二五被仰付 同七、一〇、二三被免
從四位勳三等	永田秀次郎	大正五、一〇、二五被仰付 同七、一〇、二三被免
從四位勳二等	西野元	大正六、一、一〇被仰付
正三位勳一等法學博士	水野錬太郎	大正六、一、一二被仰付 同七、四、二三被免
從四位勳二等	杉山四五郎	大正六、三、二七被仰付 同八、五、二三被免
從四位勳三等	添田敬一郎	大正六、三、二七被仰付 同一〇、八、二五被免

從四位勳三等	堀田貢	大正七、五、四被仰付
從三位勳一等法學博士子爵	田尻稻次郎	大正七、五、一二被仰付 同一〇、八、二五被免
從三位勳一等	岡善七郎	大正七、一〇、三被仰付 同一一、七、四被免
從三位勳二等工學博士	原田貞介	大正七、一〇、三被仰付
從四位勳二等	横田千之助	大正七、一〇、三被仰付 同一一、七、四被免
從四位勳二等	川村竹治	大正七、一〇、三被仰付 同一〇、七、二七被免
從四位勳三等	鶴見左吉雄	大正八、五、三被仰付 同九、七、一六被免
從四位勳三等	潮惠之輔	大正八、五、三被仰付
正三位勳一等	阿部浩	大正八、一三、三被仰付 同一〇、七、二七被免
從四位勳三等	中井勵作	大正九、七、一三被仰付
從三位勳二等	宇佐美勝夫	大正一〇、七、三被仰付
正四位勳三等	關屋貞三郎	大正一〇、七、三被仰付
從四位勳二等	湯地幸平	大正一〇、七、三被仰付 同一一、七、四被免
從四位勳二等法學博士	馬場鍈一	大正一一、七、四被仰付
正五位勳四等	長谷川久一	同
正五位勳四等	後藤文夫	同
從四位勳三等	赤池濃	大正一一、一一、九被仰付
正五位勳四等	橫山助成	同
書記官	山田準次郎	大正四、五、一九被仰付 同七、五、二五被免
同	田澤義鋪	大正四、七、一五被仰付 同九、一一、三休職
同	吉田茂	大正六、九、一二被仰付
同	平島敏夫	大正九、一二、二被仰付 同一一、一一、四被免
同	丹羽七郎	大正一二、三、五被仰付
從四位勳二等	塚本清治	同
從四位勳二等法學博士	馬場鍈一	大正一二、七、四被仰付
正五位勳四等	長谷川久一	同
正五位勳四等	後藤文夫	同
從四位勳三等	赤池濃	大正一二、一二、九被仰付
正五位勳四等	橫山助成	同
書記官	山田準次郎	大正四、五、一九被仰付 同七、五、二五被免
同	田澤義鋪	大正四、七、一五被仰付 同九、一一、三休職
同	吉田茂	大正六、九、一二被仰付
同	平島敏夫	大正九、一二、二被仰付 同一一、一一、四被免
同	丹羽七郎	大正一二、三、五被仰付

幹事

第三節　官制改正

當局は曩に明治神宮奉贊會の趣旨を容れ、青山練兵場跡に外苑を造設せしむ

ることゝせしが、大正六年二月二日に至り、德川明治神宮奉贊會長より其の築造を委囑し來りしを以て、後藤副總裁は同六年六月二十日左の趣旨により閣議を請ふ所あり。

明治天皇奉祀ノ議起ルヤ政府ハ神社奉祀調査會ヲ設立シ之カ計畫ヲ定メシメタリ當時國民ハ　先帝ノ懿德ヲ仰慕シ頗德ノ念ニ堪ヘス別ニ獻資ヲ募リ外苑ヲ設ケントスルノ請願ヲナセリ乃チ政府ハ其意ヲ容レ神社奉祀調査會ヲシテ審議セシメタルニ同會ハ明治神宮內苑ノ森嚴莊重ナルニ對シ國民獻納ノ資ニ依リ舊青山練兵場竝ニ權田原ノ一部ニ外苑ヲ造設シ專ラ頗德記念事業ノ經營ヲナシ內外兩苑相俟ツテ明治神宮神域ヲ完成セシムル計畫ヲ立テタリ此ニ於テ明治神宮奉贊會設立セラレ國民ノ獻資ヲ蒐集スルニ努メ今ヤ其ノ豫定額以上ノ成績ヲ擧クルニ至リ今回同會ヨリ該建設事業ノ委囑ヲ申請セリ故ニ政府ハ神社奉祀調査會ノ決議ノ趣旨ニ則リ明治神宮造營ニ關スル事務ヲ掌理スル明治神宮造營局ヲシテ之カ委囑ヲ受ケ經營ヲ講セシムルヲ以テ適當ナリト認ム因テ明治神宮造營局ハ明治神宮奉贊會ノ委囑ニヨリ其ノ事業ヲ施行スルコトニ關スル制ヲ設ケ竝ニ之ニ伴ヒ大正四年勅令第五十七號明治神宮造營局官制中改正ヲナシ以テ之ニ必要ナル事務費ヲ支出シ外苑造設ノ事業施行上遺憾ナカラシメント欲ス云々

仍て同年八月二十四日勅令百十六號及び百十七號を以て、左の如く官制を改正し職員を任命せり。

勅令第百十六號

第一條　明治神宮造營局ハ明治神宮奉贊會ノ委囑ニヨリ明治神宮外苑造設ニ關スル事務ヲ施行スルコトヲ得

第二條　內務大臣ハ必要ト認ムルトキハ明治神宮奉贊會ヲシテ前條事務施行ノ費用ニ充ツヘキ資金ヲ國庫ニ納付セシムルコトヲ得

第三條　明治神宮造營局第一條ノ規定ニ依リ明治神宮奉贊會ニ屬スル仕拂事務ヲ取扱フ場合ニ於テハ現金ノ前渡ヲ受ケタル官吏現金取扱ノ例ニ準シ主任ノ官吏ヲシテ其ノ現金取扱ヲ爲サシムルコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第百十七號

明治神宮造營局官制中左ノ通改正ス

第三條中書記官ノ下「專任一人」ヲ「專任二人」ニ「四人」ヲ「八人」ニ「二十六人」ヲ「五十二人」ニ改ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

書記官　従五位　吉田　茂　大正六、六、二五任

技師　従六位　藤井眞透　大正六、九、二五任

従六位　小林政一　大正八、一〇、九任

正七位　高橋貞太郎　大正六、九、二五任　同九、六、三休職

越えて同八年十一月に至り、明治神宮造營誌編纂の企起るや、編纂委員會を設置して、左の委員を任命せり。

編纂委員長　書記官　田澤義鋪　大正九、一一、三休職

編纂委員

主事　同　平島敏夫　大正一一、一一、四免

同　丹羽七郎

參事　同　野島勝七

同　野田守晴

同　荻野仲三郎

技師　同　宮地直一

同　井上清

技師　同　志知勇次

屬　同　相杜吉次

同　高橋孝三郎

同　矢野泰也　大正一二、二、六命

技手　同　林助一

同　大溝勇

同　高木一三

次いで同十年十月造營事業完成し、同十一年三月殘務整理終了するに至りしかば、同年六月十日勅令第三百二十九號を以て、官制を左の如く改正せり。

勅令第三百二十九號

明治神宮造營局官制中左ノ通改正ス

第三條中「二人」ヲ「一人」ニ「八人」ヲ「四人」ニ「五十二人」ヲ「三十四人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四節　分課規程

曩に大正四年四月三十日、明治神宮造營局官制の公布せられたるに引續き、同四年五月四日分課規程の制定あり。卽ち造營局に總務、工營、林苑、經理の四課を置き、總務課は神寶裝飾、儀式祭典、人事、官印局印の保管、公文書類及び成案文書類の授受發送、公文書類の編纂保存、統計報告、評議委員會及び參與會の會議事項を、工營課は殿舍造營、寶物殿建築、土木に關する事項を、林苑課は獻木、樹木の選定植栽並に保護手入、苑地の風致保存竝に作成を、經理課は經費、豫算、調辨、前渡金及び保證金、物品の出納並に保管、財產の授受管理、營繕及び取締に關する事項を掌る。次いで同六年六月二十四日外苑課を置いて、繪畫館其他の建築林苑、土木等の事務を管せしめたり。

されど建築、土木、林苑、經理一部の事務は、現場に就くを便とするが故に、代々木と青山とに工務所を開設して總務經理の事務と共に執務せしむ。然るに同九年十一月鎭座祭を終へ、內苑の工事略ぼ完成せしを以て、同十年四月一日從前の工營林苑二課を合せて內苑課となし、尋いで全部の竣成を告げ、外苑の委囑事業を專らとすることゝなりしかば、同十一年三月三十一日分課規程を改正して、庶務、工營の二課を置き、庶務課に於ては、人事、官印及び局印の管守、公文書類及び成案文書の接受、發送、公文書類の編纂保存及び統計報告、經理、評議委員會の會議等を、工營課に於ては、建設物の造營、土木工事竝に苑地作成等を掌ることゝせり。

第六章　造營經費

第一節　豫算の編成

造營に關する豫算は、神社奉祀調査會に於て決定せられたるものを基礎として之を編成し、造營費、境外道路補助費、代々木練兵場補償費等に大別し、更に之を工事費、事務費、神寶裝飾、祭典費等に細別し、其の總額三百四十五萬七千三百七十九圓を計上せり。今總豫算額の概表を示せば左の如し。

明治天皇
昭憲皇太后　奉祀神宮造營諸費豫算額

科目 項目	豫算金額	前會提出概計額	比較 增	比較 減
造營費	三、〇一八、九〇六、〇〇〇円	三、〇二八、九〇六、〇〇〇円	—	—
工事費	二、五八五、六三七、〇〇〇	二、五九三、一四七、〇〇〇	—	七、五一〇、〇〇〇円
社殿以下建物費	一、五九四、二五一、三四三	一、五九一、五八〇、六〇〇	二、六七〇、七四三円	—
境內地費	八七九、四三六、三二八	八八七、八九七、〇〇〇	—	八、四六〇、六七二
假設物及工事雜費	一一一、九四九、五〇〇	一一三、六六九、六〇〇	—	一、七二〇、一〇〇
神寶裝飾及祭典費	九二、三八一、〇〇〇	八五、八三九、〇〇〇	六、五四二、〇〇〇	—
事務費	三五〇、八八八、〇〇〇	三四九、九二〇、〇〇〇	九六八、〇〇〇	—
境外道路補助費	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—
代々木練兵場補償費	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—
合計	一一五、二七四、〇〇〇	—	一一五、二七四、〇〇〇	—
代々木練兵場補償費	一一五、二七四、〇〇〇	—	一一五、二七四、〇〇〇	—
合計	三、四四四、一八四、〇〇〇	三、三二八、九〇六、〇〇〇	一一五、二七四、〇〇〇	—

備考

工事費內譯ト差アルハ圓位未滿ヲ切捨テタルニ因ル

概計額中避雷針費ハ社殿以下建物費ニ合セ御敷地築造費、參道費、水道費、苑地費、周圍濠及土壘費ハ合算境內地費トシテ比較セリ。

工事費內譯書

名稱	數量	單價	金額
諸殿舍以下建物	—	—	一、六一〇、二五一、三四三円

本殿	二九、五八五坪	平均 三、九八三、六六八円ヨ	一一七、八五六、八三〇
祝詞舍	七、三三三	同 一、六〇七、九八七ヨ	一一、七九一、三七〇
中門	一〇、一一一	同 二、七一六、四六三ヨ	二七、四六六、一五〇
拜殿	五八、七七八	同 一、九四五、七五八内	一一四、三六七、七六〇
廻廊	—	—	三九〇、三〇八、四四〇
複廊	五四、〇〇〇	同 八二一、八二三ヨ	四四、三七七、八五〇
單廊內院分	一八九、〇〇〇	同 一、二九四、〇八二内	二四四、五八一、四八〇
同外院分	一一二、五〇〇	同 九〇〇、八八一内	一〇一、三四九、一一〇
神饌殿	—	—	二八、五三七、三三〇
本宇	二〇、二五〇	同 一、三三三、八三七内	二七、〇一〇、一九〇
井戸及屋形	六、〇〇〇尺	—	一、五三七、一三〇
舞臺	一六、〇〇〇坪	同 九〇一、二九三ヨ	一四、四二〇、六九〇
直會殿	一八、〇〇〇	同 一、一八八、〇三七ヨ	二一、三四四、六七〇
便殿	—	—	四〇、八七二、七五〇
本宇	四七、三一四	同 八三二、九四一内	三九、四〇九、七五〇
正門	一五、三〇〇尺	同 九五、六二一内	一、四六三、〇〇〇
著到殿	一三、五〇〇坪	同 一、二七一、三七〇ヨ	一七、一六三、五〇〇
宿衛殿	一三、五〇〇	同 一、一八六、一三六内	一六、〇一二、八三〇

祓舍	一六、六四〇	同 六七八、五四四ヨ	一一、二九〇、九七〇
手水舍	—	—	一〇、九六〇、四三〇
表	六、一一〇	同 一、六八七、一一〇	一〇、三〇八、二四〇
裏	〇、六九〇	同 九四五、一八八ヨ	六五二、一八〇
內外玉垣	—	—	一六三、〇〇六、四九〇
透塀	三六一、〇〇〇尺	同 一一五、二三八内	四一、六〇〇、七六〇
透塀北門	一三、〇〇〇	同 六六四、一七九ヨ	七、九七〇、一五〇
神庫透塀	一一二、五〇〇	同 八八、二六〇内	九、九二九、二二〇
玉垣	一、八八九、九〇〇	同 四八、六二六内	九一、八九七、三四〇
便殿玉垣	二七一、八〇〇	同 三九、〇三三ヨ	一〇、六〇九、〇二〇
東神門	一三、二三四坪	同 三、八七一、四二六内	四七、三六三、〇二〇
西神門	五、六一六	同 三、三三七、七二四ヨ	一八、七四四、六六〇
北神門	三、一五〇	同 三、三二八、六〇〇	一〇、四八五、〇九〇
鳥居	—	—	四九、八三八、八九〇
東	二〇、〇〇〇尺	—	六、六二九、六五五
西	一六、〇〇〇	—	三、五一九、八八〇
表	三〇、〇〇〇	—	二四、四七八、三五五
裏	二七、〇〇〇	—	一五、二一一、〇〇〇

神庫	一二、三三三坪	平均	三、二九六、二四七内	一〇、九八六、三九〇	
神寶殿	三六五、五〇〇	同	一、一二一、七五一ヨ	四一〇、〇〇〇、〇〇〇	殿内設備共
參集所	—		—	一、三三四、五五〇	
本宇	一〇七、二二二	同	九九、九七九ヨ	一〇、七二〇、〇〇〇	
舊御殿	五二、三〇六	同	四九、九八六内	二、六一四、五五〇	移轉修繕
社務所	—		—	二五、八一七、一〇〇	
本宇	二一六、五五六	同	九九、九七四ヨ	二一、六五〇、〇〇〇	
倉庫	一一、二五〇	同	三〇〇、〇〇四ヨ	三、三七五、〇五〇	
園丁詰所及消防器具置場	一一、七五〇	同	六七、四〇九内	七九二、〇五〇	
祭器庫	一二、〇〇〇	同	一、八三三、〇三三内	二一、九九六、三九〇	
制札場	—		—	四、一八九、〇六三	
表	九、〇〇〇尺		—	二、〇九四、五三二	
裏	九、〇〇〇		—	二、〇九四、五三一	
車馬舍	三六、〇〇〇坪	同	二五〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	
避雷針	四一基	同	九八、九二七内	四、〇五六、〇〇〇	
境内地	—		—	八七九、四三六、三二八	
御敷地	六、一一七、〇一坪	同	一一、〇一六内	六七、三八四、二八九	植樹共
參道	二六、八〇三坪	同	一〇、〇〇〇	二六八、〇三〇、〇〇〇	步道外部十二間半植樹共

苑地	一八四、八三五、八坪	平均	一、七九六内	三三一、九二四、三九四	植樹小丘築造其他共
水路	五三九間	同	三六〇、二六一内	一六、三一〇、四二〇	開渠及暗渠
橋梁	二所	同	七九二、〇三五内	一、五八四、〇六九	
水道	三一栓	同	一、四五九、五〇〇内	四五、二四四、五〇〇	
鑿井	一所		—	二八、〇〇〇、〇〇〇	
喞筒及水槽	二所		三、〇二七、〇九五	六、〇五四、一九〇	
便所	一六、二五坪	同	二〇一、五三八ヨ	三、二七五、〇〇〇	
周圍濠及土壘	一九四五、一間	同	五七、三九〇ヨ	一一一、六二九、四六六	
假設物及工事雜費	—		—	一一一、九四九、五〇〇	
水盛遣形	一、八〇〇所	同	一、二〇〇	二、一六〇、〇〇〇	
須屋根	二、七三六、六二坪	同	一〇、一二〇	二七、六九四、五九四	附屬足代共
足代	二、〇二二間	同	三、四二〇	六、九一五、二四〇	
棚	二、三七九所	同	一、八〇一ヨ	四、二八五、六〇〇	
門	八坪	同	二九、八〇五	三一八、四四〇	
工務所及物置	八七坪	同	一九、二一四内	一、六七一、六一〇	
見張所	二所	同	二二、八五〇ヨ	四五、七〇〇	
工夫詰所及工具置場	九七坪	同	一六、三九〇ヨ	一、五八九、八五〇	
作事及乾燥小屋	五七七	同	一二、七九三ヨ	七、三八一、六二〇	

便所	坪九	平均 一七、八五〇	一六〇、六五〇	
電燈	二、一八四間	同 一、七七七	三、八八〇、九六八	
水道	栓二	同 九四、〇〇〇	一八八、〇〇〇	ホース金物付四條共
避雷針	基一〇	同 一七、二五〇	一七二、五〇〇	
假設物修繕	廉一三	同 一九三、二一七内	二、五一一、八二〇	
機械工具	種九一	同 一三八、八二〇内	一二、六三二、六〇〇	軌條鐵鎖萬力其他工事用具
雜品	種三八	同 三〇七、六一四ヨ	一一、六八九、三三四	仕上材保護材料苧綱鐵線莚箒等
消耗品	種一五	同 九〇八、九一九内	一三、六三三、七八四	木炭蠟燭油紙電燈使用料等
工夫被服	種三	同 一、二八四、六八三ヨ	三、八五四、〇五〇	白衣袴紺法被等
旅費	八、九七六哩	〇、〇二〇	三六三、五二〇	材木取調等職工出張ニ要スル分
	八〇〇里	〇、一五〇		
	六四日	〇、四〇〇		
	四八夜	〇、八〇〇		
運搬	個三三	二、二五〇	七二、〇〇〇	同上要具等運搬ノ分
雜役工夫	人七、四七〇	平均 〇、七三三内	五、四七一、八九〇	
雜	廉九	五八三、九七〇	五、二五五、七三〇	使用料電車乘用券其他
合計			二、六〇一、六三七、一七一	

○本表ノ内鳥居材ニ於テ金壹萬六千圓減額スルモノナリ

神寶裝飾及祭典費内譯書

名稱	數量	單價	金額	
神寶	—	—	二〇、八八五、一〇〇円	
御服	具四	平均 二、九六四、五二五	一一、五八、一〇〇	塵地螺鈿冠筥髮具筥以下朱漆唐櫃及覆共
神劍	柄二	三、八九一、五五〇	七、七八三、一〇〇	朱漆唐櫃及覆共
神鏡	面二	六二一、九五〇	一、二四三、九〇〇	塵地螺鈿筥朱漆唐櫃及覆共
裝飾	—	—	三四、九九六、五一〇	
神座	—	—	九、六五一、二八〇	
帳臺	基二	三、一四二、八〇〇	六、二八五、六〇〇	黑漆金銅金物帷其他附屬品共
几帳	條二	六六八、二四〇	一、三三六、四八〇	
四尺屏風	双一	二、〇二九、二〇〇	二、〇二九、二〇〇	
本殿	—	—	五、〇一九、一〇〇	
壁代	條三	平均 五三一、〇〇〇円	一、五九三、〇〇〇	
帳	七	同 三二〇、一〇〇	二、二四〇、七〇〇	表綾裏野筋共平絹
簾	七	同 一六九、三四三同	一、一八五、四〇〇	綠青塗帽額及緣錦
中門	—	—	六三八、九〇〇	
帳	條一	六三八、九〇〇	六三八、九〇〇	表裏野筋共綾
拜殿	—	—	二、七六八、四八〇	

簾	一八	平均 六八、二六七 內	一、二二八、八〇〇 円	帽額及緣平絹
釣燈籠	一二	三五、〇〇〇	四二〇、〇〇〇	
幔	一〇	二一、九六八	一、一一九、六八〇	
廻廊	—	—	二、七八五、〇〇〇	單平絹
釣燈籠	一〇〇	二五、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	
幔	六 條	四七、五〇〇	二八五、〇〇〇	單平絹
神饌殿	—	—	四七〇、四〇〇	
簾	四	五七、六〇〇	二三〇、四〇〇	帽額及緣平絹
釣燈籠	八 個	三〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	
舞臺	—	—	五、三三〇、一〇〇	
高舞臺水引	二 條	三一八、〇〇〇	六三六、〇〇〇	單緞子
敷舞臺地敷	一	七〇二、一〇〇	七〇二、一〇〇	同
幔	八	平均 四九九、〇〇〇	三、九九二、〇〇〇	緞子繡
直會殿	—	—	八八四、九〇〇	
簾	五 條	平均 五三、五四〇	二六七、七〇〇	帽額及緣布
釣燈籠	八 個	三〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	
幔	二 條	一八八、六〇〇	三七七、二〇〇	單平絹
便殿	—	—	二、九一五、六〇〇	

帳	五 條	平均 四五六、六二〇	二、二八三、一〇〇	一條表裏綾地繡野筋綾 四條表裏野筋共綾
簾	八 條	七九、〇六三 內	六三二、五〇〇	帽額及緣平絹
著到殿	—	—	八八、六〇〇	
簾	二	四四、三〇〇	八八、六〇〇	帽額及緣布
宿衛舍	—	—	三四七、二〇〇	
簾	八	四三、四〇〇	三四七、二〇〇	帽額及緣布
東神門	—	—	九四七、五〇〇	
帳	一	七〇七、五〇〇	七〇七、五〇〇	表裏野筋共綾
釣燈籠	八 個	三〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	
西神門	—	—	一、二三六、九〇〇	
帳	一 條	九九六、九〇〇	九九六、九〇〇	表裏野筋共綾
釣燈籠	八 個	三〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	
社頭	—	—	一、九一二、五五〇	
眞榊	一 對	三七八、五五〇	三七八、五五〇	圓鏡勾玉劍帛共
矛	八 柄	一四八、五〇〇	一、一八八、〇〇〇	比禮共
楯	四	八六、五〇〇	三四六、〇〇〇	
祭典	—	—	三六、四九九、六五六	
神饌	七〇 臺	平均 二、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	十三種

祭物用具	七七廉	平均 七七、一九七内	五、九四四、一六一円	組立幄舍控所祭器保存小屋假設物幔幕其他雜品
祭場拵及雜品	五三廉	同 一五一、五三五ヨ	八、〇三一、三六〇	衣冠以下裝束白衣法被傘笠修繕共
被服及附屬品	一四廉	同 一、一七九、二二一ヨ	一六、五〇九、一〇〇	齋主以下手當及祭場拵人夫賃
祭員及傭人	一、四三九、一人	一、〇八〇内	一、五五三、九三五	頒賜作業酒饌記念品印刷物並祭員諸賄
雜費	二、三三五	一、八五一	四、三二一、一〇〇	
合計	—	—	九二、三八一、二六六	

事務費內譯書

科月	豫算全額	
奏任俸給	五一、〇六〇、〇〇〇円	奏任官一人年額貳千貳百七拾圓、技師三人年額貳千八拾圓ツヽ
判任俸給	九七、四四〇、〇〇〇	屬拾壹人技手拾七人年額五百八拾圓ツヽ
廳費	三〇、三五八、〇〇〇	廳用器具器械雜品圖書購買印刷費筆紙墨文具消耗品通信運搬費
旅費	一〇、〇〇一、〇〇〇	材料檢査製作監督指導其他各地出張旅費
雜給及雜費	一四六、四三八、〇〇〇	囑託員委員年手當雇員ノ月俸請願巡査費競技費其他傭人料被服費寫字料雜費
營繕費	一五、五九一、〇〇〇	事務至一棟六十六坪附屬湯沸所便所等拾壹坪七分五勺新營壹萬五千貳百九拾九圓各所修繕費貳百九拾貳圓
計	三五〇、八八八、〇〇〇	

而して右の豫算は、之を大正四年度より同九年度に至る迄、向六ヶ年間の繼續事業費として之を支出することとし、大正四年度歲入歲出總豫算追加案の形式を以て、第三十五帝國議會に提出し、滿場一致を以て之を可決せり。年度割左の如し。

大正四年度　五十六萬五千四百二十四圓也

內譯

造營費　四十一萬五千四百二十四圓也

境外道路補助費　五萬圓也

土地買收及土工費　十萬圓也

大正五年度　八十五萬四千三百四十二圓也

內譯

造營費　七十七萬五千八百六十九圓也

境外道路補助費　五萬圓也

土地買收及土工費　二萬八千四百七十三圓也

大正六年度　七十四萬千七百三圓也
　內譯
　造營費　六十四萬千七百三圓也
　境外道路補助費　十萬圓也
大正七年度　七十二萬三千六十八圓也
　內譯
　造營費　六十二萬三千六十八圓也
　境外道路補助費　十萬圓也
大正八年度　四十四萬八千六百六十二圓也
　造營費　四十四萬八千六百六十二圓也
大正九年度　十二萬四千百八十圓也
　造營費　十二萬四千百八十圓也

第二節　經濟界の變動と經費の追加

造營經費は、六ヶ年繼續事業費として之を支出し來りしも歐洲戰亂の推移は、甚大なる影響を經濟界に及ぼし、物價及び勞銀の騰貴殆ど底止する處を知らず。今試みに須要材料中の二三に就き、豫算編成當時と追加豫算編成當時、卽ち大正六年七月に於ける時價との騰貴歩合を對比するに、生絲七割四分、綿絲十八割强、普通木材八割强、特殊木材十五割强、銅八割弱、石材五割弱、煉瓦七割强、セメント十二割强、殊に洋鐵に至りては五十二割强の昂騰率を示せり。又造營に使用する職工の如きも、特に優良なる技能を有するものを要することゝて、鋭意各地方より良工を選拔召募して之に充て、功程の進捗を計りしと雖も、如何せん六割內外の一般騰貴率に準ずる勞銀を支給するにあらざれば、募集に應ずるもの少く、實に造營事業上支障を生ずることなきや保し難きに至れり。

されど當局に於ては幸にして主要材料の大部分を購入し、暴騰したる材料を要するは少額に止まり、且つ其の材料は、比較的相場の變動少きものによりて、之を代用し得らるゝ有樣なりしを以て、斯の如き材料を按排し、調節し、經費の可及的節約を行ふに於ては、僅に豫算の範圍內に於て、豫定の計畫を遂行し得らるゝ

狀況なりき。

併し寶物殿に至りては、建築主要材料概ね造船材料と其の揆を一にし、鐵骨、鐵筋、セメント、銅板の類を多く要し、當初の豫算にては到底之を遂行せらるべくもあらず。仍て再三其の設計を按排して、之が實施に努めたりと雖も、漸次物價の昂騰は如何ともなし難く、大正六年八月六日追加豫算を編成し、四十一萬圓を寶物殿建築增加費として第四十議會に要求せり。

然るにかゝる狀態は寶物殿のみに限らず、一般造營事業にも影響し來りて其の經營益々困難となれり。殊に當時の趨勢は、時局の推移に伴ひ、物價及び勞銀の昂騰、那邊まで及ぶや逆睹し難き狀況なりしを以て、同七年七月二十九日、再び大正七年度以降三ヶ年の繼續事業費に對し、不足額五十六萬二千九百九十三圓を計上し、既定繼續費追加豫算として第四十一議會に要求せり。

然れども物價及び勞銀は益々奔騰し來りて、前回追加豫算編成當時に比し、實に豫想外に出で今後施行すべき工事に對しては當時の時價に順應する豫算に改定するにあらざれば、到底之を完成すべき見込立たざりし爲め、三度二十八萬三百十四圓を追加計上して、第四十三特別議會に要求し、漸く其の不足額を補ひ、豫定工事の進捗を計れり。

此に於てか造營總豫算額は、前後三回を通じて五百二十一萬九千五百六十三圓となり、當初の豫算に比し、百七十六萬二百八十四圓を增加して、左の如き年度割の下に其の支出を見るに至れり。

一金五拾六萬五千四百貳拾四圓	大正四年度
一金八拾五萬四千參百四十貳圓	大正五年度
一金七拾四萬壹千七百參圓	大正六年度
一金九拾萬五千八百八拾七圓	大正七年度
一金百九萬九千六百九拾六圓	大正八年度
一金七拾八萬九千貳百七拾參圓	大正九年度
一金貳拾六萬參千貳百參拾九圓	大正十年度

明治神宮造營追加豫算額

科目	當初豫算額	第一回追加（七年度決定）	第二回追加（八年度決定）	第三回追加（九年度決定）	計
歎項目節	円	円	円	円	円
明治神宮造營費	三、四五七、三七九、〇〇〇	四二三、八二九、〇〇〇	五六二、九九三、〇〇〇	七八六、三七二、〇〇〇	五、二一九、五六三、〇〇〇
造營費	三、〇二八、九〇六、〇〇〇	四二三、八二九、〇〇〇	五六二、九九三、〇〇〇	七八六、三七二、〇〇〇	四、七九一、〇九〇、〇〇〇
奏任俸給	五一、〇六〇、〇〇〇				七〇、八五〇、〇〇〇
判任俸給	九七、四四〇、〇〇〇				一二八、七三〇、〇〇〇
事務費	二〇三、三八〇、〇〇〇		一一、七五四、〇〇〇	五〇、七八二、〇〇〇	三六四、九二四、〇〇〇
工事費	二、五八五、六七〇、〇〇〇	四二三、八二九、〇〇〇	四九三、七〇三、〇〇〇	六四五、六四九、〇〇〇	四、一三七、八〇八、〇〇〇
建築	一、二四四、九一〇、六三三	四二三、八二九、〇〇〇	一九五、一二六、〇〇〇	一五九、八八六、九一〇	一、五九九、九二四、〇四四
寶物殿	四一〇、〇〇〇、〇〇〇		一一七、七八八、九三五	一五六、一一五、〇四九	九八五、〇七八、八二二
土木	三五四、一五〇、三五七		八六、三七七、〇三三	一二三、九三三、六二八	六六四、九七、三三三
林苑	四六四、六二六、六七二		八五、八九六、九五三	六、七五七、六九〇	一五一、六一一、二三五
假設物	五八、九七六、五九二		八、五一三、五七七	四六、六五五、八四一	一〇、一四二、一五五
工事雜費	五二、九七二、七三七		五七、五二六、〇〇〇	三八、八六六、〇〇〇	一八、七八三、〇〇〇
神寶裝飾及祭典費	九二、三八一、〇〇〇				三〇〇、〇〇〇、〇〇〇
境外道路補助費	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇				三〇〇、〇〇〇、〇〇〇
土地買收及土功費	一二六、四七三、〇〇〇	四二三、八二九、〇〇〇			一二八、四七三、〇〇〇

第七章　經　理

第一節　法規の制定

造營に關する經理事務は、特に愼重なる處理を要するを以て、微細の點に渉る迄、成るべく依據すべき準則を定むると共に、事務の統一簡捷及び綱紀の肅正を計らんが爲め、關係法規を始めとし、各廳會計事務實際の取扱振等を調査研究し、愼重審議の末、經理一般の準則を定めたり。卽ち大正四年五月巡視以下俸給及被服給與規則、物品取扱細則、巡視勤務例則、巡視心得、傭人心得、非常警護心得（大正五年九月一日警護規定と改む）物品供給人心得、工事請負人心得、工夫供給人心得、運搬請負人心得、印刷請負人心得、塵芥搬出人心得、鉋屑釿屑及鋸屑拂受人心得、樹木手入（又は移植）請負人心得、物品拂受人心得、同年六月工事及物品製作檢査官吏服務規程、柵門開閉時限見張及巡行規程、入札規則、同五年八月警護規定等を制定せり。

第二節　經費の調節

造營期間の半は時恰も、歐洲大戰期に屬し、其の影響を蒙ること甚しく、物價及び勞銀は日に月に昂騰し、日本銀行調査物價指數表に依れば、造營豫算編成の際、物價の標準期とせし大正三年十月の指數一二五・七三に對し、鎭座祭前月たる同九年十月には、其の指數二九八、四五となり、實に約二十四割の暴騰を示せり。然るに造營費は、當初の豫算額三百四十五萬七千三百七十九圓に對し、三回分追加豫算額百七十六萬二千百八十四圓、卽ち五割一步弱の增額に過ぎざる上、工事は所期の事業年度內(七ヶ年)に完成せしめざるべからざるを以て、當局は最も敏活に之を處理し、毫厘の微と雖も經費の節約を計らんが爲め、工事材料購入に當りては、手續の煩瑣等を顧ず、直接局員を生產地に出張せしめ、稀に見る廉價を以て之を購入し、又大工職屋根職等特別技能を有する職工の雇傭に當りても、尠からざる手數を要せしに拘はらず、東京に於ける勞銀競上げを避くるは勿論、市價より低廉なる賃銀を以て雇入るゝことゝし遠隔の地方より之を募集して、漸く豫

定の人員を補充せり。然れども、土工の拂底に至りては、容易に之を緩和することゝ能はず。强ひて賃銀を增加し、人員を集むるも、能率甚だ低くして、豫定工事の進捗を計ること能はず。仍て當局は種々熟議の末、各府縣靑年團の造營奉仕を計畫し、土工に從事せしむることゝせしに、熱誠なる勤勞の結果は最も優良なる成績を擧げ、之が爲め工事進捗上多大の利益を收めたり。

此外鐵道省及び私設鐵道會社竝に汽船會社の好意に依る運賃半減、全國の諸官廳、公私團體、篤志家、陸軍省、農商務省、東京帝國大學農科大學、帝室林野管理局、朝鮮總督府、北海道廳、山梨縣廳、小笠原島等の木材石材類の寄進又は海軍省の好意による臺灣烏居材の運搬等各方面より多大の援助を受け、經費調節上益する所甚だ大なりき。今物價騰貴と豫算增額との割合を左に表示せん。卽ち罫線表中縱線の部分は、追加豫算を以て補充せられたるものにして、斜線の部分に對する補塡は畢竟するに經費の調節に對する當局者の努力と、各方面の熱誠なる物質的並に精神的奉仕に據るものなり。

物價騰貴率ト豫算增加率トノ比較（黒線ハ物價指數點線ハ追加豫算）

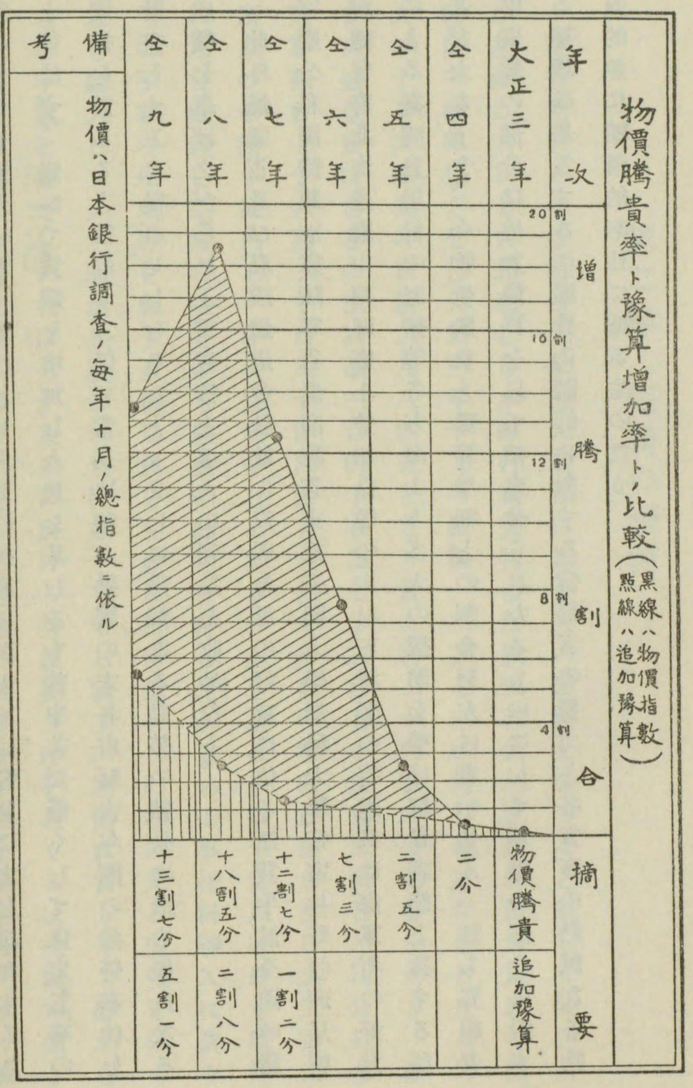

年次	增騰合計	摘要
大正三年		
仝四年		
仝五年		
仝六年		
仝七年	十二割七分	一割二分
仝八年	十八割五分	二割八分
仝九年	十三割七分	五割一分

備考　物價ハ日本銀行調査ノ毎年十月ノ總指數ニ依ル

第三節　請負人の選定

造營事業の開始せらるゝや、土木建築業及び物品販賣業者にて用命を出願する者甚だ多く、此等の中には營利の念を離れ、假令一部の用命と雖も之を受くるを以て、一家の至大なる名譽と心得たるのみならず、亦此の機を以て鴻恩の萬分の一に報い奉らんとする至誠に出づる者少からず。

仍て當局は其の意を諒とし、成るべく是等の希望を容れんと努めしも、事業には既に一定の制限ある上、請負人の良否は事業の進展に重大なる影響を及ぼすを以て、左の規定を設けたり。

一　請負人は相當の資產及び經歷を有するもの

二　入札參加の際常に不當の高價入札を爲さざりしもの

三　下請を爲さしむべき虞なきもの

四　相當の代理人使用人を有するもの

五　東京市內若くは附近に住所又は居所を有するもの

六他に身分相應の請負を爲し居るも猶ほ餘力ありと認め得べきもの出願者の中より願書の外、營業經歷書、營業及び納稅證明書を提出せしめ、請負の難易を考慮して、適當と認むる者を選び入札に參加せしむることゝせり。

第四節　工事材料購入法

工事材料は成るべく實費的價格にて購入せんとし技術部若くは事務部に於て、斯道に十分經驗ある者を選定して、先づ各生産地中最も廉價と認めたる地方の官公署或は商人等に就き、素材の價値、生産費、驛出及び最寄驛到着迄の實費其他相當手數料等を調査せしめ、之を以て豫定價格の大體標準となし、其の地方に於ける生産者中、特に信用ある者數名を選定し、是等をして、更に納入價格を競爭せしむると共に、法規の許す範圍内に於て、請負人を庇護するの方針を採り、閲覽せしむべき書類は仕樣書、明細書、繪圖面に至るまで、請負人をして寫取らしむるの煩を省き、一括して入札當日迄貸付するのみならず、契約書の作成等地方生産者に於て最も苦痛とする書類上の手續は一切當局に於て適宜指導又は直接執行し、又請負人の作業上、他の官公署に關係ある場合は、便宜當局に於て折衝を試み、請負代金の部分的支拂を爲す等、苟も請負人の便宜と認めたる事項は、手續の煩累を厭ふことなく、直接、間接に援助することゝし、特に此の旨を入札前、關係者一同に諒解せしめ置くを常とせり。

之を以て入札執行の場合生産人は、其の地方に於ける市價以内にて物品の引受を爲し、納入に際しても雜費を輕減し、市内に於ける仲繼商人の口錢、倉敷料を支拂ふことなく、直に當地に輸送することを得、相互の便益多大なるものあり。殊に當局材料は、幸に鐵道賃半減の特典ありしが爲め、市價よりも遙かに低廉なる物を購入し、造營上多大の効果を齎すを得たり。今左に二三の材料に就き、原宿驛着の購入價格を擧げ、以て市價との對照に資せむ。

種類	數量	期時	納入驛名	驛納單價	運賃	原宿着價格	商店渡東京相場	備考
切込砂利	三五坪	大正七年六月	府下福生	四、九〇〇円		二十圓內外		運賃ノ內積込賃及手數料ヲ差引タル純鐵道納金ハ當局ノ檢收セシ材料ニ限リ特ニ五割引
花崗石	六、一七〇切	同　年八月	茨城縣稻田	七六三	一、六三五	一圓卅錢內外		
割栗石	五〇四立坪	同	山梨縣　方津	九、五二〇	七、四七〇	二十圓內外		
洗砂利徑一寸二分止リ	三三坪	大正八年三月	府下福生	一〇、九四〇	五、七三〇	三十圓內外		
同徑八寸止リ	一三四坪	同	同	一一、一〇〇	五、七三〇	三十三圓內外		
同徑一寸五分以下三分止リ	四二六坪	同	同	一四、五〇〇	五、七三〇	三十五圓內外		
同徑止六分リ	三五立坪	同	同	一〇、二〇〇	五、七三〇	三十圓內外		
洗砂			同	七、六四二	五、七三〇	二十三圓內外		

第五節　材料遺拂及殘品處分

事業の進展に伴ひ、隨時各所に建設せし假設物甚だ多かりしも、原産地より取寄せたる工事材料は、到底此に收容すること能はず、其の多くは建物及び樹林の間を縫ひ、適宜之を配置せり。卽ち數千本の木曾檜材と、臺灣扁柏材其他約二百萬個の基礎工事用煉瓦、數千樽のセメント類、約二十萬の赤瓦、東京、靑森、秋田三大

林區署より納入せる數萬本の支柱並に足場丸太、數千石の秋田杉板割、十萬貫餘の丹波及び紀州産檜皮、百石餘の京都産竹釘、東京府、埼玉縣、神奈川縣産の砂利數千坪、八幡製鐵所の鐵材及び獻納に係る臺灣總督府の鳥居用扁柏材、朝鮮總督府の紅松、北海道廳の檜、榧の類、農商務省の屋久杉、東京府小笠原島進獻の桑板、タマナ材、檳榔樹並に全國よりせる九萬餘本の獻木各所に堆積し、加ふるに岡山縣北木島及び萬成産花崗石、茨城縣の稻田石、栃木縣の大谷石、長野縣の鐵平石、景石、山梨縣の鹽山石及び割栗石、福島縣の須賀川石等の諸石材至る處山を爲し、殆ど際限を見ず、流石廣濶なる地域も狹隘を感ずる程なりき。

仍て當局は物品會計官吏の下に數名の物品取扱主任を置き、各責任を分擔せしめ、周到なる用意と、細密なる注意とを拂ひ、以て嚴重なる保管出納を爲さしめたり。

次に殘品處分は、直營工事に於て當然の歸結とは云へ、殆ど想像以上に煩雜なる手數を要するのみならず、造營工事は建築、土木、林苑の三部に分れ、各作業方法及び作業區域を異にし、而も相互の連絡統一を圖り、一定の時期に全部の竣成を

見ざるべからず。從つて社殿造營の爲めには苑地たると道路たるとを問はず、或は假設物敷地を、或は材料置場を、或は材料運搬路等を適宜に使用し、又林苑、土木工事の爲めには、建築材料を他に搬移し、假設物を撤却する等互に利害關係相錯綜するを以て、一面には工事の進行に忙殺せらるゝと同時に、他面には不用の假設物の撤却及び諸工事材料其他工事用器具、機械類を敏速に處分せざるべからざるを以て、殘品處分係は關係技術部と連絡を保ち、機宜の手段を惹らず、事業の進捗に支障無からしめんことに努力せり。

而して殘品を處分するに當りては、各所散在の不用品を種類別に整理し時價を見積り、然る後他廳の要求に基き、保管轉換を爲すか、然らずんば、一々制規の手續を履み、有價拂下の方法を採らざるべからず。而も殘材の大部分を一般拂下の方法による時は、林苑事業に支障を來すのみならず、處分後拂受人に於て之を惡用する等不測の弊害釀生し、累を崇敬の上に及ぼす虞あるを以て、檜木皮を始め有用の殘材に就いては一般拂下の方法によるを見合せ、是等を青山外苑、明治神宮其他官國幣社以下の神社に無償にて給付する事とし、內務大臣の許可を經て、之を左の如く處分せり。

臺灣扁柏木皮材	六〇石	東京市役所內	財團法人	中央乃木會
木曾檜	八四四石	千葉縣安房郡神戸村	官幣大社	安房神社
臺灣扁柏	七五五石	同		
木曾臺灣切木	三八五石三分二	同		
臺灣扁柏	四五五石	千葉縣香取郡小御門村	別格官幣社	小御門神社
木曾檜木皮材	一二六石	和歌山縣海草郡宮村	官幣大社	日前國懸神宮
同	四〇〇石	同		
同	八〇〇石	同		
同	一〇三石五	同		
同	三八石	神奈川縣鎌倉郡鎌倉町	官幣中社	鎌倉宮
同	七一石五	東京府豐多摩郡代々幡町代々木村	社	八幡神社
同	七〇石	同		
臺灣扁柏木皮材	二七石	同		

臺灣扁柏木皮材	二〇石八	東京府豐多摩郡代々幡町代々木	村社	八幡神社
木曾臺灣切木	六〇石	同		
臺灣扁柏木皮材	八〇石	東京府豐多摩郡代々幡町幡ヶ谷	村社	氷川神社
木曾檜木皮材	三六石	同		
木曾切木	一〇石	栃木縣那須郡狩野村	縣社	乃木神社
檜皮	四〇〇束	同		
檜皮葺用竹釘	二石	同		
檜木皮	六六一石九	靜岡縣志太郡島田町	縣社	大井神社
木曾臺灣切木	五〇石	神奈川縣中郡大山町	縣社	阿夫利神社
同 木皮	五〇石	同		
同 切木	三〇石	東京府西多摩郡福生村	村社	神明社
同	五〇石	東京府荏原郡玉川村	村社	玉川神社
同	一六〇石	長野縣上高井郡井上村	縣社	小坂神社
同	三石	栃木縣足利郡吾妻村	村社	雀神社

木曾木皮	一〇〇石	東京市麹町區永田町	官幣大社	日枝神社
臺灣切木	三〇〇石	同		
木曾臺灣切木	一〇〇石	千葉縣長生郡一宮村	國幣中社	玉前神社
同	一五〇石	神奈川縣愛甲郡厚木町	郷社	厚木神社
同	九石	東京市日本橋區瀨戸物町	村社	福徳神社
同	八九石	東京府豐多摩郡淀橋町	郷社	熊野神社
臺灣扁柏木皮	六〇石	同		
木曾臺灣木皮	一五石	靜岡縣榛名郡吉田村	村社	山王神社
同	一〇石	靜岡縣小笠郡池新田村	郷社	高松神社
檜皮	三二一束	東京府豐多摩郡代々幡町	官幣大社	明治神宮
竹釘	一一石八	同		
扁柏木皮切木	三四二石六七一六同			
杉鋸木皮	二二石五 同			
欅枝	一四石八四六六同			

アサダ	○本九	官幣大社明治神宮	東京府豐多摩郡代々幡町	同
桑板	○石一九六			同
檳榔樹	三石九五五			同
胡桃	八本五二			同
紅松	四一本			同
欅	七本八〇二			同
梻	二二本二			同
アサダ	三二本二五			同
胡桃	二〇本二五			同
銅板	一二四枚			同
杉丸太	四七八本			同
杉板	七〇面坪			同
杉貫	四〇丁			同
鐵線	八九貫			同

木皮	三〇〇石	内務省	同
切木	約六石	文部省	同
木皮	約一五〇〇石	農商務省	同
切木	二〇〇石	外苑	同
丸太類	數百本		同
雜材料	數廉		同

第六節　雇傭

直營工事に要する勞働者の傭入に當り、之を直傭となすには、當局に於て人物を精選して採用するを以て、多くは素質堅實、成績優良にして、賃銀低廉なる割合に能率增進するのみならず、被傭者に於ても、晴雨に拘はらず、一定の賃銀を給付せらるゝ等相互に利益あるを以て、當局は成るべく此の方針に從ふことゝせしも、悉く之に據る時は其の煩に堪へざるを以て、植木職及び土工の如く屋外作業に從事し、作業又天候の都合上就役の斷續常なき者は、供給請負人より供給せし

め、之に反し晴雨に拘はらず、系統的に作業し得べき大工、木挽、石工、檜皮工、銅板工の如きものは之を直傭とせり。

然るに歐洲大戰に因る財界の好況は、事業の勃興となり、勞力の不足、勞銀の昂騰殆ど底止する處を知らず、容易に適當なる勞働者を得ること能はず。加ふるに經費關係上給與厚からざりしを以て、他に轉業するもの續出し、就中大工職の如きは其の影響を蒙ること最も甚しく、大正八年下半期の如きは、約三百人を補充するに非ざれば、到底豫定の工事を遂行すること能はざるに至れり。

此に於て、當局は審議の末募集の比較的有効と認めたる二十五府縣を選び、該管内二十五新聞に募集廣告を試み、或は局員を各方面に派遣し、募集に從事せしむることゝせり。（大正八年十月末）大工職應募者心得方左の如し。

一大工職ハ二十歲以上初給貳圓拾錢二十歲未滿ハ年齡ニ應シ相當ノ額ヲ給ス

初給ハ貳圓拾錢ナルモ採用後十日程ノ成績ヲ考査シ技倆次第ニテ漸次增給シ尚ホ時々給金値上ヲ爲スニ依リ優秀ノモノハ貳圓五拾錢以上三圓近クノ給料ヲモ與フルコト

一大工職應募者ニシテ採用後四ケ月內ニ九十日以上出勤シタルトキハ居住地ヨリ代々木工務所迄ノ旅行ニ對シ左ノ召喚旅費ヲ支給ス

鐵道賃　一哩　三錢
車馬賃　一哩二十二錢五厘
宿泊料　一圓二十錢
一日給賃金ノ外ニ年末又ハ御造營工事御出來後ニ於テ臨時給與ヲ爲スコトアルヘシ
本年ハ七月ト十月トノ二回ニ其ノ都度月收額ノ一割八分以上三割迄ノ臨時手當ヲ支給セリ
一大工徒弟ニシテ就職中工手學校其他ノ夜學校ニ通學セントスル者ハ相當ノ便宜ヲ與フルコト
一採用ノ通知ヲ受ケタル者ニシテ東京ノ土地不案內ナルカ親戚友人ナキカ爲メ居住ニ迷惑ヲ感スル者ハ上京ノ際代々木工務所ニ直ニ出願スルコト

十一月末ニハ當局ノ大工職合宿所ヲ設クルノ計畫ナルニ依リ相當便宜ヲ得ルコト若シ滿員ノ際ハ格安ノ旅館又ハ下宿屋ヘ案内スル等相當世話ヲ爲スコト

一下宿スレハ一ケ月貳拾圓內外ナルコト

一休日ノ外ハ晴雨ニ不拘作業シ得ルコト

一純勞働時間ハ一年平均八時間半(冬期ハ七時間半)時間外ハ一時間一割二分歩增給與

一當御造營ハ今後約壹ケ年繼續スルコト

一給料ハ月二回拂ナルコト

一履歷書及身元證明書ハ都合ニヨリ差出ササルモ差支ナシ

一大工職就業場所ハ東京府下代々幡町明治神宮造營局代々木工務所(山ノ手線原宿驛向側ナルニヨリ新宿ト品川トノ間)

其の效空しからず、至誠を以て奉仕を申出づるもの甚だ多く、幾何もなく豫定人員を超過し、三百五十名を採用して、猶ほ陸續するの好況を呈せり。而して是等の被採用者は何れも誠心誠意作業に服し、成績頗る良好にして、中には賃銀を蓄積して、神宮造營の資金に獻納を申出でし特志家をさへ出すに至れり。

又工夫を供給請負により傭役せんとするには、數名の供給希望者をして賃銀を競爭せしめ、最低見積のものに之を申付くる方法と、官署に於て適當と思惟する一定の賃銀を定め、希望者をして供給せしむる方法との二種あり。前者は賃銀を競爭せしむるを以て、低廉の賃銀にて供給せしめ得る利益ありと雖も、其の反面には素質不良或は供給不充分等の弊害生ぜんも計り難きを以て、大體後者によることゝなし、豫め官公署及び民間作業所、職業紹介所、各職組合、土木建築業者等に就き市價を取調べたるものを參考とし、審議の末、現在及び將來の經濟狀態、需給關係等を考慮し、適當と認むる賃銀を定め、然る後隨意契約を以て信用ある請負人をして供給せしむることゝせり。

第七節　警護

神宮の境內に地域の廣大なる上に、舊御茶屋、舊御殿の如き特別由緒ある建物

を始め、幾多の假設物及び貴重材料各所に散在し、隨所に火氣を使用するのみならず、墻塀未だ全からず、材料堆積の間に於て、漸次殿舍を構成せざるべからざる等警護の必要極めて大なるを以て、當局は造營工事開始と同時に非常警護心得を制定し、工務所主任の下に取締掛、巡視及び請願巡査を配屬せしめ、以て域内全般を警戒せしむることゝせり。然るに工務所構内の一廓は、工事の進行に伴ひ材料激增し、工夫の就役亦多數となるに及び、益々警護の必要生じたるを以て、大正五年六月構内專屬の警備機關として工場監守を置き、同年九月に至り非常警護心得を警護規定と改め、茲に常時及び非常時に於ける各取締機關の行動に關し嚴格なる一定の準則を規定し、萬一の場合直に規律ある行動を取り得ることとせり。又工夫供給契約中には、萬一の場合其の所屬工夫をして直に駈付けしむる規定あるも、實際に當り充分の期待を爲し得ざる虞あるを以て、非常の際に於ける警備の補助機關として、同年十一月澁谷、千駄ヶ谷、代々幡の三ヶ町より町消防組員に非ざる者三十名を選びて之を警護夫となし、更に漸次殿舍の構成せらるゝに伴ひ、非常用具を各要所に配置し、日夜警戒に努めたり。

第八章　境内地

第一節　境内地の沿革

代々木は豊多摩郡代々幡町の大字にして、地積の大部分は北多摩、荏原、北豊島の諸郡と同一程度の高さに延びたる洪積層の高臺なるも、千駄ヶ谷川、代々木川の流るゝ部分は、沖積層の低地にして、丘陵相錯綜し、其の地形恰かも掌を開きたるが如し。其の位置往時東は千駄ヶ谷村に、西は荏原郡下北澤村に、南は中澁谷、上豊澤の二村に、北は幡ヶ谷角筈の二村に隣して、中野と布田との中間に位し、草色遠く相列りたる原野にして、頗る遊觀に適せしといふ。

卽ち中野、布田野、牟禮野と共に代々木野の名を以て聞え、所謂武藏野の一部なりしが、德川氏の開府と共に、居民之を開き、遂次聚落を形成して、寛永の末年には諸侯の抱邸及び旗本の屋敷等漸次造營せられ、代々木村の名稱も亦其の間より出來しに似たり。明治二十二年五月隣村代々幡村と合併し、大字代々木といふ。

拠て此に廣大なる地域を占むる宮域は、代々木練兵場に連る洪積層の平坦なる高臺地にして、往時東は三枝靱負の屋敷に隣し、西は代々木村に沿ひ、南は上澁谷、上豐澤、穩田、原宿の四村に接し、龜井隱岐守、諏訪若狹守の抱邸其の間にあり、北は森林を以て千駄ヶ谷に連れり。元熊本藩主加藤忠廣の別邸なりしを、寛永十七年五月、三代將軍德川家光之を彦根藩主伊井直孝に與へしかば、直孝大に土木を起して修補を加ふ、其後家光屢々此邸に臨む。

今同家所藏の千田ヶ谷御屋舖繪圖を按ずるに、周廻千七百三十餘間、東西四百五間、南北四百六十五間、總坪數十八萬二千三百四十二坪あり。周圍は松並木にして中央は裏山といふ。樅、樫、雜木の繁れる小高き丘と、一つ山と名づくる松林の丘とあり、此に鹽硝藏存す。西部と北部とは殆ど畑地にして、一少部分に柿、栗、雜木の林あり。東部及び南部の地一帶は所謂庭園にして、東部の中央に御殿と萩の御茶屋といへる建物あり、梅林、萩園之を圍み、北方泉水を隔てゝ又一箇の殿舍と相對す。東方は長さ百八十間の馬場通にして、松並木に接し、東南は芝生を以て南部に連り、其間に代々木の名稱を發生せしといふ樅の大木あり。此の

巨樹凡そ何百年を經過せしや明かならずと雖も、其の幹甚だ大にして、男子四人兩手を張りて漸く圍むを得。若し繁茂するに任せ斧鉞を加へざれば、合抱の旁枝地に貼して長く延び、四方三十餘間に及び、夫より梢に至る迄次第に短くなれるも、巔頂迄能く齊へるを以て梯を掛けずして攀ぢ登られ、巔に達すれば、東京府下の市街は一望の下に映ぜしと云ふ。今は枯死して其の形骸を止むるのみ。

其東南に樅の御茶屋あり。又南西には二千四百餘坪の大なる池あり。深さ六七尺御泉水と稱し、東部に島あり、中央部の北端は水田を以て清正井戸と稱する清冽なる井戸に連り、流末は隣境穩田村に入りて水田を潤す。水田の東方は雜木林にして、西南方には、向御殿と呼ぶ建物と、一面芝生を以て蔽はるゝ大爪山とのみ存せり。

此地は維新後迄井伊家の所有なりしが、明治六年一旦之を上地し、更に請ひて拂下げたりしに、同七年七月に至り、宮內省再び之を購入して、同廿二年十一月世傳御料地に編入し、皇室財產令施行に際しては、陸軍省用地より編入せる接續普通御料地をも之に加へ、總面積二十萬六千三百九十九坪となれり。其後庭園の

東部は、萩御茶屋と、泉池の傍にある御殿とを取拂ひて、單に之を御殿と稱せり。
南部も亦雜木林の所に隔雲亭と云へる御茶屋を建て、其の前面芝生地に躑躅を點植して、岡を作り、池には釣臺を築きて御漁の用に供し、水田には花菖蒲を、其兩側には萩、山吹の灌木類を群植し、向御殿の所には東屋を作り道路を現今の如く改造して代々木御苑と稱せり。越えて明治四十三年四月明治天皇の思召により、代々木練兵場の一部、卽ち上澁谷竹の下同字原、代々幡村大字代々木字深町の地二千六百八十三坪四合三勺を陸軍省より讓受け、同年六月之を御料地に編入し、外側に樫を植栽して砂塵を防止せり。

斯くの如く此地は森林幽邃にして、清冽なる泉水自然に湧出するを以て、此の野趣は雲井の上にも甚だ愛でさせられ、明治十九年一月明治天皇の行幸ありしを始め、英照皇太后、昭憲皇太后及び今上天皇未だ東宮に在せし頃、屢々行啓ありしといふ。

明治天皇行幸

明治十九年一月十九日　南豐島御用邸

今上天皇

東宮に在らせられたる時、最近の行啓は明治四十五年五月十九日にして、其の以前屢々行啓在らせられたりと云ふ。

昭憲皇太后行啓

明治二十二年四月十五日　南豐島御料地
同　年六月廿七日　同上
同　三十三年七月廿三日　南豐島新宿兩御料地
同　三十五年四月　八日　同上
同　三十六年六月廿三日　同上
同　四　十年六月廿九日　同上
同　四十一年六月　一日　日比谷赤十字總會ヨリ南豐島御料地
同　年六月廿二日　南豐島御料地
同　四十二年六月　十日　同上

英照皇太后行啓

明治二十二年四月十三日　南豐島御料地
同　年六月廿七日　同　上
同　二十五年十月十四日　同　上

第二節　境內地建物等の受領及其擴張

附　境內地の貸與

造營に先立ち宮內省と交渉の上、大正四年六月左の御敷地及び建物を受領せり。

南豐島世傳御料地
東京府豐多摩郡代々木外輪（自千七百七十五番至千八百七十二番）
全面積六十九町八段二畝十二歩（實測）ノ內
一、貸付面積六十八町七段九畝二十九歩
接續普通御料地
東京府豐多摩郡代々木字深町外二

全面積八段九畝十九歩（實測）
一、貸付面積八段九畝十九歩
合計貸付面積六十九町六段九畝十八歩
南豐島御料地建物

匠第一號
一、御　殿（長押塀付正門一ヶ所）　一棟
木造、瓦葺平家九十二坪三合四勺一才

匠第二號
一、御茶屋　一棟
木造、柿葺平家二十五坪三合六勺

匠第三號
一、附屬舍（仕人住所）屋形付井戸一ヶ所　一棟
木造、瓦葺平家七十坪

匠第六號

一、內匠寮員出張所　　一　棟
　木造、瓦葺平家五坪二合五勺
匠第十二號
一、湯　殿（匠第三號附屬舍仕人住所附屬）　一　棟
　木造、瓦葺三坪
匠第十三號
一、便　所（匠第六號內匠寮員出張所附屬）　一　棟
　木造、瓦葺五合
匠第十四號
一、便　所　御茶屋附屬　一ヶ所
　木造、杉皮葺杉皮張一坪八合四勺七才
イ號
一、四　阿　舍　一ヶ所
　茅葺、栗四本柱建方九尺貳寸、建坪貳坪參合五勺壹才

ロ號
一、四　阿　舍　一ヶ所
　茅葺、栗四本柱建方九尺、建坪貳坪貳合五勺

されど上記の面積のみにては、猶ほ充分ならざるものあり、又社殿の南面するに對しても風致を增し、砂塵を防ぐ設備を施す爲めにも、代々木練兵場の一部を境內に編入するの必要あるを以て、同三年六月三日陸軍省に向ひ練兵場接續の民有地を買收し、之に御料地の一部を加へて其の代償たらしむるにより、代々木練兵場の地一萬四千坪を境內地として割讓せられんことを求めたりしが、其後設計の進捗に伴ひ、表參道廣場西方の植樹帶を特に蓊蔚たらしめ、舊御苑南池の水源工事を施す事となりしかば、同四年九月二十七日、當局は最初の豫定區域を變更して、更に千九百十五坪の增加を求め、同年十月七日併せて其の承諾を得、同五年四月十五日宮內省と交涉の上、代々木練兵場編入の御料地五千五百八十一坪を返還し、陸軍省には速に其の管理換に著手せられんことを請求せり。

然るに陸軍省の要求により、南參道廣場入口の南方土壘外側に於て、鐵道線路

に沿ひ、南折して有效幅員八間の行幸道路を築造する事となりしを以て、同年八月十日三度二百五坪の增加を求め、同六年三月一日其の承認を得、同七年五月十三日合計一萬六千五百九十三坪の土地を受領し、陸軍省には其の代償として、買收地五千二百十二坪を交付せり。

土地		實測面積
東京府豐多摩郡澁谷町大字澁谷	坪數	八千二百七十三坪三合八勺
同　府同　郡同　町大字同	外二十筆	七百三十二坪四合七勺五才
同　府同　郡代々幡町大字代々木	外六筆	八百五十一坪一勺
同　府同　郡千駄ヶ谷町大字穩田	外九筆	六千五百三十坪五合四勺五才
同　府同　郡同　町大字同	外十四筆	二百五坪六合七勺
同　府同　郡同　町大字同所百九十五番地ノ內同		一萬六千五百九十三坪八勺
合計		

斯くて造營事業は着々其の歩を進めたりと雖も、偶々北參道口に當りて、風致保存上樞要の土地聊か必要生ぜしかば、同五年十二月六日宮內省と交涉の上、接續御料地三段五畝十五歩を借用せり。

境內地の擴張は上述の如しと雖も、山手二線の增設により、鐵道院より其の數地として、同四年八月十四日及び同年十月二十三日の前後二回に亙り、二千五百三十坪の境內地借用を求めしかば同年十一月二十五日當局は境內東方四百八十間の土壘築造と、十六坪の鐵道用地の借用とを條件として之を承諾せり。

爾來鐵道院の設計變更と、當局の工事改良とにより、兩者の間に種々折衝を重ねたる末、宮內省の承諾を經て、世傳御料地千五百五十坪、普通御料地二百五十坪及び神宮境內地の一部分とを併せて鐵道院に貸渡し、鐵道用地若干坪を神宮敷地に借入るゝこととゝし、同九年三月三日上記の御料地を宮內省に返還し、同八年十二月二十七日神宮境內地五百三十七坪を鐵道省に貸與し、同時に六十六坪の鐵道用地を借入せり。此に於て、神宮の境內地は差引二十一萬八千八百九十三坪となれり。

明治神宮境內地坪數移動一覽

世傳御料地	二十萬六千三百九十九坪	大正四年六月十六日受領
普通御料地	二千六百八十九坪	

普通御料地　千　六　十　五　坪　同　六年一月十七日受領
世傳御料地　五千五百八十一坪二合五勺　同　五年六月　五　日返還
代々木練兵場　一萬六千五百九十三坪八勺　同　七年五月十三日受領
世傳御料地　千五百五十坪六合三勺）　同　九年三月　三　日
普通御料地　二百五十坪一合五勺）　鐵道用地ノ爲メ返還
神宮境内　五百三十七坪六合五勺　同八年十二月二十七日　鐵道省ニ貸渡
鐵道用地　六十六坪九合三勺　同年同月同日　神宮敷地ニ借入
差引　二十一萬八千八百九十三坪三合三勺

第九章　工務所の設置及境内引込線の敷設

大正四年六月宮内省より境内地及び建物一切を受領せしに引續き、同年八月代々木工務所を開設し、工營、林苑の二課と經理課の一部とを此に移して事務を執らしむると共に、巡視、請願巡査、工場監守、警護夫を置きて警火、防盜、一般取締、其他非常の警戒に當らしめ、同年九月二十五日工務所主任を置き、其の事務一切を監督せしめ、同十年十二月二十五日、造營事業の完成を待ちて之を廢止せり。

然るに、原宿驛に頻々として到着する木曾御料林産の檜材及び國民の赤誠を籠めたる獻木の類は、驛積換若くは荷車積換の際損傷する虞あるのみならず、是等の長大なるもの、或は重量ある鐵材、石材の類を廣大なる地域の工事場に運搬せんとするは、頗る難事にして、且つ極めて煩雜なる手數を要し、工事進捗上多大の障害あるを以て、當局は原宿驛より境内地に數條の引込線を敷設して、是等の困難を除かんと欲し、同四年五月十九日鐵道院に向つて其の事情を訴へ、引込線

の敷設を依頼せしに、同年八月十四日、鐵道院は山手二線增設工事施行の場合、本側線の移轉、改造費竝に使用廢止後の撤去復舊費等を當局の負擔として、其の敷設を諾すると共に、永久無償使用を條件として、山手二線增設の敷地二千三百坪を要求したり。仍て當局は同年九月二十日、境内東方土壘五百四十八間の築造と、鐵道用地十六坪の借用とを條件として、其の提議を容るゝ事とせり。

此に於て鐵道院は同年十月二十日其の條件を承諾し、土壘の築造及び引込線の敷設は、中部鐵道管理局をして之に當らしむる旨を告げ、同年十月二十三日更に二百三十坪の借地を求めて、同年十一月二十五日其の許諾を得、同五年一月中部鐵道管理局をして先づ引込線を敷設せしめ、同年二月十五日、當局との間に機關車の出入同數、運轉時、牽引車數、貨車の出入料金貨車貨物の受授貨車積卸及び貨車返還時間、貨車留置料幷に違約金、貨車機關車の損害、修理等に關する契約を締結せしめ、工事材料及び進獻の樹木を運搬せり。然るに其後造營工事も漸次進捗し、引込線の必要なきに至りしかば、同九年十一月東京改良事務所と交渉の上之を撤廢せり。

第十章　造營の諸祭

第一節　地鎭祭

造營に關する祭儀は、古例のまゝに地鎭祭に始まる。大正四年十月七日、雨天の折から未明より諸般の設備に取掛り、先づ御敷地内に祭場を劃して、中央に祭壇を、左右に神饌所並に祭員、伶人奉仕員、參列員の幄舍、修祓所等を設け、通路を千駄ヶ谷、山谷、原宿の三ヶ所に開き、祭場參進口には受付を置き、舊御殿を參集所に、御庭を參列員の休憩所に、工務所を局員の控所に充つ。祭場の四隅には、齋竹を立てゝ注連繩を曳亙し、祭壇の奥正面に神籬を安き、前面左右に眞榊を立て、側に案を設けて鎭物及び忌鍬、忌鍬を置く。斯くて奉仕員、祭員、童女、伶人、工匠等各參集所に參集し、更衣の後、參進の時刻を待つ。八時祓所役、典儀等の諸員祓所に著き、祓の儀あり、先づ神籬、神饌、祭具を、次に典儀を祓ふ。次に八時三十分祭員及び奉仕員參進、車寄に手水の後、參集所前庭に列立、一揖の後行進、祓所に修祓を受け、

祭場所定の座に著く、齎て齋主降神の儀を行ひ、副齋主以下の祭員奏樂裡に神饌を供す。次に齋主徐ろに神前に進みて左の祝詞を奏す。

掛麻久母恐伎此乃地乎宇斯波伎坐須大神等乃大前爾齋主正六位勳六等久保憙鄰恐美恐美母白左久明治神宮登宮乃名稱奉里氐掛麻久母恐伎明治天皇又昭憲皇太后二柱尊乃大御靈乎鎭坐世奉留瑞乃御殿造仕奉良牟事乃爲爾此乃代々木野乃大御園乎忌鍬以知氐荒草刈拂比忌鍬以知氐木根繁開伎土敷均志石曳居憙氐大宮地登齋定奉良牟登爲氐年乃中爾月乎擇毘月乃中爾日乎選毘氐今日乃生日乃足日爾大神等乃大前爾拜美乞祈美御食御酒種々乃物乎獻奉里氐祭鎭奉良久波此乃大宮地波雨降里風吹久登母動伎傾久事無久地震搖里水溢留登母崩衣損布事無久敷坐左牟二柱尊乃大御心母靜介久堅石爾常石爾大坐々須倍伎可美大宮地登守給比幸給閉登祭鎭奉良久乎平介久安介久聞食世登恐美恐美母白須

大正四年十月七日

次に齋主は直に祭員を隨へ、北東の方より順次四隅に向つて宮地を祓ひ、童女

地鎮祭祭場其他案内圖

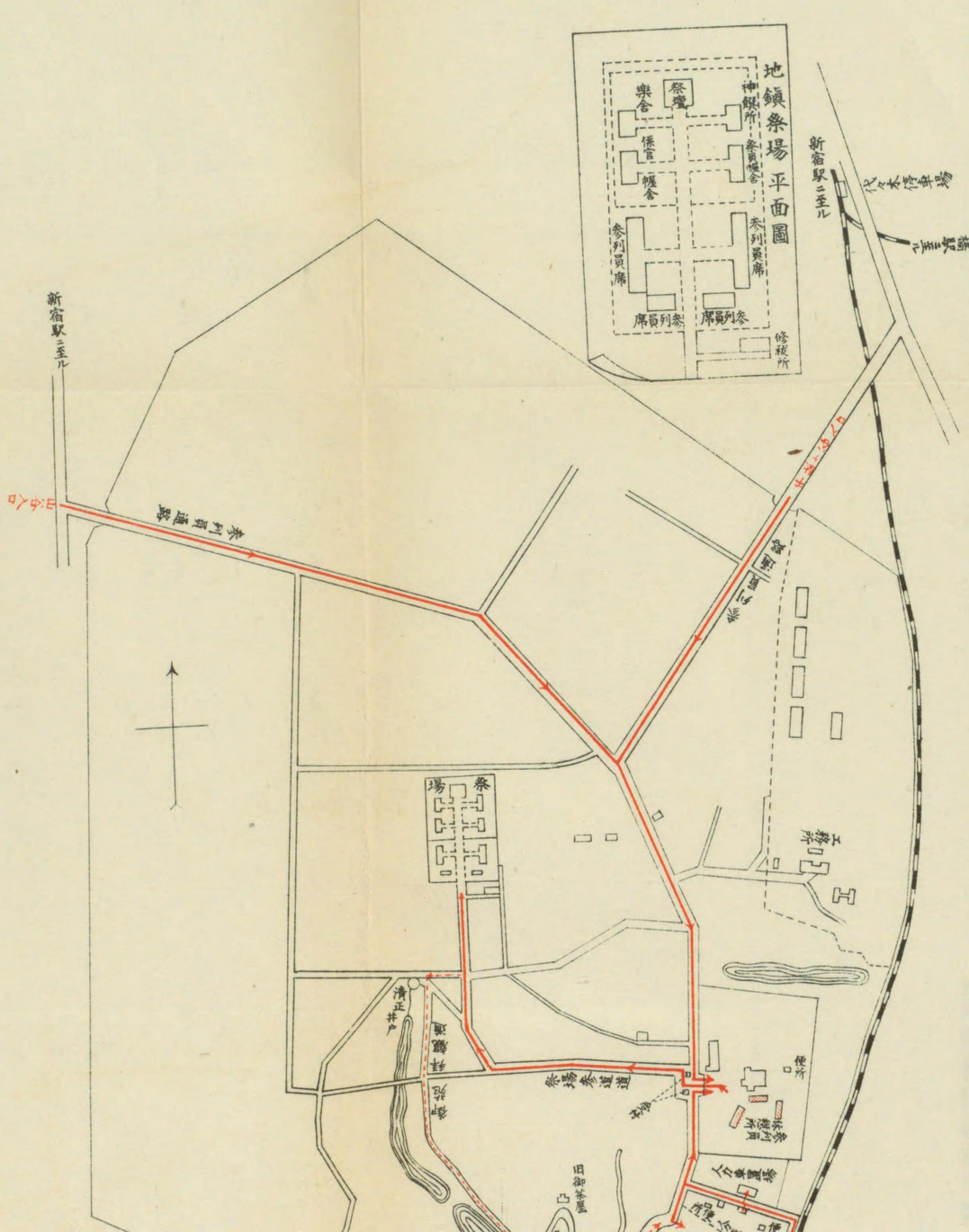

祭場所定の座に著く、而て齋主降神の儀を行ひ、副齋主以下の
を供す。次に齋主徐ろに神前に進みて左の祝詞を奏す。

掛麻久母恐伎此乃地乎宇斯波伎坐須大神等乃大前爾齋主
惠鄰恐美恐美母白左久明治神宮登宮乃名稱奉里氏掛麻久
昭憲皇太后二柱尊乃大御靈乎鎭坐世奉留瑞乃御殿造仕奉
代々木野乃大御園乎忌鎌以知氏荒草刈拂比忌鍬以知氏木
石曳居惠氏大宮地登齋定奉良牟登爲氏年乃中爾月乎擇毘
氏今日乃生日乃足日爾大神等乃大前爾拜美乞祈美御食御
里氏祭鎭奉良久波此乃大宮地波雨降里風吹久登母動伎傾
水溢留登母崩衣損布事無久敷坐左牟二柱尊乃大御心母靜
大坐々須倍伎可美大宮地登守給比幸給閉登祭鎭奉良久乎
世登恐美恐美母白須

大正四年十月七日

次に齋主は直に祭員を隨へ、北東の方より順次四隅に向つ

祭場所定の座に著く、齎主降神の儀を行ひ、副齎主以下の祭員奏樂裡に神饌を供す。次に齎主徐ろに神前に進みて左の祝詞を奏す。

掛麻久母恐伎此乃地乎宇斯波伎坐須大神等乃大前爾齎主正六位勳六等久保恵郷恐美恐美母白左久明治神宮登宮乃名稱奉里氏掛麻久母恐伎明治天皇又昭憲皇太后二柱尊乃大御靈乎鎭坐世奉留瑞乃御殿造仕奉良牟事乃爲爾此乃代々木野乃大御園乎忌鍬以知氏荒草刈拂比忌鍬以知氏木根墾開伎土敷均志石曳居恵氏大宮地登齋定奉良牟登爲氏年乃中爾月乎擇昆月乃中爾日乎選昆氏今日乃生日乃足日爾大神等乃大前爾拜美乞祈美御食御酒種々乃物乎獻奉里氏祭鎭奉良久波此乃大宮地波雨降里風吹久登母動伎傾久事無久地震搖里水溢留登母崩衣損布事無久敷坐左牟二柱尊乃大御心母靜介久堅石爾常石爾大坐々須倍伎可美大宮地登守給比幸給閉登祭鎭奉良久乎平介久安介久聞食世登恐美恐美母白須

大正四年十月七日

次に齎主は直に祭員を隨へ、北東の方より順次四隅に向つて宮地を祓ひ、童女

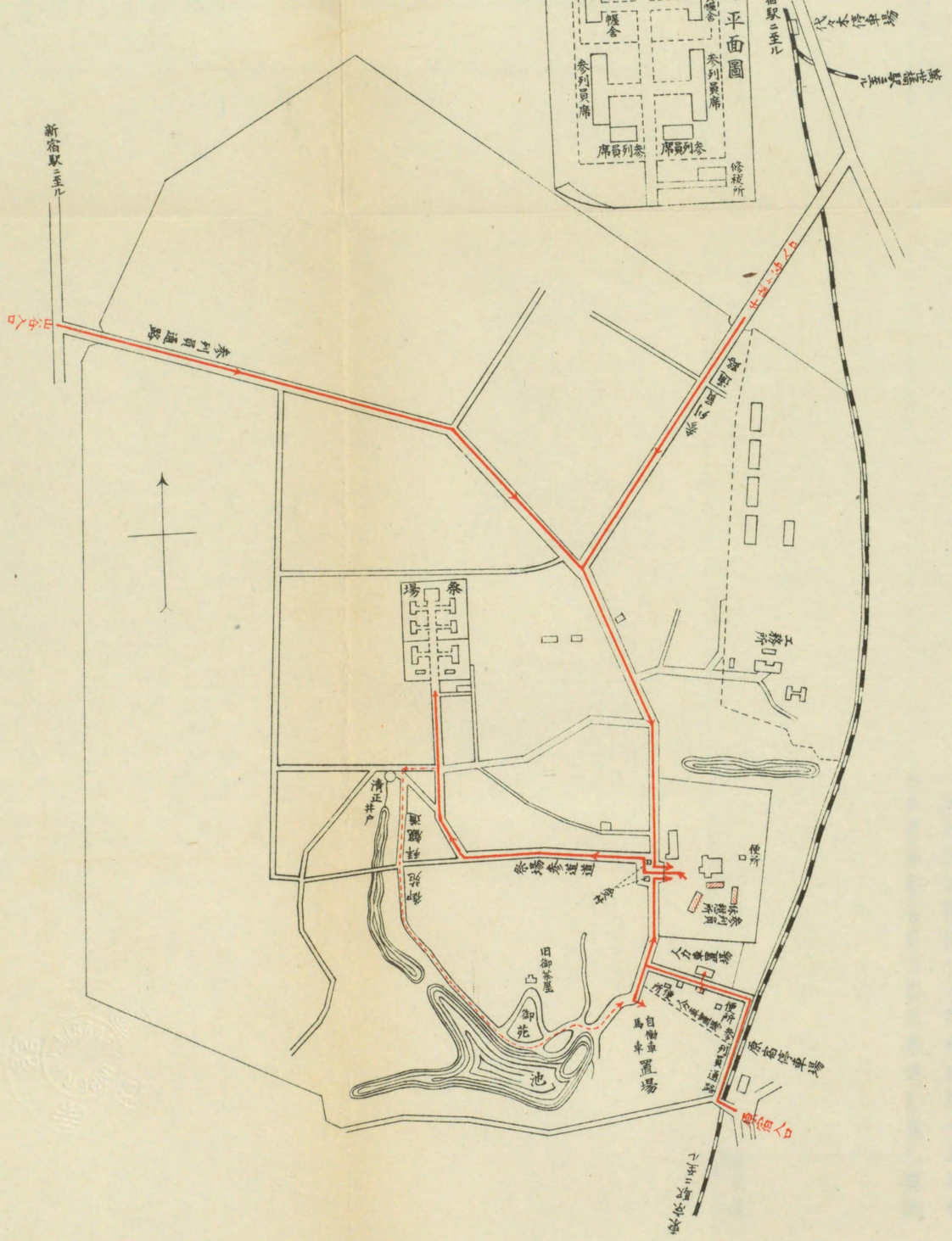

の一員忌鍬を執りて中央に進み、三度之を用ひて草刈初の式を行ひ、次の童女一員忌鍬を執りて同じく中央に進み、三度之を用ひて穿初の式を行ふ。次に副齋主忌鎌を執り鎭物を埋納する式を行ふ。次に久保齋主、一木副總裁、參列員總代尾崎司法大臣等順次玉串を捧げて拜禮、次に副齋主以下の祭員神饌を撤し、齋主昇神を奉仕す。

當日の祭式次第左の如し。

當日早旦祭場ヲ鋪設シ祭具ヲ辨備ス

其ノ儀御敷地内祭場ノ四隅ニ齋竹ヲ立テ注連ヲ引亙シ正面ニ神離臺ヲ安キ前面左右ニ眞榊（眞榊ニハ五色ノ帛ヲ垂レ左ニ鏡玉右ニ劍ヲ挂ク）ヲ立ツ鎭物及忌鎌忌鍬ヲ設ク

特刻造營局副總裁以下掛官（齋服）祭員（齋服）童女（汗衫）樂員（直垂）工匠（素襖）參集

次諸員祓所所定ノ座ニ著ク

次祓主祓詞ヲ白ス

次祭員一員大麻ヲ執リ一員鹽湯ヲ執リテ祓フ

次諸員祭場所定ノ座ニ著ク

次齋主降神ヲ奉仕ス（菅掻警蹕）此ノ間一同起立

次副齋主以下神饌ヲ供ス　此ノ間奏樂

次齋主祝詞ヲ奏ス　此ノ間一同起立

次齋主宮地ヲ祓フ

次童女一員草刈初ノ式ヲ行フ

次童女一員穿初ノ式ヲ行フ

次祭員鎭物ヲ埋納ス

次諸員拜禮

次副齋主以下神饌ヲ撤ス　此ノ間奏樂

次齋主昇神ヲ奉仕ス（菅掻警蹕）此ノ間一同起立

次諸員退下

奉仕員及び祭員左の如し。

副總裁一木喜德郎、造營局長塚本淸治、評議委員高橋作衞、馬場三郎、小橋一太、中川望、參與近藤虎五郎、參事荻野仲三郎、中山斧吉、宮地直一、技師牧彥七、折下吉延、

主事高橋豐太郎、屬龍金次郎、八束淸貫、技手上原敬二、

齋主久保悳隣、副齋主宮西惟助、祭員平岡好文、春田宣德、多湖實全、平岩幸次郎、矢島愼吉、椎名直胤、羽倉信一、村岡鑠一郎、和田耕、梶啓吉、童女賀茂繭子、梶富久子

此日司法大臣尾崎行雄外百二名參列せり。

次いで十一日午前十時より宮地參事、龍、八束の兩屬參集所に集まり、鎭物を埋納すべき用意に着手し、本殿の中心下十二尺を堀下げ、十四日埋納式を行へり。

埋納詞左の如し。

掛（麻久母）畏（伎）此（乃）地（乎）主人佩（伎）坐（世留）大神等（乃）大前（爾）明治神宮造營局參事宮地直一代理屬八束淸貫恐（美）恐（美母）白（左久）式（乃）任（爾）地鎭（乃）齋物（乎）此（乃）地（乃）底（都）磐根（爾）埋奉（里）納奉（禮留）狀（乎）諸（比）聞食（志氐）彌長久（爾）平（介久）安（介久）守奉（里）幸奉（里）給（邊登）恐（美）恐（美母）白（須）

第二節　釿始祭

造營工事の進捗に伴ひ、地鎭祭に次いで大正五年三月二十五日釿始祭を行は

る。當日早旦祭壇前面の式場に御木を安き、側に案を設けて鋸、墨壺、墨指、釿、鉋等の用具を備ふ。午前六時二十分奉仕員、祭員、伶人、木工等參集所に集まり、八時二十分諸員參進、祭儀を始む。齋主の祝詞左の如し。

此乃神籬爾招齋奉留掛麻久母恐伎屋船久久能遲命屋船豐受毘賣命手置帆負命彦狹和命四柱大神乃大前爾齋主正六位勳六等久保惠鄰恐美恐美母白左久天皇賀大命以知氏明治神宮乎建給比設給布斗此乃處爾端乃大御殿造仕奉留賀故爾奥山乃大峽小峽爾生立氏留眞木乃大木乎本打切里末打斷知氏中乃間乎持參來氏天都御量乃隨爾墨繩打掛介手斧打立氏御木造始米牟斗須是乎以知氏今日乃生日乃足日爾大神等乃大前爾斯久乃狀乎告奉里御食御酒種々乃物共乎捧奉里獻奉里氏乞祈奉良久波此乃工事爾預仕奉留官人等乎始米氏朝夕爾參入里退出留大工小工手人丁等爾至留萬傳各母各母負持氏留業乃隨爾勤美勵美氏諸乃思慮過留事無久種々乃技術違布事無久速爾功竟閉之米給比守幸給閉斗乞祈奉良久斗恐美恐美母白須

大正五年三月二十五日

了つて釿始の儀に移る。其の次第先づ技師、技手及び木工を率ゐて幄舍の座に著き、木工鋸を執り、左右に分れて御木の木口を伐ること三度、次に墨壺、墨指を執り御木の中心に當てゝ墨を打ち、緒錐、墨繩を執つて糸節を正し、墨打をなすこと三度、次に技師御木の中央前面に立ち、釿を執つて御木の本、末、中を打つこと三度、次に木工鉋を執り、御木の前面に立ち御木を打つこと三度、以つて其の儀を終る。次に久保齋主、一木副總裁、參列員總代箕浦遞信大臣等順次玉串を奉りて拜禮せり。

當日の祭式次第左の如し。

當日早旦祭場ヲ鋪設シ祭具ヲ辨備ス

其ノ儀御敷地内祭場ノ四隅ニ齋竹ヲ立テ注連ヲ引亙シ正面ニ神籬ヲ安キ前面左右ニ眞榊ヲ立テ正面ノ前方ニ式場ヲ設ク

式場内ニ御木ヲ安キ墨壺及釿等ノ具ヲ備フ

時刻副總裁以下掛員齋服技師技手直垂木工素襖參集

次祭員齋服樂員直垂參集

次諸員祓所所定ノ座ニ著ク
次祓主祓詞ヲ白ス
次祭員一員大麻ヲ執リ一員鹽湯ヲ執リテ祓フ
次諸員祭場所定ノ座ニ著ク
次齋主降神ヲ奉仕ス（菅掻 警蹕）此ノ間一同起立磬折
次副齋主以下神饌ヲ供ス　此ノ間奏樂
次齋主祝詞ヲ奏ス　此ノ間一同起立磬折
次技師技手木工ヲ率テ式場ノ座ニ著ク
次釿始ノ式ヲ行フ
其ノ儀木工御木ノ前ニ進ミ木口ヲ切ル
次技手木工ヲ率テ御木ニ墨ヲ打チ技師之ヲ檢知ス
次技手釿ヲ執リテ御木ヲ打ツ
次木工御木ヲ造ル
次技師以下本座ニ復ス

次諸員拜禮
次副齋主以下神饌ヲ撤ス　此ノ間奏樂
次齋主昇神ヲ奉仕ス（菅掻 警蹕）此ノ間一同起立磬折
次諸員退下

奉仕員及び祭員左の如し。

副總裁一木喜德郎、造營局長塚本清治、評議委員三上參次、萩野由之、市來乙彥、南部光臣、參與川瀨善太郎、伊東忠太、參事荻野仲三郎、坂田幹太、宮地直一、桐山平太郎、技師安藤時藏、屬椙杜吉次、服部吉治、技手木村米次郎、林助一、戸張正三、西井藤吉、

齋主久保悳鄰、副齋主宮西惟助、祭員平岡好文、多湖實全、寺尾猛、齋藤政吉、西久保白愛、河野光泰、正宮光大、中村六三、志賀正光、

此外參列員七十二名に達せり。

第三節　立柱祭

大正四年十月、地鎭祭の行はれしより五年、翌年三月斫始祭の擧げられしより、四ヶ年の日子を經過して、組立に著手する域に達せしかば、大正八年五月廿七日を以て立柱祭を行ふ。豫め神籬案の左右案上に榊枝と槌とを具す。午前七時諸員參集、更衣の後午前九時參進、祭儀を始む。齊主の祝詞左の如し。

此乃神籬爾招齋奉留掛畏久母畏伎屋船久久能遲命屋船豐受毘賣命手置帆負命彦狹知命四柱大神乃大前爾齋主從六位宮西惟助恐美恐美母白左久天地乃初發乃時爾天神乃大命以知氏二柱御祖神乃淤能碁呂島爾天降坐之氐天乃御柱乎見立氐八尋殿乎見立給比之大御神業乃隨爾今回造仕奉留掛麻久母畏伎明治天皇昭憲皇太后二柱尊乃鎭座左卒明治神宮乃瑞乃御殿乃齋柱乃大柱太久高久突立氐卒斗爲留爾依里氐今日乃生日乃足日爾大前爾御食御酒種種乃物乎棒奉里御祭仕奉里氐斯久乃狀乎告奉良久乎平介久安介久聞食之氐底都岩根爾突伎固卒留大宮柱動久事無久傾久事無久天地乃共無窮爾永久遠久守

給比幸給閉斗恐美恐美母言壽奉良久斗白須

大正八年五月二十七日

次に立柱の儀に移る。其の次第先づ技師、典儀の催に應じ、木工九員を率ゐて神前に進み、技師は檢知の座に、技手二員は祭壇の正面及び其の西南隅稱唯の座に立つ。次に技手の一員榊枝を執つて合圖をなし、他の一員之に應じて稱唯すれば、木工四員中央、南北の御柱を打固むること二度、次いで中央、東西及び四隅の御柱に及ぶ。終つて宮西齋主、床次副總裁、參列員總代原內閣總理大臣順次玉串を奉りて拜禮せり。

祭式次第左の如し

當日早旦祭場ヲ鋪設シ祭具ヲ辨備ス

其ノ儀御敷地內祭場ノ四隅ニ齋竹ヲ立テ注連ヲ引亙シ正面ニ神籬ヲ安キ

前面左右ニ眞榊ヲ立ツ

神前ニ木槌ヲ備フ

時刻副總裁以下掛員齋服技師技手直垂木工素襖參集

次祭員齋服樂員直垂參集
次諸員祓所所定ノ座ニ著ク
次祓主祓詞ヲ白ス
次祭員一員大麻ヲ執リ一員鹽湯ヲ執リテ祓フ
次諸員祭場所定ノ座ニ著ク
次齋主降神ヲ奉仕ス（菅掻警蹕）此ノ間一同起立磬折
次副齋主以下神饌ヲ供ス　此ノ間奏樂
次齋主祝詞ヲ奏ス　此ノ間一同起立磬折
次技師技手木工ヲ率キテ神前ノ座ニ著ク
次立柱ノ式ヲ行フ
　其儀技手木工ヲ率キ木槌ヲ執テ中央及ヒ四隅ノ御柱ヲ固ム
次技師以下本座ニ復ス
次齋主拜禮　祭員一同列拜
次副總裁拜禮　掛員一同列拜

次參列員總代拜禮　參列員一同起立磬折
次副齋主以下神饌ヲ撤ス　此間奏樂
次齋主昇神ヲ奉仕ス（菅掻警蹕）此ノ間一同起立磬折
次諸員退下
奉仕員及び祭員左の如し。
副總裁床次竹二郎、造營局長塚本清治、評議委員子爵田尻稻次郎、岡喜七郎、添田敬一郎、堀田貢、參與本多靜六、塚本靖、參事荻野仲三郎、佐野利器、宮地直一、技師大江新太郎、屬山中道政、薗田守晴、竹岡勝也、技手木村米次郎、大溝勇、高木一三、齋主宮西惟助、副齋主平岡好文、多湖實全、千葉三千代、清水榮、菊地岩太郎、伊藤一郎、瀨川澄麿、朝賀喜一、內藤正一、樋口悌次郎、林五助
此外參列員百五十名に達せり。

第四節　上棟祭

立柱祭に引續き、大正八年七月十二日上棟祭を行ふ。其の儀本殿屋上を祭壇

として神籬を安き、棟木の側に弓矢及び矢車を飾り、拜殿の前面左右に眞榊を立て、拜殿中門の間中央に博士杭を打ち、南神門の位置に假りに棟木を安き、又引綱を屋上より階下に懸けて引亙す。午前九時諸員參進、著席を終りし頃技手木工をして御棟木を奉戴せしめ、拜殿、中門を經て本殿屋上の壇に安き、小工引綱の本を執りて御棟木の兩端に結付く。次に祭儀を始む。齋主の祝詞左の如し。

此乃高殿乃高座爾神籬立氐々招伎奉里齋比奉留掛介麻久母畏伎屋船久々能遲命屋船豐受毘賣命手置帆負命彦狹知命四柱大神乃大前爾齋主從六位宮西惟助恐美恐美母白左久此乃處爾明治神宮乃瑞乃神殿造里仕奉留斗曩爾大神等爾告奉里氐眞木柱直久正之久築伎立氐太久嚴之久造里構閉氐木匠乃業乃懈留事奈久息牟事奈久勤之美營美仕奉里氐今日乃生日乃足日爾珍乃棟木波取揚具斗朝日乃豐榮登爾棟上乃御祭仕奉里大前爾御食御酒種々乃物乎捧奉里氐斯久乃狀乎告奉良久乎打都槌乃音毛左也加爾聞食志氐天乃御蔭日乃御蔭斗隱里坐左牟此乃神殿乃大棟乃千歲八千歲搖具事奈久動久事奈久天地乃如無窮爾高久嚴之久守給比幸給比氐今母造里仕奉留木匠乃業乃道々爾過都事奈久蹟布事奈久引揚具留綱手乃繩乃一筋爾撓牟事奈久緩布事奈久眞幸久幸久三枝乃三端四端爾殿造成之竣閉之米給閉斗恐美恐美母稱辭竟奉良久斗白須

大正八年七月十二日

次に上棟の儀を始む。其の次第先づ祭員奉仕員進んで祝詞舍の左右に列立し、博士杭に結べる引綱を執れば、技手中門內に進み、北面して榊枝を振り曳々と發聲す。總員之に應じて綱を引くこと三度、次に技師技手屋上の壇に登り、階下の技手榊枝を執りて千歲棟、萬歲棟、曳々棟と呼ぶ。之に應じて御棟木を打つこと三度、次に屋上の東北隅より始めて四隅に餅及び金錢、銀錢を撒くこと各三度、以て其の儀を終る。次に宮西齋主、床次副總裁、參列員總代東鄉伯爵順次玉串を執りて拜禮せり。

祭式次第左の如し。

當日早旦祭場ヲ鋪設シ祭具ヲ辨備ス

其ノ儀御敷地內祭場ノ四隅ニ齋竹ヲ立テ注連ヲ引亙シ正面ニ神籬ヲ安キ

前面左右ニ眞榊ヲ立ツ御棟木ニ布綱ヲ懸ケ弓矢ヲ飾ル

時刻副總裁以下掛員齋服技師技手直垂木工素襖參集

次祭員齋服樂員直垂參集

次諸員祓所所定ノ座ニ著ク

次祓主祓詞ヲ白ス

次祭員一員大麻ヲ執リ一員鹽湯ヲ執リテ祓フ

次諸員祭場所定ノ座ニ著ク

次齋主降神ヲ奉仕ス（菅掻警蹕）此ノ間一同起立磬折

次副齋主以下神饌ヲ供ス　此ノ間奏樂

次齋主祝詞ヲ奏ス　此ノ間一同起立磬折

次技師技手木工ヲ率キテ神前ノ座ニ著ク

次上棟ノ式ヲ行フ

其ノ儀御棟木ヲ奉揚シ技手木工ヲ率キテ之ヲ打チ終テ圓餅及錢ヲ投ス

次技師以下本座ニ復ス

次諸員拜禮

副齋主以下神饌ヲ撤ス　此ノ間奏樂

次齋主昇神ヲ奉仕ス（菅掻警蹕）此ノ間一同起立磬折

次諸員退下

奉仕員及び祭員左の如し。

副總裁床次竹二郎、造營局長塚本清治、評議委員男爵阪谷芳郎、石原健三、川村竹治、西野元、主事野島勝七、參與伊東忠太、原凞、參事池田宏、山田準次郎、牧野正雄、荻野仲三郎、宮地直一、技師大江新太郎、本郷高德、井上清、志知勇次、屬高橋孝三郎、稻住張吉、村越進、技手木村米次郎、林助一、大塚喜一、菊池彌右衞門、戸張正三、西井藤吉、山本惣三郎、囑託田中宗次良、岡田竹治郎、齋藤操政

齋主宮西惟助、副齋主平岡好文、祭員多湖實全、春田宣德、河野光泰、小針常治、今井直、大野吉治、春田安三郎、吉田光長、富岡宜水羽倉信一

此外參列員百七十名に達せり。

第五節　清祓及新殿祭

上棟祭後既に一ヶ年を經過し、社殿の工事も全く竣成するに至りしかば、大正九年十月二十八日を以て清祓及び新殿祭を行はる。當日午前八時諸員參進、修祓の後奉仕員拜殿の座に著き、祓所役の祭員本殿階下に至り、北面して中門透垣內を、次に拜殿の外に至り、階下に北面して拜殿、內院廻廊、神饌所、神庫等を、次に樓門の外に至り北面して樓門、外院廻廊、直會殿を、次に第三鳥居外に至り、北面して宮地を祓ひ了つて諸員退下せり。

清祓式左の如し。

當日早旦祓舍ヲ裝飾シ修祓ノ諸具ヲ辨備ス

時刻造營局高等官以下奉仕員狩衣參集

祓主以下修祓所役祭員狩衣參集

次諸員參進

次祓舍ノ座ニ著ク

次祓主祓詞ヲ白ス

次祭員一員大麻ヲ執リ一員鹽湯ヲ執リテ正殿以下ヲ祓フ

此間奉仕員拜殿ノ座ニ著ク

次諸員退下

清祓の儀を終へて新殿祭に移る。其の儀先づ中門に注連繩を曳亙し、拜殿の前面左右に眞榊を立て、本殿內外の御扉を開き、祝詞舍の左右側に各小案を備へて、左側には御富伎玉四連を納めたる折櫃を、右側には米酒切木綿を納れたる折櫃二個を置き、直會殿に班幔を引亙し、中に白木臺盤を立てて饗膳の所となし、その南廊を以て膳所に充つ。午前十時諸員參進修祓の後拜殿所定の座に著く。次に齋主本殿に進みて內陣に入り、御富伎玉四連を執りて東北、東南、西南、西北の四隅に之を挂け、次に童女本殿に進み米酒切木綿を受けて內陣及び外陣の四隅を祓ひて復座す。次に齋主外陣の祝詞座に著き巽方に向ひて左の祝詞を奏す。

掛麻久母恐伎明治天皇昭憲皇太后二柱尊乃鎭坐左牟神宮乎營造留登奧山乃大峽小峽爾生立氐留大樹小樹乎伐採里氐此乃代々木乃大宮所爾持參來氐天

乃御翳日乃御翳登萬代爾隱坐左牟端乃御殿乎高天原爾千木高久底都磐根爾
礎堅久造仕奉禮留乎以氏天都奇護言以氏言壽伎鎭白志志故事乃隨爾今日乃
生日乃足日爾大殿祝比白奉良久此乃敷坐世留大宮地波底都磐根乃極美地震
岩崩衣乃障無久高天原波青雲乃靄限里雨風乃害無久組立氏多留柱桁梁戸牖
乃錯比動鳴事無久取裝閇留木口乃狂比打堅米多留釘鉉乃緩備無久御床都比
乃佐夜伎夜米乃伊須須伎伊頭頭志伎事無久平介久安介久護奉留神乃御名乎
白左久屋船久々能遲命屋船豐宇氣姬命登御名乎稱奉里氏此乃大殿乎夜乃守
里日乃守里爾守奉里幸奉留爾依里氏齋玉作等賀持齋麻波里持清麻波里氏造
仕奉禮留瑞乃八尺瓊乃御吹伎乃五百都御統乃玉爾明和幣曜和幣乎取著介氏
齋主正二位勳二等功五級公爵一條實輝賀弱肩爾太襷取懸介氏言壽伎鎭奉留
事乃漏落知牟事有良牟乎婆大直日神直日爾見直志聞直坐志氏平介久安介久
聞食世登白須

大正九年十月二十八日

次に童女南神門に進み米酒を受けて之を祓ふ。次に諸員外院西廊を經て直

會殿に參進、饗膳の儀を行ふ。副總裁、局長、齋主以下勅盃三獻の後箸を取り、終つて退下せり。

祭式次第左の如し。

當日早旦社殿ヲ裝飾シ祭具ヲ辨備ス

時刻造營局副總裁以下奉仕員齋服工匠素襖參集

祭員齋服、齋主ハ木綿鬘木綿襷ヲ副ヘ齋主以下祭員ハ木綿鬘ヲ着ク童女汗衫參集

次諸員參進

次祓舍ノ座ニ著ク

次祓主祓詞ヲ白ス

次祭員一員大麻ヲ執リ一員鹽湯ヲ執リテ祓フ

次諸員拜殿ノ座ニ著ク

次齋主本殿ノ四隅ニ御富伎玉ヲ桂ク

次童女本殿ノ四隅ニ米酒切木綿ヲ散ス

次齋主祝詞ヲ奏ス　此ノ間諸員起立磬折

次童女南神門ニ至ッテ米酒ヲ散ス
次諸員退下
祭儀畢ッテ諸員直會殿ノ座ニ著ク
次饗膳ノ儀ヲ行フ
次諸員退下
奉仕員左の如し。
副總裁床次竹二郎、造營局長塚本清治、評議委員横田千之助、關野貞、書記官田澤義鋪、吉田茂、九鬼三郎、參與伊東忠太、參事荻野仲三郎、宮地直一、內田信保、技師大江新太郎、井上清、屬寺田保太郎、增田作太郎、安井大吉、稻葉清之助、技師木村米次郎、戶張正三、元永清、平林金吾、多田雄三、大野爲次、今井和衞、囑託明石東齋主公爵一條實輝、副齋主鈴木松太郎、祭員大木清人、谷村頼尙、高木慶太郎、藪內友治郎、童女春田衣重、梶泰子
此日天氣晴朗にして、職員を始め、來賓、新聞通信記者數百名、舊御殿後方栗林跡の直會場に會し、新殿の竣成を祝福せり。

第六節　御飾

新殿祭に引續き大正九年十月廿九日御飾を行ふ。當日午前八時祭員奉仕員參進、先づ祓舍（外院東廊を以て代となす）に神寶御裝束唐櫃を陳列して祓清め、次に奉仕員は之を奉じて中門內に參入、祝詞舍に舁据ゑ、傳進所役大床及び階下に分候して唐櫃を開き神寶及び御裝束を取出して順次奉仕員に傳進す。奉仕員之を受けて先づ本殿內外陣、次に拜殿、南神門の御飾を奉仕し、午後四時退下せり。

當日早旦祓舍ヲ裝飾シ修祓ノ諸具ヲ辨備ス
時刻造營局高等官以下奉仕員狩衣參集
祓主以下修祓所役祭員狩衣參集
次諸員御裝束及神寶唐櫃ヲ奉シテ參進
次諸員祓舍ノ座ニ著ク
次御裝束及神寶唐櫃ヲ祓舍ニ舁据ウ

次祓主祓詞ヲ白ス
次祭員一員大麻ヲ執リ一員鹽湯ヲ執リテ御裝束及神寶ヲ祓フ
次諸員御裝束及神寶唐櫃ヲ奉シテ本殿階下ニ至ル
次御裝束及神寶唐櫃ヲ假ニ祝詞舍ニ安ク
次諸員所役ニ從ヒテ本殿ノ內外ニ分候ス
次御裝束及神寶ヲ傳進ス
次御飾ヲ奉仕ス
次諸員退下
奉仕員左の如し。
參事荻野仲三郎、宮地直一、技師井上清、技手多田雄三、大野爲次、今井和衛
權宮司鈴木松太郎、禰宜大木清人、主典藪內友治郎

第十一章　神寶及裝飾

第一節　調進の經過

神寶裝飾の調進に關しては、神社奉祀調査會に於て決定せる方針に基き、廣く參考資料の蒐集に努め、神宮の神寶御裝束を始め官國幣社の神寶並に殿內鋪設其他帝室御物及び個人の藏品圖書等をも調査し、特に重要なるものは實物の撮影又は實測製圖等を爲すと共に、精細なる典故を繹ね、大體の樣式を定めて計畫圖案を作製し、之に據りて屢々審議を重ね、更に美術的見地より社殿との調和並に各品相互の均衡を考慮し、其他細微なる附屬品に至るまで形狀、模樣、配色、材料、施工方法等を攻究し、再三意匠を改訂して實施圖案の完成に努め、專ら全般の統一を計れり。卽ち神服は祭神御料として最も適當なる樣式を選び、明治天皇御料には御束帶、昭憲皇太后御料には第五衣を調進し、大體の形式は主として近代御再興のものに據り、又織物の地質紋樣の大小、色目の如きは御年五十歲以上の

儀に據ると雖も、紋様の題材及び形狀、五衣、襲の色目其他附屬の調度、筥類、唐櫃類等は、平安朝より鎌倉時代に至る本邦美術の最も完成したる時期の意匠を參照し、又神劍も神服同様の主旨を體し、其の形式は所謂飾太刀の拵を選み、專ら皇大神宮宮域内發掘の古太刀、帝室御物の飾劍、前田侯爵家所藏の飾太刀を參考し、裝飾模様の題材金具の肉合は新規の意匠を加味し、平緒の組方、色合、袋の仕立方等は前者と同じく平安朝鎌倉時代の様式をも參照せり。神鏡に至りては、中古の製作に係はる現存品多きを以て、是等を考案の資料として計畫を立て、地金の割合は最上位の白銅質を選み、製作の方法も、亦古來の手法を採り、以て充分和鏡の趣を發揮せしめ、其他入帷、鏡筥の意匠に就ても前同様の意味を合致せしめたり。

次に裝飾中神座は莊重森嚴を旨とし、祭神を奉安するに最も適當なる設備をなし、帷及び几帳等は美麗式の方法に據り、金銅金具の模様は平安朝時代の手法をも參照して彫刻を施し、又附屬屏風は錢形屏風の形式に據りて製作し、表面の繪畫は四季の花鳥とし、神座前に安置すべき諸具の如きも、それ〴〵典故あるものに據り、之が揮毫彫刻は何れも專門大家に委囑せり。

社殿裝飾は本殿を始め諸殿及び諸門に至るまで各必要に應じて壁代、帳、籠、幔、釣燈籠を設け、其の大小、廣狹、布幅割付、品質、紋様、色合等殿舍の性質輕重を考慮して其の威容を添へ、社頭裝飾は、祭儀の料として中門には鉾楯を置き、拜殿前庭には眞榊を樹て、高舞臺には地敷水引を、附屬樂舍には幔を張ることゝせり。

實地製作に至りては其の施工宜しきを得ざれば、啻に意匠の風尚を損するのみならず、各品の統一を缺き、且つ耐久の本意にも反するを以て、織物及び糸組物類は地質、組方、染色、練方、糸量を制限し、金物類は地金の選定、彫刻の肉合、魚子の粗密鍍金の方法及び度合、塗物、蒔繪類は木地の製法、摺漆の性質及び度數、金粉の製法、量目等を考慮して詳細なる仕様書を作製し、何れも斯道に經驗ある名工を選擇して之に當らしめ、且つ着手に先立ち、特に緊要の部分に就き豫め詳細なる說明を與へて、意匠の趣旨を諒解せしめたるのみならず、製作期間中に技術員隨時工場に臨檢して、嚴密に指導監督し、以て遺憾なきを期せり。

今其の重要なるもの二三を擧げて概說せんに、織物、糸組合は維新以來西歐の染料輸入せらるゝや、其の施工の簡易なると、經濟上安價なるとにより多く使用

せられ、古來の植物染料を用ふること漸次減少し、唯僅に神宮御料及び帝室に於ける特別の御料のみとなれり。

されど當局は多大の不便と不經濟とを顧みず、固有の趣味を發揮し、絲質の耐久を保たんが爲め、植物染料を使用し、又絲の練方に就ても現今使用する劇烈なる藥品を廢し、我邦古來の藁灰の汁を使用して、絲質を損せず、永久保存に努め、且つ染色との調和を取れり。又金物の鍍金方法に至りても、現今專ら行はるる色澤品位劣等にして耐久性に乏しき電氣鍍金を廢し、本邦古來の消鑛金或は箔鍍金の方法を採用して、渾厚なる色澤を呈せしむると共に、品質の耐久を計り、塗物、蒔繪類は現今漆樹の培養減退し支那漆の如き惡質の漆液著しく輸入せられ、之を混用するの虞あるを以て、特に本邦産の良質漆を選擇使用し、又塗抹の方法は施工の度數を規定して粗漏なきを期し、蒔繪は金物の種類製法を規定し、塵地、沃懸地等努めて古風なる手法を採り、優雅なる趣を添へ、木地は方今木材拂底し、民間に於て良材を得ること困難なるを以て、社殿造營の良材を乾燥して之を使用せり。

而して是等製作の順序は難易、工程等を參酌して最も長期間を要するものより始め、大正八年五月先づ平緒の施工に着手し、順次製作に付し、同九年十月二十日全部を竣成し、之を外苑憲法記念館に陳列して點檢を行ひ、其の序を以て各關係者の內見を許し、同月二十九日本殿以下神座及び諸殿舍の裝飾を終り、各種の神寶を奉安せり。

第二節　神寶及裝飾

祭神の御料として殿內に奉安せられたる神寶は神服、神鏡、神劒の三種にして、神服は明治天皇昭憲皇太后御料共に夏冬各一具づつ調進し奉れり。明治天皇御料は御束帶なるを以て、袍、半臂、下襲、袿、表袴、組帶、襪等にして、之を入帷に裹み、朱塗唐櫃に納め、之に冠、笏、石帶、檜扇、帖紙、挿鞋を添へ、何れも別個の蒔繪或は螺鈿の筥に入れ、更に之を朱塗唐櫃に納む。昭憲皇太后御料は唐衣、表著、五衣、打衣、單、打袴、裳、襪に御髮上具、檜扇、帖紙、錦鞋等を添へたるものにして、前者は入帷に裹みて之を朱塗唐櫃に納め、後者は蒔繪螺鈿の筥に入れ、更に朱塗唐櫃に納めたり。

神鏡は圓鏡にして、明治天皇御料は徑七寸、昭憲皇太后御料は徑六寸三分にして、天皇御料には鳳凰唐花雲の模様を、皇太后御料には藤唐草蝶鳥の模様を鑄出し、何れも白色浮織の入帷に裹み、蒔繪或は螺鈿の筥に入れ、更に之を朱塗唐櫃に納む。神劒は飾太刀形式の直刀にして、明治天皇御料は長さ三尺六寸、金具は菊唐草模様を透彫或は内彫とし、總消鍍金に、水晶、瑪瑙、琥珀等の玉石を鏤め、鞘は紫檀に螺鈿模様を嵌込めり。昭憲皇太后御料は長き三尺二寸四分にして、金具は藤唐草模様の透彫となし、明治天皇御料と同じく總消鍍金、水晶、瑪瑙、琥珀等の玉石を鏤め、鞘は塵地に螺鈿模様を嵌込み、何れも長さ一丈、巾二寸、刺繍を施したる手編の平緒を添へ、亦地唐錦の袋に入れ、更に之を朱塗唐櫃に納めたり。

次に裝飾と稱するは、本殿内の神座を始め各殿舍の裝飾其他社頭の鋪設等にして、神座は神社奉祀調査會にて決定せる故實の正しき典型に基き、鋪設並に裝飾に意を用ひて之を設け、皇靈を奉安する上に最も適當なる樣式に從ひ、莊重森嚴の趣を發揮すると共に如在の禮典に缺くる所なきを期せり。

中門には、繡取織の帳を懸け、左右兩側に鉾楯を立て、神饌所は簾のみにして、便

殿には御座所の入口及び窓に白地紫末濃に種々の窠文を織出したる二重織物の帳を、拜殿には母屋に固地綾の帳を、庇間の周圍には簾を、直會殿には簾を掛け、南神門及び東西神門には何れも固地綾に菊藤立涌模樣を染めたる張を懸けたり。

第十二章　社殿及附屬建物附防火設備

第一節　造營の經過

本殿以下殿舍の規模構造等に就ては、神社奉祀調査會の成案に基き一層細部に入りて調査考按を重ね、大正四年十月、評議委員會に於て南參道を變更すると共に社殿の位置を東方に、樓門、廻廊、宿衞舍を南方に移し、著到殿を廢し、新に東西神門を設くることに決し、大體其の計畫成るに隨ひ、各部分によりて現形二十分の一の建築圖を作成し、左の如く事業分擔を定めて造營に從事せり。

一、圖面及丈尺寸法
二、基礎石材地表給水及排水
三、木材及挽割
四、木造切組建方鐵金物
五、檜皮葺銅板張
六、繪様彫刻
七、金銅舖金具
八、假設工作物足代須屋根
九、電話電燈電力及避雷針裝置
十、豫算差引材料受拂其他の事務

次いで地鎭祭を行ひ、同五年三月に至りて實施設計大半成りしかば、釿始祭を行ひ、四月建築主要材料たる檜圓材の漸次現場に到着するを待つて、造材の墨掛より挽割工事を始め、一方基礎工事の設計を了し、十一月第一回御敷地表土鋤取を行ひ、十二月挽割に次ぎ木造工事を開始し、同六年一月社殿各部の第一期基礎工事に著手し二月基礎及び石材工事用の石材を搬入し、五月造形、地形根切、コンクリート、煉瓦積、根切埋戻を完了し、七月第二期鋤取、玉垣基礎工事、社殿基礎用土の運搬用通路開鑿並に架橋工事及び內院外院廻廊、便殿、直會殿用鋪石の加工をなし、八月境內北隅高地約三千立坪を切取りて御敷地に運び、之が搗固をなし、十一月本殿以下殿舍屋根葺用檜皮及び屋根蛇腹用椹圓材を運搬し、同七年一月切

組工事を行ひ、四月屋根葺用の檜皮の下拵に著手し、十月本殿以下主要建物の基礎並に盛土工事の完了するを待つて石材を据付け、八年四月組立工事を開始せり。此時に當り本殿以下殿舍主要建物の基礎完成し、玉垣内石積石鋪の加工及び据付をも略々終了せしかば五月立柱祭を行ひ、七月本殿以下内院外院の殿舍概ね組立を終りて上棟祭を擧行し、金銅飾金具を製作し、八月本殿以下殿舍屋根檜皮葺に著手し、十二月樓門以下外院に屬する殿舍の組立を畢へ、同九月四月鳥居を組立て、五月本殿、中門、祝詞舍、神庫、同透塀、透塀北門、拜殿、内院廻廊、複廊、透塀、直會殿、外院廻廊、東西北神門、南神門、神饌所、便殿、祭器庫、宿衞舍、表手水舍の建方及び南北西中央鳥居の建方、屋根檜皮葺、各殿舍棟の構造、玉垣屋根銅板張、玉垣内の地均、排水及び外溝の築設、社務所倉庫の石材工事、木部、屋根葺工事を行ひ、八月各社殿の窓、扉廻を建込み、本殿以下金銅飾金具を打立て、十月本殿以下殿舍及び附屬建物、社務所等悉く落成せり。

第二節　様式及規模

本殿以下の殿舍建物の様式は、神社奉祀調査會の調査に基き流造とするの方針なるも、その高さ、柱の太さ、軒の反、屋根の勾配若くは破風の曲線等大體の調子は、平安朝時代に於ける最も優美なる形式により、各殿舍との調和を考へ、細部の手法、金銅飾金具、繪模様を工夫し、殊に主なる木材は廻廊内は木曾産檜の良材を、其他は臺濱阿里山産扁柏材を使用し、鋪石石段等石工事に屬するものは備中北木島産花崗石を、屋根は玉垣を除きたる外全部檜皮葺の雅致あるものとし、其の規模は本殿を中心とし、第一匝に透塀を、第二匝に廻廊を、第三匝に玉垣を繞らし、各殿舍は玉垣内に集め、參道筋に鳥居、手水舍、祓舍、社務所の如き特種の建物を適當に配置せり。而して本殿は三十坪、拜殿は之に倍して約六十坪となし、其他の殿舍及び附屬建物等は是等に相準じて大小高低の調和を考へ、本殿以下殿舍二十一宇、透塀、廻廊、垣六重、鳥居八基及び其他の附屬建物を以て連絡構成し、院内には鋪石の外一面白砂利を敷き、處々常綠樹を點綴し、南北西の各參道入口及び南

北參道出合の位置に鳥居を建て、玉垣鳥居前に左右相對して祓舍と手水舍とを設け、同西神門前にも亦手水舍を設け以て全局を整へたり。

第三節　社殿の配置

本殿は境内の中央に位して南面し、周圍に其他の殿舍門廊等を適當に配置するを以て根本の方針となすと點も、其の配置に關し最も大なる關係を有するものは參道の設定とす。

始め南參道は神社奉祀調査會に於て在來の地勢に鑑み、東南より通じて社殿の東方に出で、南神門は東に向つて開くことゝし、同神門を入り、折れて北に向ひ拜殿に達する計畫なりしが、其後南神門の東面するは適當ならずとの議あり、調査研究の結果終に南參道は南方より、北參道は北方より通ずるに決し又著到殿及び馬車舍を廢し、其多少の變更を加へ、以て現在の如く規模を變更せり。

卽ち周圍玉垣の四方に各鳥居を設け、玉垣の內に廻廊を繞らし、其の四方に神門を開き、廻廊內中央に拜殿を設け、其の左右より複廊を以て廻廊に連ね、自ら內

院外院を區畫す。內院東廻廊に便殿及び神饌所、外院西廻廊に直會殿あり。內院の內更に透塀の一廓あり、本殿其の中央にあり。透塀は東西に掖門、北に北門を開き、其の西北隅に神庫を抱擁し、中門の內に祝詞舍ありて、本殿に連る。其他玉垣內には神饌所の北方に祭器庫、南神門前に宿衞舍を設け玉垣外にありては南鳥居前に祓舍及び手水舍を、西鳥居前にも亦同じく手水舍を設け、南北西の各參道口及び舊御殿前に鳥居を配し、社務所は社殿に隔りたる南參道筋舊御殿の南方に一區を畫して建設せり。

要するに社殿の配置は莊嚴を主とし、祭典執行と參拜の便とを考慮し、南神門を入り、拜殿に達する間に於て出來得る限り廣敞ならしめ、多數公衆の參拜若くは軍隊の如き隊列參拜し得る點に留意せり。

第四節　工法及材料

社殿用の主要なる木材は廻廊以內總て木曾產檜材を、夫れ以外は臺灣阿里山產扁柏材を用ひ、鋪石及び石材工事の石材は備中北木島產花崗石を用ひ、基礎は

煉瓦積コンクリート固め、屋根は玉垣を除き全部檜皮葺にして、紀伊及び丹波兩國産を採り、其の構造流造素木なるを以て、要所に金銅�皈金具を打てり。初め屋根は耐火耐久の目的を以て銅板葺とするの議ありしも、社殿の銅板葺は建築上調和を缺き、而かも正格ならざるの憾ありなきにあらず。神社建築としては須らく正格の式ならざるべからざるを以つて、結局古來の檜皮葺と定め、純日本式小屋組の法則により隨所鐵材を以つて強度を補へり。

而して構造の主要木材たる檜及び扁柏は、用途の丈尺による墨掛、挽割、木造、切組、建方に至る順序にして、此間適度の乾燥をなし、乾裂を防禦し、苟も損傷等の如き缺點なからしめたり。此の原木檜二千四百四本、扁柏二千三十二本に達す。又屋根葺は檜皮の上皮を去り、善良の部分を選びて下拵をなし、然る後葺立て、竹釘を以て打固め、上部屋根の棟は總て銅板を以て包み、鬼板は繪様を彫刻し之に銅渡金を施し、耐久の裝置をなすものにして、檜皮十一萬八千貫、竹釘(京都府産)百石、金銅�皈金具二萬四百二十一個、花崗石三萬一千三百十三切、セメント三千三百五十二樽、煉瓦百五十八萬二千七十四個を算せり。

第五節　基礎地表及給排水

基礎工事は之を四期に分ちて施行することとせしが、先づ社殿の方位を卜する必要ありしを以て、眞子午線、磁石子午線の何れを用ふべきかに就き審議したる末、後者に據ることゝし、大正四年十一月二十二日、正午に於ける磁石の南北線によりて社殿の方位を決し、又高さは境内西南隅外側に設置せられたる參謀本部陸地測量部のベンチマークに基き、外院廻廊土壇際地盤仕上面を標高百十八尺と定めたり。

第一期に於ては、先づ假設物を建設して工事の準備を整へ、次いで御敷地内一部の表土を鋤取り、傍ら雜木草根等を除去し、以て御敷地を清掃ならしめたる後、基礎根切に着手せり。根切底は堅牢なる赤土ローム なるを以て、直ちにコンクリートを打ちて其の底部を固め、根積には煉瓦を用ひ、各建物側通は主として迫持に、中柱は束積に、土壇側通は之を壁積とせり。本殿祝詞舍及び中門は他の殿

舍に比して、根積高きが故に、其の構造に萬全を期せんが爲め、側通と中柱との上部を鐵筋コンクリートを以て連結せり。

第二期に於ては御敷地内殘部の表土を鋤取り、又雜木草根等を除去し、以て玉垣基礎及び御敷地内盛土等を施工せり。卽ち玉垣基礎には殿舍同樣の諸材料を以てし、盛土には寶物殿敷地内より清淨なる土壤を搬入して之に充てたり。

第三期に於ては各殿舍床鋪石下基礎工事をなし、何れも盛土上に玉石を搗固めコンクリートを打敷けり。

第四期に至りては各附屬建物及び鳥居の基礎を施工せしが、特に舊御殿前、南北兩參道口及び玉垣南側に於ける四基の鳥居は、深さ九尺丑字形をなせる鐵筋コンクリートとなせり。石工事用石材は北木島産、稻田産及び鹽山産花崗石の三種にして、本殿以下主要なる殿舍の沓石、土壇石、石段、鋪石等には北木島産を用ひて小敲仕上となし、宿衞舍、祓舍、玉垣、手水舍及び鋪道等には稻田石を用ひ、ビシヤン打と小敲仕上とを併施し、玉垣外溝には鹽山産を用ひて鑿切と荒目ビシヤン打仕上とをなし、何れも基礎煉瓦及びコンクリート上に据付くるか、又は煉瓦積壁に補强鐵物を以て張付けたり。

敲仕上とし、玉垣西鳥居側手水舍水盤石は稻田産花崗石なり。

御敷地内地面は山梨縣と滋賀縣との白砂及び山梨縣産の白玉石を敷均し、地表雨水は九十六ヶ所の人孔及び水桝に集め、鐵筋コンクリート管を以て南參道に理設せる排水本管に誘致し、手水舍及び其他各所に通ずる給水は何れも東京市水道より之を引用せり。

第六節　社殿の種別及形式

一　本殿

本殿は玉垣内北方の上段にありて南面し、參間參面、建坪二十九坪五合八勺五才、總體檜素木三間社流造にして、一間向拜付、正面中の間板唐戶、左右脇の間蔀戶建、背面三間共二重壁板羽目、兩妻一の間板唐戶、二の間三の間二重壁板羽目、内々陣は圓柱小組格天井、三方板羽目二重床拭板張、外陣は角柱面取膨み付化粧裏天井、向拜亦角柱面取膨み付とす。内外陣間仕切は三間、中の間は板唐戶、左右脇の

間は横盲欞子嵌、總て三ッ斗組なり。兩妻扠首蟇梁、四方縁勾欄木口板張、正面に九段の登階段ありて勾欄を附し、屋根は檜皮葺、軒二軒本繁棰、棟は箱棟構造にして、千木堅魚木共銅板を以て包み、要所には金銅錺金具を打つ。床下は四方壇葛石舞臺積の上に龜腹石を据ゑて本側柱を支へ、正面登階段下には、少許の石鋪を隔てゝ五級の石階を設く。

内院透塀一重、中門北門を除きたる廻長三百四十五尺一寸、檜素木切妻造土臺敷腕木建、柱及び控柱とも角の大面取膨み付なり。東西兩側面通用口は各板唐戸構、其他は堅欞子嵌、軒一軒疎ら棰、化粧屋根裏、中門の兩妻際は繪振板止、屋根は檜皮葺、箱棟鬼板共銅板を以て包み、要所に金銅錺金具を打つ。土臺下壇葛石舞臺積、内側周圍には雨切石を据ゑ、各通用口の外には六級の石階を設く。

透塀北門は建坪一坪二合、檜素木造、切妻冠木構腕木建にして、扉は板唐戸、欄間と左右小脇は欞子嵌、本柱は圓、控柱は角の大面取膨み付、洪組は三ッ斗、軒は一軒疎ら棰、屋根檜皮葺、箱棟鬼板共銅板を以て包み、要所には金銅錺金具を打ち、下部は壇葛石舞臺積、石鋪床、六級石階を設く。

二　祝詞舎

祝詞舎は本殿の前、中門の奥にあり。一間二面、建坪七坪九合二勺七才、檜素木向唐破風造、吹抜、柱は角の膨み付、上に三ッ斗を組み、虹梁を架す。屋根は檜皮葺、箱棟鬼板は銅板包、軒は二軒疎ら棰木舞打、天井は化粧屋根裏、要所には金銅錺金具を打ち、床は石鋪なり。

三　中門及透塀

中門は透塀の南正門にして、本殿と拝殿との中間にあり。三間二面、建坪十坪九合二勺、檜素木切妻八脚門造、唐居敷建にして、中の間は板唐戸、左右脇の間は竪欞子嵌、中柱は圓、前後側柱は角の大面取膨み付、上に三ッ斗を組む。屋根は檜皮葺、箱棟鬼板は銅板包、軒二軒繁棰、天井は化粧屋根裏にして、要所には金銅錺金具を打ち、床は壇葛石舞臺積、正面には五級石階を設く。

透塀一重神庫の西北二邊を畫して内院透塀に連接し、長さ百十二尺三寸六分あり、屋根は内院透塀より一段低きも材料形式構造等總て之に同じ。

四　神庫

神庫は透塀内西北の一隅にあり。二間二面、建坪三坪五合、檜素木切妻校倉造、高床建にして、床下吹抜圓榧建、正面板唐戸、戸前に板縁横登階段を附す。軒一軒繁棰、屋根檜皮葺、箱棟鬼板は銅板を以て包み、要所には金銅鋲金具を打ち、床下は壇葛石舞臺積にして白石を敷く。

五　拜殿

拜殿は中門の前面にあり。五間四面、建坪五十八坪七合七勺七才、檜素木入母屋造、正面及び背面共中央三間は各四枚の折唐戸建、左右脇の間は蔀戸建、兩妻中央二間は板唐戸建、左右脇の間は蔀戸建なり。柱は總て圓形膨み付、四方に縁勾欄を繞らし、外廻組物は出組小天井、内部は入側構、三ッ斗組繁虹梁を架け備へ、入側筋上部に欄間を嵌込み、天井は化粧屋根裏屋根は檜皮葺、箱棟鬼板共銅板を以て包み、軒二軒繁棰にして、要所には金銅鋲金具を打ち、床は石鋪、建物の周圍は壇葛石舞臺積、正面八級、背面三級、東西各三級の石階を設く。

六　神饌所附井戸

神饌所は内院廻廊東側に連り、三間三面、建坪二十坪二合五勺、檜素木入母屋造にして、正面中の間は板唐戸、左右脇の間は蔀戸建、背面中の間は板唐戸建、左右脇の間は蔀戸建、三の間は欞子嵌なり。内部中央は石鋪床、化粧屋根裏天井にして、左右兩側の間は拭松張、床は(右一の間は石鋪、水流船設備)格天井、柱は圓形膨み付、上部には大斗肘木を構へ、三方に縁勾欄を繞らし、屋根は檜皮葺、箱棟鬼板は銅板を以て包み、軒は二軒繁棰にして、要所には金銅鋲金具を打ち、建物の四方は壇葛石舞臺積とし、正面には五級石階を設く。

北東に井戸あり、臺灘産扁柏素木二脚切妻造、腕木建の屋形を以て之を蓋ひ、四方に玉垣を繞らし、正面に出入口開戸を附す。井桁の内には喞筒を備へ、上に水槽を置き、水管を地中に導きて神饌所に通じ、給水に便にす。

七　便殿

便殿は廻廊の東側にあり、複廊によりて拜殿に通ず。檜素木入母屋造、六間三面、建坪四十一坪九合二勺五才、右より一、二の間を上段、三の間を中段とし、何れも拭張床にして四五六の間を下段石鋪とす。正面五の間に車寄を附し、正面背面共右より一の間は壁板羽目、二の間、三の間は蔀戸建、四の間は竪欞子嵌、五の間板

唐戸建六の間竪欞子嵌、北側上段の間は突當り三間共壁板羽目、上中段と下段との間仕切は中央板唐戸、左右壁板羽目、上中段仕切は中央吹放し左右各開戸建、柱は上中段仕切の中柱二本を角の大面取となす外總て圓形膨み付舟肘木建、内部天井は上段を折上小組格天井、中段を小組格天井、下段を普通の格天井張とせり。軒二軒繁棰、屋根は檜皮葺とし、箱棟鬼板は銅板を以て包み、周圍は勾欄を繞らし、要所には金銅鋲金具を打ち、建物の四方は壇葛石舞臺積にして、正面に五級の石階を設く。車寄は東西に面し、檜素木向唐破風造、四方吹放にして、角柱大面取膨み付、上部四方に筏欄間を嵌込み、柱頭に舟肘木に取付く。屋根は檜皮葺箱棟鬼板は銅板を以て包み、軒は二軒疎ら棰、化粧木舞裏打にして、要所に金銅鋲金具を打ち、周圍雨切に葛石を据ゑ内部に眞砂を敷けり。

八　内院廻廊

内院廻廊は、建坪百七十三坪二合五勺、檜素木單廊切妻造にして、外側筋は竪欞子嵌とし、其外に勾欄を附し、東西各通用口には板唐戸を構へ、内側筋は吹抜列柱にして、柱は圓形膨み付、上に大斗肘木を組み、繁虹梁を架し、屋根は檜皮葺、箱棟鬼板は銅板を以て包み、軒は二軒繁棰、天井は化粧屋根裏なり。要所に金銅鋲金具を打ち、床は石版鋪とし、内外壇葛石舞臺積、各通用口には六級石階を設く。

九　外院廻廊

外院廻廊は内院廻廊の前方に連り、建坪百二十六坪、檜素木單廊切妻造にして、外側筋は竪欞子嵌、内側筋は吹抜列柱、柱は角形膨み付大面取、上に舟肘木を組む。屋根は檜皮葺、箱棟鬼板は銅板を以て包み軒は二軒疎ら棰、天井は化粧屋根裏木舞打にして、要所には金銅鋲金具を打ち、床は石版鋪、外側は壇葛石舞臺積なり。

一〇　複廊

複廊は拜殿の左右兩翼をなし、内院廻廊及び外院廻廊に連り、建坪六十三坪、檜素木複廊切妻造、内外側筋は吹抜列柱、中仕切筋は欞子嵌とす。兩翼共中の間に通用口を開き、板唐戸を構へ、外側に勾欄を附し、柱は圓形膨み付にして、上に大斗肘木を組み、繁虹梁を架し、軒は二軒疎ら棰、天井は化粧屋根裏、屋根は檜皮葺、箱棟鬼板は銅板を以て包み、要所に金銅鋲金具を打ち、床は石版鋪、外側は壇葛石舞臺積、通用口には七級石階を設く。

一一　直會殿

直會殿は外院廻廊西神門の北方にあり。三間二面、建坪十八坪、檜素木切妻造にして、正面は吹抜列柱、背面三間及び兩妻各一間は竪欄子嵌、柱は圓形膨み付、上に繁虹梁を架し、軒は二軒疎ら棰、天井は化粧屋根裏木舞打、屋根は檜皮葺、箱棟鬼板は銅板を以て包み、要所には金銅鋲金具を打ち、床は石版鋪、外部は壇葛石舞臺積とせり。

一二　南神門

南神門は、玉垣南鳥居内の正面にあり。左右廻廊を連ね、三間二面、建坪十二坪六合一勺五才にして、檜素木の八脚樓門造なり。中の間は板唐戸、唐居敷建、左右脇の間は竪欄子嵌、兩妻梁間は壁板羽目、總て圓柱膨み付にして、初層は出組組物の上に四方木口板張、縁勾欄を繞らし、上層は三手先組物支輪掛とす。間内天井は格天井、軒は二軒繁棰、屋根は檜皮葺、箱棟鬼板は銅板を以て包み、要所には金銅鋲金具を打ち、床は石版鋪とし、前部は檀葛石舞臺積、正面に三級の石階を設け、其の前方に石段あり、三方折りて二級石階を付す。

一三　東神門

東神門は外院廻廊の東掖門にして、建坪四坪九合七勺八才、檜素木造、切妻冠木構四脚門にして、本柱は圓形唐居敷建、正面板唐戸、兩袖欞子嵌、前後四脚柱は角形大面取膨み付、腰吹放し、兩妻欞子嵌、柱の上部は三つ斗組にして、軒は二軒疎ら棰、屋根は檜皮葺、箱棟鬼板は銅板を以て包み、要所には金銅鋲金具を打ち、床は石版鋪外側壇葛石舞臺積、正面に五級石階を設く。

一四　西神門

西神門は建坪四坪九合七勺八才、其の形式構造等總て東神門に異ならず。

一五　北神門

北神門は建坪三坪六合一才、檜素木造、切妻冠木構四脚門にして、正面板唐戸兩袖欞子嵌、前後四脚柱は吹抜、總て圓柱膨み付、柱頭に大斗肘木を組む。軒は二軒疎ら棰、化粧屋根裏、屋根は檜皮葺、箱棟鬼板は銅板を以て包み、要所に金銅鋲金具を打ち、床は石版鋪、外側壇葛石舞臺積、正面に五級石階を設く。

一六　玉垣

玉垣は延長二千九十六尺四寸五分に亘り、臺灣產扁柏素木造の荒垣にして、屋根は二腰猿頭瓦捧打銅板張、軸部は土臺敷腕木建、母子及び控柱とも角柱とし、脚元土臺下石据となし、外側に葛石を繞らし犬走を取り、白玉石を敷く。

而して南東北西の四方に鳥居を設く。南鳥居は柱眞々二十尺、高さ二十四尺六寸、柱の徑二尺六寸、東西鳥居は二基各柱眞々十六尺、柱の高さ十九尺八寸、徑一尺九寸、北鳥居は柱眞々十一尺、柱の高さ十三尺五寸、徑一尺四寸五分、何れも臺灣產扁柏の素木明神造、圓柱膨み付にして、笠木及び貫の上端と木口とは銅板を以て包み、島木の表裏は金銅鋲金具を打ち、脚元には龜腹石を据う。

一七　祭器庫

祭器庫は玉垣内東北方にあり。三間二面、建坪十三坪、臺灣產扁柏素木造、校倉大床建切妻造にして、正面中の間板唐戸、左右脇の間壁板羽目、背面中の間無雙窓、左右脇の間及び兩妻壁板羽目、總て圓柱膨み付、床は拭板張、軒は二軒疎ら棰、化粧屋根裏木舞打、屋根は檜皮葺、箱棟鬼板共銅板を以て包み、床下吹拔、正面戸前に板緣、横、登階一段を設け、要所には青銅鋲金具を打つ。

一八　祓舍

祓舍は玉垣南鳥居前東側にありて、三間二面、建坪十六坪六合四勺、臺灣產扁柏素木切妻造とし、四方吹放し、角柱大面取膨み付にして、上部に舟肘木を組む。軒は二軒疎ら棰、化粧屋根裏木舞打、屋根は檜皮葺、箱棟鬼板共銅板を以て包み、要所に金銅鋲金具を打ち、床は土間叩の上に眞砂を敷き、四方は壇葛石舞臺積とし、正面に二級石段を設く。

一九　手水舍

手水舍は參道を挾んで祓舍と相對し、玉垣南鳥居前西側にあり。一間一面、建坪六坪四合九勺八才、臺灣產扁柏素木切妻造にして、四方吹放し、四隅に吹寄柱を建固む。本柱及び袖柱とも大面取膨み付、上部に舟肘木を組み、四方欄間嵌、軒は二軒疎ら棰、化粧屋根裏木舞打、屋根は檜皮葺、箱棟鬼板共銅板を以て包み、要所には金銅鋲金具を打ち、床は石鋪、周圍に雨切葛石を繞らし、間内中央に水盤を置据う。

水盤は備中北木島產花崗石にして、長方形、縱長九尺、横巾四尺、高さ二尺七寸五

分、周圍鉢前に潑止石を取繞らし、水盤底部に導管を通じて給水を備ふ。又玉垣西鳥居外北側に裏手水舍を設く。一間一面、建坪三坪六合一勺、一軒疎ら棰、化粧屋根裏木舞打、其の形式材料構造概ね前者と同様にして、中央水盤は角隅切、高さ二尺五分ありて、鉢前給水の設備前者に同じ。

二〇　宿衞舍

宿衞舍は玉垣南鳥居内西側にありて東面し、建坪二十一坪五合八勺三才、臺灣產扁柏素木流屋根造にして、正面左手に切妻屋根の玄關を構ふ。内部各室疊敷、竿緣天井、建具は繁戸、蔀戸、板戸及び腰付紙張障子を建込み、疊は小紋緣付及び茶緣付を敷き、壁は總て二重壁板羽目、軒は一軒疎ら棰木舞打、屋根は檜皮葺、箱棟鬼板共銅板を以て包み、要所には靑銅鋲金具を打ち、建物の周圍雨切に葛石を繞らし、室内に電燈電話を設備す。

二一　參鳥鳥居

鳥居は南北西各參道の入口及び南北兩參道出合口に各一基を設く。南北參道出合口にあるもの最も大にして、兩柱の間眞々三十尺、高さ三十九尺六寸、柱の

徑四尺、島木長さ五十一尺、笠木長さ五十六尺三寸あり。南參道口鳥居は、兩柱の間眞々二十七尺、高さ三十三尺三寸、徑三尺五寸二分、島木長さ四十六尺、笠木長さ五十尺五寸、北參道口鳥居は兩柱の間眞々二十三尺五寸、高さ二十八尺八寸、徑三尺、島木長さ四十尺、笠木長さ四十三尺八寸、西參道口鳥居は兩柱の間眞々十五尺、高さ十八尺七寸、徑一尺九寸五分、島木長さ二十五尺七寸、笠木長さ二十八尺二寸、何れも皆臺灣產扁柏素木の明神造にして、圓柱膨み付、笠木及び貫の上端と木口とは銅板を以て包み、島木表裏に金銅鋲金具を打ち、脚元龜腹石を据う。用材は總數三十八本、材積尺締千三百八十四本、總て臺灣總督府の進獻にして、其最も長大なるものは長さ五十五尺、直徑六尺六寸、樹齡一千二百八十四年に達し、嘉義驛を距る東方四十一哩、新高山の西腹より伐採せしと云ふ。

二二　制札

制札は南北西各參道の入口に各一個所を設く、臺灣產扁柏素木の切妻造二脚腕木建にして、屋根は檜皮葺、箱棟鬼板共に銅板を以て包み、要所に金銅鋲金具を打ち、四方壇は葛石舞臺積とし、壇上には玉砂利を敷き、葛石上に丈垣木柵を繞ら

せり。

二三　燈籠

燈籠は檜素木造、隅掛四斗組、四方硝子張、屋根は檜皮葺若くは二腰銅板張、竿柱は北海道産椴材、角の大面取膨み付なり。總高八尺乃至十尺にして、竿柱の上下青銅の千巻金物を打ち、地中導線による電燈裝置を施し、玉垣の周圍、參道筋及び苑路には適當の箇所に之を建せり。

二四　社務所

社務所は南參道御橋を北に距る東側にあり。總建坪二百十六坪餘、木曾產檜、臺灣產扁柏等を混用せし切妻、入母屋、唐破風等取合せたる素木建の一棟にして、右方事務室、應接室、中央參籠所、左方勅使の間等に分ち、廊によりて之を連絡し、左右に車寄、中央に參進口を設く。

右手車寄階段より廊を通じて、右側事務室、南の間、中の間、南面東の間、同西の間、受付所等あり。又南面東の間に接して金庫室、電話室及び商人扣室、其の背面内玄關を隔てゝ小使室、炊事場等あり。相隣して廊に沿ひ潔齋場たる第一、第二の浴室、脫衣場及び洗面所あり。更に左側に第一應接室、事務室、第二應接室、宿直室あり。廊の盡くる所附屬倉庫あり。間内は宿直室、小使室の疊敷を除き廊と共に練革床にして、建具は硝子戸板戸等なり。

中央參籠所は、右方事務室と中庭を隔てゝ廊によりて通ず。東面中の間、同南の間二室、西の間、南の間の五室にして、四方廊によりて參進口に通じ、室内は疊敷、建具は襖、明障子嵌なり。

左方勅使殿は上段の間、下段の間、二の間、三の間及び化粧室にして、廊を隔てて參籠所に接續し、西北に廂を廊らし、西廂に五級階段車寄を設く。内部は疊敷、上段の間床其他張付裝置、建具の内襖は鳥子紙張、緞子覆輪等欄間、繁戸と共に蠟色塗框の外明障子、杉戸、硝子戸等を嵌込む。

以上左右及び中央と共に壁は木摺下地漆喰塗又は張付にして、天井は化粧屋根裏、竿緣若くは格天井等なり。而して造作用材は農商務省進獻の屋久杉、小笠原島進獻に係る桑、たもな等を混用し、各室電燈の外給湯給水の設備を整へ、屋根は軒付椹平葺、全部石綿版を用ひ、箱棟は木心銅板張、内外要所に金銅鋲金具及び

青銅色覆輪金具を打てり。

附屬倉庫一棟は社務所に連接し、建坪七坪五合、桴及び杉の素木造、直屋根切妻二階建にして、基礎はコンクリート及び煉瓦を用ひ、石積は茨城縣産花崗石及び山梨縣産花崗玉石を混用し、屋根は軒付に椹を、平葺に石綿版を葺き、棟は木心銅板張とし、壁は木骨鐵網コンクリート塗にして、室内に電燈を裝置せり。

園丁詰所は社務所の南横手にあり。建坪十坪、臺灣産扁柏素木造平家建、直屋根、切妻銅板葺にして、室内周圍に腰掛を設け、床はコンクリート叩、正面出入口は引違戸建、軒下に雨切石を据う。

雜納屋は社務所の裏にあり。建坪八坪、臺灣産扁柏素木造平家建、直屋根、切妻銅板葺、天井は化粧屋根裏、床は拭板張、正面出入口は引透戸、周圍高窓は無雙、軒下に雨切石を据う。

供待は社務所車寄の南方にあり。建坪四坪五合、臺灣産扁柏素木造平家建、直屋根、切妻石綿版葺、天井は化粧屋根裏木舞打、室内に腰掛を取繞らし、床はコンクリート叩、中央に爐を切り、電燈を設備す。

馬繋場は、勅使殿の前方にあり。建坪六坪、臺灣産扁柏素木造、平家吹抜建、直屋根、切妻石綿版葺、天井は化粧屋根裏、床は板張、周圍に雨切石を据う。

二五　番所

番所は南北西各參道の入口にありて、何れも皆同型、建坪四坪二合五勺、臺灣産扁柏素木造平家建にして、直屋根、切妻銅板葺、内部各室壁板羽目、竿縁天井、床は板張若くは疊敷、電燈電話を設備し、周圍に雨切石を据う。

二六　舞臺

舞臺は組立構造にして、方二十六尺、勾欄を繞らし、前後登口に三級階段を取り、登勾欄を附す。用材は檜材、勾欄は本朱塗、其他は總て蠟色塗にして、要所に金銅鐏金具を打ち、演舞に當り拜殿前石敷の上に組立つるものとす。

而して之が格納庫一棟を東玉垣鳥居外南方の苑内に設く。建坪二十四坪、切妻造、檜皮葺なり。

第七節　防火設備

社殿敷地一帶に亙る建築は木造にして、屋根は檜皮葺なるを以て、萬一の場合に處する防火の設備を施し置くは、最も緊要の事なりとす。殊に況んや境内に引用せる東京市水道の鐵管は其の距離甚だ遠くして、管内の摩擦により水頭低下し、假令之に消火栓を設くるも、揚水高漸く二十尺にして、到底社殿の高さに達することを能はざるに於てをや。

仍て、當局は水道より供給する水を貯ふべき水槽並に揚水設備を施せるポンプ室を裏手水舍の北方林地内の地下に設け、之より社殿の東北西三方玉垣外道路に沿ひて六吋鐵管を敷設し、其間に三ヶ所の消火栓を設けたり。

水槽及びポンプ室は各部鐵筋コンクリート造にして、水槽は厚さ二尺の基礎の上に、厚さ八寸乃至五尺六寸五分の外壁を繞らし、其の大さは内法にて長さ三十尺、幅十二尺、最高部十四尺にして、天井には半徑六尺の半圓拱を架せり。ポンプ室は水槽との間に二尺五寸厚の仕切壁を隔てゝ、厚さ一尺五寸の基礎の上に八寸乃至四尺厚の外壁を繞らし、其の大さは内法にて長さ十八尺、幅十二尺、最高部九尺にして、天井は水槽と等しく半徑六尺の半圓拱を架せり。而してポンプ室内には仕切壁の中央部に接して長さ六尺、幅三尺、深さ五尺の排水管室を設け上部に幅六尺高さ三尺八寸の硝子窓を造り、以て隨時ポンプ室内より水槽内を點檢し得ることとゝせり。又ポンプ室頂部には水槽に接して方四尺の出入口を設け、梯を以て室内の出入に備へ、別に通風並に採光用として水槽に二個所、ポンプ室に一個所の縦貫用孔を設け、各々内徑を八寸、高さを三尺とせり。各室内壁は水槽の高さを八尺通に、ポンプ室の高さを三尺通とし、横黒煉瓦を以て之を張立て、貯水若くは濕氣の侵蝕作用を防げり。水槽の底部仕切壁のポンプ室側並に水槽ポンプ室の外部には、總て厚さ四寸以上のアスファルト漆喰を塗詰め、水の侵透を防ぎたり。

水槽の貯水量は約三千二百四十立方尺にして、ポンプ室内には二十馬力ガソリンポンプ二基を据付け、其の内一基は萬一の故障に備ふ、而して消火栓一個を開く時は、毎分時二百ガロンの水を有效八十尺の高さに揚水し、二時間の連續運轉に堪へしめ、水槽の給水は三吋水道管を以てし、水槽内には内徑六吋の揚水管、排水管、溢水管を備へたり。揚水管はポンプ室内に於て二本の四吋管に岐れ

何れもポンプに連續し、後また合して六吋管となり、延長して玉垣周圍の各消火栓に連絡せり。排水管並に溢水管は何れも水槽内の掃除と溢水とに備ふるものにして、兩者は相合して五寸土管に連續し、清正井戸北部凹地に排水す。又水槽北壁には、最高水位以下に三吋鐵管を引込み之を玉垣外道路下に延長埋設して玉垣外溝西北隅に導き、必要ある時は水槽内の水を玉垣外溝に放水するの用に供せり。消防器具置場は本防火裝置の附近林苑中にあり。臺灣産扁柏素木平家建、直屋根、檜皮葺、建坪六坪にして、梯子其他器具の格納に備へたり。

火防工事主要材料表

名稱	通稱品種	形狀寸法	數量	産地
洗砂利	相模川砂利	八分目飾	三二・〇〇〇 立坪	神奈川縣
洗砂	同砂		一八・〇〇〇 立坪	同
同土	荒川砂		三八一 立坪	埼玉縣
管		長二尺内徑五寸	一八二・五 個	
煉瓦	黒		五・五〇〇 貫	
鐵物			六七〇・一五四 個	
蝶番			一二	
梯子金物			二五	
戸車			九 樽	
セメント			三・三 袋	
硅藻土			一〇一・〇〇 俵	四組

第十三章　寶物殿

第一節　造營の經過

當局は神社奉祀調査會の決議に基き、大正四年四月十三日寶物殿設計募集規定及び寶物殿建築設計競技應募心得を左の如く定めたり。

一、寶物殿建築ノ意匠ハ一般競技ニ依リ之ヲ募集ス

二、應募者ハ左ノ寶物殿設計條件ニ據リ別冊應募者心得ニ從テ考案シ大正四年十月十五日正午迄ニ明治神宮造營局ニ到達スル樣圖案ヲ送付スベシ

寶物殿設計條件

い、建築ノ位置ハ神宮內苑內北部ノ高地トス

ろ、本館ハ單層トシ建坪ハ約三百五十坪トス

但シ坪數ハ壁眞ヲ以テ測ル別ニ單層約七十坪ノ附屬館ヲ設ケ廊下ヲ以テ本館ニ連絡スベシ

は、建物ハ耐震耐火ナルベシ

に、建物ノ樣式ハ寶物殿トシテ必要ナル儀容ヲ保チ社殿トノ調和ヲ失ハザルモノトス

ほ、建築總工費ハ約三十五萬圓トス但シ室內設備裝飾費ハ之ヲ包含セズ

へ、本館及附屬館內ニ配置スベキ房室ノ數及其ノ廣サハ大要線圖ニ示ス所ニ準據スベシ

三、應募者ハ設計圖案ニ暗號ヲ用ヰ圖面ハ鉄力製ノ圓筒ニ入レテ嚴封シ筒ノ上ニ暗號ヲ記スベシ

別ニ宿所姓名ヲ記シタル名刺ヲ紙製封筒ノ中ニ封入シ封筒ノ上ニ暗號ノミヲ記シ之ヲ鉄力筒ニ添付スベシ

四、提出スベキ圖面數左ノ如シ

い、敷地配置圖　一、二千四百分ノ一

ろ、平面圖　一、二百分ノ一

は、立面圖　三、百分ノ一

に、斷面圖　二、百分ノ一
ほ、主要部ノ詳細圖　一、二十分ノ一
へ、透視圖　一、
と、略說明書　一、

五、提出スベキ圖面ハ必ズ原紙ニ墨ヲ以テ圖シ記入ノ文字ハ楷書タルベシ透視圖詳細圖及敷地配置圖ノ外ハ一切著色ヲ許サズ

六、左ノ條項ハ當ルモノハ之ヲ審査セズ又ハ擬賞セズ

い、指定ノ期限ニ後レテ到著セルモノ

ろ、他人ノ考案ヲ剽竊又ハ模倣セリト認メタルモノ

は、其ノ他本規定ニ違反シタルモノ

七、當選者ニハ左ノ賞金ヲ贈與ス

一等當選　一名　金三千圓
二等當選　二名　各金千五百圓
三等當選　三名　各金五百圓

八、當選者ノ圖案ト雖之ヲ實施セザル事アルベシ

九、審査ノ結果ニ對シテハ應募者ハ異議ヲ申立テ又ハ說明ヲ求ムル事ヲ得ズ

十、當選以外ノ圖案ハ當局ノ經費ヲ以テ之ヲ還付スベシ

十一、審査員ノ人名ハ左ノ如シ

明治神宮造營局長
法學博士　井上友一
明治神宮造營局參與
工學博士　伊東忠太
明治神宮造營局參事
荻野仲三郎
明治神宮造營局參事
工學博士　佐野利器
東京帝國大學工料大學教授
工學博士　塚本靖
東京帝國大學文科大學助教授
文學博士　黒板勝美

十二、審査ノ結果ハ大正四年十一月中旬ノ頃ニ於テ官報ヲ以テ發表スベシ

寶物殿建築設計競技應募心得

一、寶物殿ハ明治天皇昭憲皇太后ノ御遺物又ハ御由緒アル物品等ヲ奉安シ公衆ヲシテ拜觀セシムル建築ナルヲ以テ內外ノ體裁ニ特殊ノ注意ヲ要スベ

シ

二、建築ノ様式手法ヲ考案スルニ當リテハ社殿トノ調和ヲ考慮スルコトヲ要ス又耐震耐火ノ外防濕及採光ニ就テ特ニ注意ヲ要スベシ

三、敷地配置圖ハ與ヘラレタル境内豫定圖ヲ使用シ其ノブロックプランヲ配置シ道路等ヲ連續シ相當ニ色彩ヲ加フベシ

四、線圖ハ必ズシモ之ニ從ハシムルノ意ニアラズ只要求ノ室數ヲ示スモノナレバ應募者ハ總坪數ニ於テ指定ノ範圍ヲ超過セザル限リ隨意ニプランヲ考定スルヲ得ベシ

五、建物工費ハ略豫定額ニ當ルヲ要ス著シク增大スベシト認メタルモノハ規定違反トス

六、說明書ニハ意匠ノ要旨材料及構造ノ概略ヲ簡明ニ記セバ足ル仕樣書類似ノ明細ナルモノハ之ヲ要セズ

七、疑議アリテ質問セントスルモノハ九月三十日限リ當局ニ郵便ヲ以テ問合スベシ當局ハ可成詳細ナル回答ヲ與ヘンコトヲ期ス

八、原紙ノ大サハワットマン全紙大ノモノヲ適當トス紙質ハ隨意ナルモトレーシングペーパーノ類ハ堅ク之ヲ禁ズ

九、暗號ハ圖面說明書一點毎ニ之ヲ記スベシ暗號ハ文字又ハ簡明ナル符號ヲ選ムベシ復雜ナル意匠ニ成ルモノハ之ヲ避クルヲ要ス

十、建築ノ敷地ニ當ル部分ハ應募者ハ隨意踏査スルコトヲ得

十一、敷地ニ當ル一帶ノ土地ハ地下約三尺ニシテ堅牢ナル赤土(ローム)層アリ一平方尺ニ付安全ニ貳トンノ荷重ニ堪フベシ

十二、風壓ハ一平方尺四十五ポンドヲ以テ極限トスベシ

十三、雨量ハ一時間七十ミリヲ以テ極限トスベシ

十四、建築材料ハ己ムヲ得ザルモノノ外内國産ヲ用フベシ

十五、殿内ハ靴下足ノ儘昇降ヲ禁ズルニ依リ之ニ對スル考慮ヲ要ス

次で同年五月十三日、十四日十五日の官報を以て、一般競技の懸賞募集を廣告すると同時に、局内技術部に於ても圖案の作製に著手する所あり。而して應募圖案の到達するもの實に百十に達し、同年十月三十日審査の結果、左記の當選者

を決定せり。

第一等　東京府豐多摩郡中野町上ノ原九百五十番地　大森喜一

第二等一席　東京市小石川區茗荷谷町七十四番地　小林福太郎

第二等二席　東京市赤坂區青山南町一丁目二番地　鈴川孫三郎

第三等一席　東京市本郷區駒込西片町十番地ろノ三號　後藤慶二

第三等二席　東京市本郷區追分町二十番地西濃館方　遠藤新

第三等三席　東京市麹町區三番町二十八番地　松井貴太郎

此の當選せる圖案には頗る優秀なるものありしも、之を實施するには猶ほ幾多の考慮を加ふべき點ありしを以て、之を參考として別に案を立て、同五年六月二十四日の評議委員會に於て左の如く設計せり。

位置　神宮境内北方臺地

廣袤

丈尺	東西（前部）外溝眞にて	四九、四八（丈尺寸）
同	（後部）同	六五、〇八
南北	同	四六、〇〇
周圍長延	同	二三六、〇〇
坪數	外溝眞にて	二、七二〇、七二（坪合勺）
	土壘及建物眞にて	二、四五六、一七
	建物總坪數（壁及柱眞にて）	五一五、六五
内譯		
中倉		一二八、〇〇（坪勺勺）
東橋廊		四〇、二五一一

西橋廊	四〇、二五一	
東廊	三二、八八	
西廊	三二、八八	
北廊	八、五五	
東渡廊	六、四二	
西渡廊	六、四二	
東倉	二八、〇〇	
西倉	二八、〇〇	
正門	二六、〇〇	
事務所	一三七、二五	
東隅便所	三、九九	
西隅便所	三、九九	
東掖門	一ヶ所	
西掖門	一ヶ所	

東通用門	一ヶ所	
西通用門	一ヶ所	

工費　四拾壹萬圓　室内設備裝飾費共

斯くて工事材料の調査、敷地の地均、假設物の建設等に著手せしが間もなく經濟界の大變動を惹起し、工事材料及び勞銀の著しき騰貴を見るに至りしかば、直に工事費の不足額を計上して追加豫算を要求し、同七年四月豫算の確定と共に本工事の具體的設計に著手し、同年六月岡山縣萬成及び茨城縣稻田產花崗石の購入契約を爲し、同年八月より順次搬入石材の加工に著手せり。次に鐵材、洗砂利、洗砂、銅板等の主要材料を購入し、同八年六月本館、東西倉、事務室等の室内裝飾造作、屋根瓦葺等の工事を除く外一切の諸工事を請負に付し、同年十二月には基礎工事を終へ、翌九年十二月構造の主體たる鐵骨鐵筋コンクリート及び石工事の大部分を了し、同十年四月左官、建具、塗物等の諸工事を終へ、茲に請負に係る一切の工事を完成せり。之と相前後して室内裝飾、造作、電線敷設及び器具取付、屋根瓦葺、水道、排水、土壘及び内庭、寶物陳列並に格納設備、下足預設備等の工事に著

手し、逐次工程を進め、同年十月末全部の竣成を告げ、十一月一日落成奉告祭を執行するに至れり。

第二節　様式及規模

寶物殿建築様式は社殿との調和を保ち、且つ其の威容を失はざらんことを主眼としたる特殊の設計にして、我國古來の建築様式を踏襲せりと雖も、細部に至りては材料其他の關係上新規の試も亦尠からず。即ち各棟共耐震耐火の構造にして、其の主體は鐵筋コンクリートなり。外側は壁石張、屋根は藥掛瓦葺、内部の諸雑作は主として木造にして、中倉及び東西倉の窓、入口には防火用鐵扉を設け、床には室内の濕氣を防ぐ爲め電熱器を裝置し、樋、破風、懸魚等は銅板張又は木材銅鍍金にして、柱頭飾金具等は青銅鑄物なり。此の建物は東西六十四間、南北四十五間、二千五百七十九坪の敷地に建設せられ、其の總建坪五百四十九坪五合九勺にして、中倉(濡縁及び正階共百六十一坪六合四勺)東西倉(各二十八坪)東西廊(名三十二坪八合九勺)東西橋廊(各三十七坪六合二勺)東西渡廊(各六坪四合二勺)正門(二十六坪)車寄(二十二坪八合)北廊(八坪五合五勺)事務所(百十三坪一合七勺)等の建物あり。此内主要なるものは中倉にして、敷地の中央に南面し、桁行十六間、梁間八間あり、校倉風大床造の殿舎にして、内部には寶物を陳列し公來に拜觀せしむ。

其の正面には正階段あり、貴賓の昇降に充つ。中倉の左右兩翼には東西兩橋廊あり、更に南折して東西兩廊に連り、列柱、吹抜、切妻、入母屋參差せり。

東西廊は下足及び携帯品預の用に供し、東西橋廊は其の通路に充つ。東西橋廊より東西渡廊を渡れば東西兩倉あり。其の構造中倉に同じ。内に寶物を格納す。

中倉の背面に連りて北廊及び車寄あり。車寄は更に事務所に連絡す。中倉の前面に正門あり。左右に東西掖門及び通用門あり。是等の諸門を連ねて土壘を圍らせり。

第三節　建物の種類及構造

（イ）中　倉

建坪	百二十八坪
桁行	東柱眞にて　九十六尺
梁間	同　四十八尺
棟高	中央にて地盤より棟瓦峠迄　六十二尺
軒高	中央にて地盤より軒付上角迄　三十六尺七寸
軒出	中央にて東柱眞より軒付上角迄　十五尺五寸
傍軒出	同　十七尺七寸五分
床高	地盤より床上端迄　十二尺五寸
天井高	床上端より　三十二尺五寸

外

正階段	東柱眞にて幅十六尺長二十三尺七寸　一ケ所
正面濡縁	東柱眞にて長四十尺、出十尺　一ケ所
兩妻濡縁	同　長十二尺、出九尺五分　四ケ所

單層切妻二軒半繁棰校倉風大床造、壁體、東柱、屋根等總て鐵筋コンクリートを以て構造の主體となし、軒屋根は鋼板ラスコンクリート、軒裏は補强網狀板ラスモルタル構造なり。

東柱及び壁體の外部大部分は岡山縣萬成産花崗石を張り、壁體の一部床裏及び棰間は白セメント漆喰塗、東柱頭、床梁其他は色石粉塗にして、軒付、棰、破風、懸魚等は何れも鐵骨銅板張、破風には飾金具を打つ。東柱頸飾勾欄、矛木、寶珠等は青銅、濡縁はタイル敷、窓はステイールサッシュ硝子障子及び鐵製防火戸を、入口は腰唐戸及び鐵製防火戸を建込み、屋根は會津産藥掛瓦葺、床下周圍は萬成及び稻田産花崗石敷中央に花崗玉石を敷き、内部の床及び壁面諸造作は木造とし、天井格間は模様紙張とす。

（ロ）東西倉

建坪	各二十八坪　四十二尺
桁行	東柱眞にて　二十四尺
梁間	同

棟高　中央にて地盤より棟瓦峠迄　四十尺
軒高　中央にて地盤より軒付上角迄　二十四尺九寸五分
軒出　中央にて東柱眞より軒付上角迄　十尺八寸
傍軒出　同　十一尺五寸
床高　地盤より床上端迄　十一尺六寸

單層切妻二軒疎ら棰、校倉風大床造、壁體、東柱、屋根等總て構造の主體は鐵筋コンクリートにして、軒屋根は鋼板ラスコンクリート、軒裏は補强網狀板ラスモルタル構造とし、東柱及び壁體の外部大部分は萬成產花崗石張、壁體の一部床裏及び棰間は白セメント漆喰塗、東柱頭床梁其他は色石粉塗、軒付、棰は鐵骨銅板張、破風、懸魚は銅鍍金木材を用ひ、破風には傍金具を打つ。東柱頸飾は青銅、窓はスチイールサッシュ硝子障子及び鐵製防火戸を、入口には板戸、金鋼戸及び鐵製防火戸を建込み、屋根は會津產藥掛瓦葺にして、床下周圍は萬成及び稻田產花崗石敷、中央に花崗玉石を敷き、内部周圍の壁及び天井床は共に板張とせり。

（ハ）東西廊

建坪　各三十二坪八合九勺　七十四尺
桁行　壁及び柱眞にて　十六尺
梁間　同
棟高　中央にて地盤より棟瓦峠迄　二十一尺三寸
軒高　中央にて地盤より軒付上角迄　携帶品預所廊下　十二尺七寸
軒出　中央にて壁及び柱眞より軒付上角迄　携帶品預所　千二尺一寸五分
傍軒出　同　携帶品預所廊下　六尺八寸
　　携帶品預所　八尺五寸
　　携帶品預所繞破風　五尺九寸
　　廊下　八尺五分

單層一軒疎ら棰、列柱吹抜石敷、携帶品預所の部分單層入母屋出桁造、壁袴腰造、構造の主體は鐵筋コンクリートにして、軒屋根は鋼板ラスコンクリート、軒裏及び天井は補强網狀板ラスモルタル構造とし、壁體及び柱は萬成產花崗石張、敷石は稻田產花崗石、軒付、棰等は鐵骨銅板張、破風、懸魚は銅鍍金木材にして、天井廻は白漆喰及び石粉塗仕上、屋根は會津產藥掛瓦葺にして、柱頸飾は青銅とせり。

（ニ）東西橋廊

建坪	各三十七坪六合二勺	八十四尺六寸五分
桁行	壁及び柱眞にて長延	十六尺
梁間	同	三十二尺九寸
棟高	中央にて地盤より棟瓦峠迄	
棟高	中央にて地盤より軒付上角迄	三十二尺六寸五分
軒出	中央にて壁及び柱眞より軒付上角迄	歩廊 八尺六寸五分 階段室 五尺九寸
傍軒出	同	歩廊 九尺四寸五分 階段室 六尺四寸
床高	地盤より床上端迄	十一尺五分

重層切妻一部縋軒切妻造、一軒疎ら棰、歩廊、列柱、吹抜勾欄付、階段室壁袴腰造、構造の主體は鐵骨鐵筋コンクリートにして、軒屋根は銅板ラスコンクリート、軒裏及び内室天井は補强網狀板ラスモルタル構造とし外部は萬成產花崗石張、白セメント漆喰塗、石粉塗及び銅板にして、軒付、棰共鐵骨銅板張、破風、懸魚は銅鍍金木材、屋根は會津產藥掛瓦葺とす。柱頸飾、勾欄、矛木、寶珠等は青銅、歩廊床はタイル敷、階段室、腰羽目、幅木及び踏段等は花崗石張、内部壁面及び天井廻は白漆喰並に色石粉塗仕上にして、監守人溜は壁天井共漆喰塗、腰羽目及び床は板張とす。

（ホ）東西渡廊

建坪	各六坪四合二勺	三十二尺
桁行	壁眞々	七尺
梁間	柱眞々	十三尺一寸三分
總高	地盤より勾欄矛木上迄	十尺五寸
床上	地盤より床上端迄	

勾欄付束柱吹抜大床造、束柱は萬成產花崗石、床構造の主體は鐵筋コンクリートにして、勾欄は銅鍍金木材、床はタイル敷なり。

（ヘ）正門

建坪	二十六坪	五十二尺
桁行	壁眞にて	

梁　間　柱眞にて　十八尺
棟　高　中央にて地盤より棟瓦峠迄　二十六尺三寸
軒　高　中央にて地盤より軒付上角迄　十四尺六寸
軒　出　中央にて壁眞より軒付上角迄　九尺五分
傍軒出　同　八尺三寸

單層切妻一軒疎ら棰、石敷、長屋門風、兩脇袴腰造、構造の主體は鐵筋コンクリート軒屋根は銅板ラスコンクリート、軒裏は補强網狀板ラスモルタル構造にして、外部は、石張、白セメント漆喰塗、石粉塗及び銅板張等とし、軒付棰共鐵骨銅板張、破風、懸魚は銅鍍金木材にして、柱頭飾、柱頭飾等は青銅、內室天井廻は漆喰塗及び石粉塗仕上なり。屋根は會津產藥掛瓦葺、履物掃除所の腰及び床はタイル張、拜觀券交付所の腰及び床は板張にして、共に天井壁漆喰塗、門扉手摺は鐵製エナメル塗仕上とせり。

(ト)車　寄

建　坪　二十二坪八勺　二十六尺五寸
桁　行　壁眞にて　三十尺
梁　間　壁眞にて　十九尺八寸
棟　高　中央にて地盤より棟瓦峠迄　十二尺二寸
軒　高　中央にて地盤より軒付上角迄　五尺八寸五分
軒　出　中央にて壁眞より軒付上角迄　四尺八寸
傍軒出　同

二方軒唐破風、二方切妻、中央陸屋根、床石敷、構造の主體は軒裏共鐵筋コンクリートにして、軒屋根は鋼板ラスコンクリート、唐破風及び陸屋根は銅板葺、其他は藥掛瓦葺とし、外部は腰石張、白セメント漆喰塗、銅板張等にて、破風、懸魚は銅鍍金木材を用ひ、要所に欄金具を打ち、柱頭飾は青銅、內部天井は壁共漆喰塗、階段及び供待室、腰羽目、腰掛は何れも木造、床は叩にて爐を設く。

(チ)北　廊

建　坪　八坪五合五勺　二十尺
桁　行　壁及び柱眞にて　十六尺(本館取付)

梁　間　柱眞にて　九尺八尺（本館取付）
棟　高　中央にて地盤より棟瓦峠迄　二十八尺七寸十尺（本館取付）
軒　高　中央にて地盤より軒付上角迄　二十三尺八寸（本館取付）
軒　出　中央にて柱眞より軒付上角迄　五尺四寸六尺（本館取付）
傍軒出　同　四尺六寸一尺（本館取付）
床　高　地盤より床上端迄　十一尺五寸（中央陸溜本館取付）

單層切妻一軒疎ら棰大床造、構造の主體は鐵筋コンクリート、軒屋根は鋼板ラスコンクリートにして、軒裏は補强網狀板ラスモルタル構造とし、屋根は藥掛瓦葺、外部は石張、白セメント漆喰塗及び銅板張にして、軒付棰共鐵骨銅板張、破風、懸魚は銅鍍金木材柱頸飾青銅、内部壁及び天井は漆喰仕上、床腰羽目、階段は共に木造なり。

（リ）事務所

本館

建坪　六十四坪一合七勺

桁行　壁眞にて　八十尺（本家）
梁間　同　二十尺（本家）
軒高　中央にて地盤より棟瓦峠迄　二十六尺（本家）
軒高　中央にて地盤より軒付上角迄　十四尺一寸（本家）
軒出　中央にて壁眞より軒付上角迄　二十尺（本家）
傍軒出　同　二尺五寸（玄關）
床高　地盤より床上端迄　一尺五寸（玄關）

本家單層入母屋、正面千鳥破風付、後家切妻一軒疎ら棰、構造の主體は間仕切壁共鐵筋コンクリート、軒屋根は銅板ラスコンクリート、軒裏は補强網狀板ラスモルタル構造にして、屋根藥掛瓦葺、外部は腰石張、白セメント漆喰塗、石粉塗、銅板張とし、軒付棰共鐵骨銅板張、破風、懸魚、銅鍍金木材、前家には頂光硝子障子を取付け、各室共腰羽目及び床は板張、壁面並に天井共白漆喰塗にして、貴賓室には絨毯を敷き、猶ほ貴賓室、次室、應接室には窓掛を設く。

附屬室

修理室

建　坪　十二坪
桁　行　壁眞にて
梁　間　同
棟　高　中央にて地盤より棟瓦峠迄　二十四尺
軒　高　中央にて地盤より軒付上角迄　十八尺
軒　出　中央にて壁眞より軒付上角迄　二十二尺二寸
　　十二尺六寸
　　六尺九寸

單層入母屋一軒疎ら棰、構造の主體は鐵筋コンクリート、棰屋根は、銅板ラスコンクリート、軒裏は補強網狀板ラスモルタル構造にして、屋根藥掛瓦葺、外部は腰石張、白セメント漆喰塗、石粉塗、銅板張等とし、軒付棰共鐵骨銅板張、破風、懸魚共銅鍍金木材、內部は一部を床板張（地盤より高一尺）一部を叩となし、流及び爐を設け、天井壁は漆喰塗、腰羽目は木造とせり。

湯　沸　所（各寸様式、構造、外部、內部、化粧仕上等修理室に同じ）

湯沸所內には小使室（疊敷四疊半）及び小者室あり、小使室には押入を設け、壁にはリノリウムを張り、小者室には腰掛を取付く。

物　置　三箇所

建　坪　各二坪七合五勺
桁　行　壁眞にて
梁　間　同
軒　高　地盤より軒付上角迄　十一尺
軒　出　壁眞より軒付上角迄　九尺
　　七尺四寸五分
　　一尺

單層片流屋根、鐵筋コンクリート造、防水屋根葺、外部は石張及び白セメント漆喰塗、內部は人造石及び漆喰塗とす。

渡廊下　二箇所

建　坪　各四坪五合　二十七尺
桁　行　壁眞にて　六尺
梁　間　壁眞にて　十一尺六寸
軒　高　中央にて地盤より棟瓦峠迄

軒高　中央にて地盤より軒付上角迄　前流八尺三寸　後流九尺一寸

軒出　中央にて壁眞より軒付上角迄　前流四尺　後流一尺七寸

單層軒折一軒疎ら棰、基礎壁體とも鐵筋コンクリート、屋根は鐵骨小屋組鋼板ラスコンクリート打、軒裏は補强網狀板ラスモルタル構造にして、內部は天井壁共漆喰塗仕上、腰廻は人造石塗、床は叩とし、外部は腰石積、壁は色石粉及び白漆喰塗、棰間は白漆喰塗、軒先棰等は鐵骨銅板張とせり。

（ヌ）中庭

廣さ約千五百坪にして、其の內約八百坪は芝生地、其他は砂利敷の通路なり。

（ル）土壘

總延長百五十間餘にして、內側は鹽山花崗石を積上げ、外側は土坡とし、植樹及び芝張をなす。

（ヲ）掖門及通用門

何れも稻田產花崗石の門柱にして、楢製門扉を建込む。

寶物殿工事主要材料表

名稱	數量	產地
洗砂利	六六二立坪	東京市
洗砂	四三二同	同
鐵材	一三三、八一一〆	福岡縣八幡製鐵所
杉板割	九、三五〇枚	秋田縣
石材	四七、四一八切	岡山縣（萬成）　茨城縣（稻田）
瓦	一九七、八九〇枚	山梨縣（鹽山）
セメント	三三組	福島縣
色石粉	五八〇樽	東京府
銅板	五二〇切	京都府
花崗岩玉石	一一、五四五枚立	大阪府
化粧玉石	一一坪	東京府
玉石	七〇〇個	同
玉砂利	三、〇〇〇同	同
屋久杉	七立坪	同
アサダ	五八石	鹿兒島縣
棚	二二尺〆	北海道
胡桃	二八二尺〆	北海道
	二九二同	同
	三九三	

第四節　寶物

大正十年十月末に至り、寶物殿竣功の期も近づけるを以て、曩に同三年十一月一日の御沙汰に基き、寶物の下付を仰ぎ奉りしに、十月五日御下賜あらせられたり。仍て當局は四月十五日及び二十九日の兩日之を受領して西倉に格納し、同月三十一日本館に陳列せり。

寶物目錄

御服の部

檜	一〇〇石	二五四	同	同
楓木	五石	五一七六	同	同
臺灣檜	一〇尺ぶし	八二六	長野縣	長野縣
扁柏	一二石	七三九〇八	臺灣	臺灣
松	二尺ぶし	一六〇	下關土木出張所	下關土木出張所
松	二一石	八〇五二	山梨縣、長野縣	山梨縣、長野縣
葉	二一尺ぶし	六九五	朝鮮	朝鮮
落葉松	一六六同	九九二	北海道	北海道

一夏御束帶(黃櫨染)　一組

御袍、御下襲、御引倍木、御單、御表袴、御組帶、御入帷

立夏より立冬に至る迄の期間、賢所、皇靈殿、神殿等御祭典の節、御用ひ遊ばされしものなり。

一冬御束帶(黃櫨染)　一組

御袍、御下襲、御袿、御單、御表袴、御組帶、御入帷

立冬より立夏に至る迄の期間、賢所、皇靈殿、神殿等御祭典の節、御用ひ遊ばされしものなり。

一夏御直衣　一組

夏御直衣、御當帶

立夏より立冬に至る毎月一日、賢所、皇靈殿、神殿御參拜の節、御用ひ遊ばされしものなり。

一冬御直衣　二組

冬御直衣(裏二藍)御當帶

冬御直衣(裏縹)御當帶(御老年に及び召させらる)
立冬より立夏に至る毎月一日、賢所、皇靈殿、神殿御參拜の節御用ひ遊ばされしものなり。

一夏御小直衣　二組
　夏御小直衣(二藍)御當帶
　夏御小直衣(縹)御當帶(御老年に及び召させらる)
　節折(六月三十日)の節、御用ひ遊ばされしものなり。
一冬御小直衣　二組
　冬御小直衣(裏二藍)御當帶
　冬御小直衣(裏縹)御當帶(御老年に及び召させらる)
　節折(十二月三十一日)の節、御用ひ遊ばされしものなり。
一御大口　一腰
一御切袴　一腰
一御石帶　瑪瑙無紋巡方　一腰

一御冠　一
一御纓　一
一御冠　御金巾子　一
一御檜扇　一
一御帖紙　一
一御齋服　一組
　御袍御下襲、御袴、御單、御表袴、御大口、御組帶、御入帷新嘗祭の節御用ひ遊ばされしものなり。
一御冠　御幘　一
一御檜扇　一
一御草鞋　一
一御末廣　一
　冬御直衣、冬御小直衣に御用ひ遊ばされしものなり。
一御蝙蝠　一

夏御直衣、夏御小直衣に御用ひ遊ばされしものなり。

一	御襪	二	
一	御草鞋	一	
一	燕尾形御正服	一	明治五年九州御巡幸の節御著用の分
一	御雨帽	一組	同上
	明治六年御制定		
一	御正服	一	
一	御肩章	一組	
一	御正帽	一	
	明治十九年御改正		
一	陸軍御正服	一	
一	御肩章	一組	
一	御飾帶	一	
一	御正劍帶	一	
一	第一種御帽	一	
一	御前立	一	
一	御軍服	一	御短袴一付
一	御劍帶	一組	
一	御軍刀帶	一	
一	第二種御帽	一	御日覆一添
一	陸軍御外套	一	御雨覆一御頭巾一添
	明治三十八年御改正		
一	陸軍御軍服	一組	御短袴付
一	御軍帽	一	
一	御外套	一	御雨覆一御頭巾一添
	明治二十九年御改正		
一	海軍御禮服	一組	（御肩章なし）
一	海軍御軍服	一組	

一　海軍御外套　御頭巾添　一
一　海軍御軍帽　一
一　御正劍　一振
一　御軍刀　一振
一　海軍御正劍　一振

御劍の部

一　助茂御劍
御拵御軍刀
右は殊に思召に適ひ御軍刀に御製作に相成り、時々御佩用遊はされたるものなり。
一　備前國吉房御劍
桂宮御遺物
御拵糸巻御太刀
總御金具裏菊御紋散し

右は時々御座所へ御飾付に相成り、御覽遊ばされたるものなり。
一　伯耆國倉吉住菅原包則御劍
中心表に行幸日本美術協會此日於庭前天覽鍛冶奉詔造刃、紋併燒成、
裏に明治二十四年四月二十日伯耆國倉吉住菅原包則と銘あり。
一　月山貞一御劍
明治二十八年三月第四回内國勸業博覽會御買上品
右は第四回内國勸業博覽會出品刀劍中より特に御選定相成りたるものにして、常に御愛玩遊ばされたるものなり。
一　正次御劍
明治四十五年二月有栖川宮御獻上
右は威仁親王殿下思召御伺ひの上、兵庫縣下舞子御別邸に於て特に御製作御獻上のものなり。

御道具の部

一　三條實美御掛物　一幅

一　木戸孝允書御掛物　一幅
一　大久保利通書御掛物　一幅
右は御下命により各自より捧呈せるを、御表裝遊ばされたるものなり。
一　岩倉具視玉松眞弘謀大義圖　川邊御楯筆　一幅　一箱
岩倉具視玉松眞弘論議圖
右は御下命により謹寫せるものを御表裝遊ばされたるものなり。
一　銅製除隊兵御置物　原型　山崎和次作　鑄造　山本鶴三郎作　一個
右は時々御飾りに相成り御愛玩遊ばされたるものなり。
一　鑄銅二宮尊德幼像御置物、岡崎雪聲作　一個
右は時々表御座所へ御飾り遊ばされたるものなり。
一　御劍懸　桐白木御紋透彫　一基
右は御座所御床の間に於て御使用遊ばされたるものなり。
一　桑製西洋御机　一脚
右は赤坂假皇居西洋御學問所に御備付、御使用遊ばされたるものなり。
一　縦御簞笥　一棹

右は二十七八年、三十七八年等の戰役報告及び外務省報告等を御保存の爲め、方形御示命の上、御調製遊ばされたるものなり。

御書籍の部

一　古事記　三冊
明治元年四月十七日御親征大阪に行幸あらせられ、御駐蹕中東本願寺掛所に於て、福羽美靜始めて之を進講し、爾後屢々同人進講せり。
一　經　五冊峽入
此の中詩經は明治二年正月三十日より侍讀中沼了三進講せしが、其後侍讀秋月種進講し、尋で侍講元田永孚時々御質問に奉答せり。
一　日本書紀　十五冊
明治二年四月十二日より侍讀福羽美靜進講せしが、四年二月十九日より侍讀平田延胤進講することゝなり、其後復た福羽美靜屢々進講せり。
一　十八史略　三冊峽入
本書は最も御愛讀の書にして、明治二年六月十七日より侍讀秋月種樹進講

し、尋で三年十二月二十八日より大學別當松平慶永進講せしが、後元田永孚之を進講せり。

一 皇朝史略　五冊帙入

明治六七年頃時々侍講福羽美靜進講せり。

一 神皇正統記　四冊

明治七八年頃時々侍講福羽美靜進講せり。

一 貞觀政要　十冊

明治八年十二月八日より侍講元田永孚進講す。

一 佛國政典　十二冊帙入

此の書は明治八年十二月十日より侍講西村茂樹進講せしものにして、秩序的に御讀終あらせられたり。

一 輿地誌略　九冊

明治八年十二月二十五日より侍講西村茂樹進講す。

一 唐鑑　五冊帙入

明治九年一月二十七日より侍講元田永孚進講す。十年頃は特に御勉強あらせられ、遂に御終了あらせられたり。

一 四書集註　十冊二帙入

論語は明治十一年二月八日より侍講元田永孚、大學は明治十二年五月十三日より、中庸は明治十二年十月十四日より何れも侍講副島種臣進講せり。

一 國史略　三冊

明治十二年一月二十七日より侍講元田永孚進講す、此の書は努めて秩序的に御讀終あらせられたるものなり。

一 春秋左氏傳　七冊

侍講元田永孚時々御質問に奉答せり。

一 萬國通史　上編上中下、中編上中下　九冊

侍講西村茂樹、加藤弘之等時々進講せり。

一 太平記　二十一冊箱入

一 名臣言行錄外集　五冊

一　同　別集　八冊

一　同　續集　二冊

右は御愛讀の書にして時々御覽あらせられたり。

一　幼學綱要　七冊帙入

元田永孚聖諭を奉じて選したるものにして、明治十四年六月成る。十五年十一月二十七日始めて文部卿及び各參議に頒賜し、尋で十二月勅諭を下して之を諸官に賜へり。

一　御常用の御机　一脚

附

竹製御硯箱（御硯一、御筆四、御水入一、御鋏一、御錐一、御小刀一、鉛筆二、）　一箇

右は表御座所に於て常時御使用と同一の御品にして、破損の場合之を御使用遊ばされたるものにかへり、明治十九年鹿兒島產の大竹を以て御調製あらせられたり。

尾長鳥及葡萄の彫玉御花瓶　一個

銀製御水入　一個

御文鎭　一對

呼鈴　一個

朧銀製源氏（桐壺タ顏）の意御香爐　一個

御机の覆　一枚

梨子地御紋散し御葢箱　一個

銀製御紋付御灰切　一個

銀製御紋付御マッチ入大小　二個

右は表御座所に於て御使用遊ばされたるものなり。

一　御椅子　裂張（櫟製）　一脚

右は北海道產の木材にて御製作を命ぜられ、常に表御座所に於て御使用遊ばされたるものにして一なり。

御馬車御馬具の部

一　六頭曳儀裝車　附輓道具　一輛

明治二十二年憲法發布の節御乘用

一　大和鞍　附屬品一式　一脊

明治元年御東行の節御乘用

一　天鵞絨鞍　附屬品一式　一脊

明治五年鹿兒島行幸の節御乘用

越えて翌十一年四月十九日、昭憲皇太后の御物及び明治天皇御物の追加を左記目錄の如く御下賜あらせられたり。

以上

寶物目錄

一　黑塗櫻鳩春草蒔繪御机　一個

一　黑塗瑞草鶴小葵蒔繪御座文匣　一組

聖上御座所へ成らせられたる節、御前にて御使用あらせられたるものなり。

一　黑塗菊折枝浮線綾蒔繪御帙文匣　一個

日常御座所に於ける御用品なり。

一　木地蒔繪櫻尾長鳥御詠草文匣　一個

御歌所長へ御歌拜見仰付けらるゝ節、御使用あらせられたるものなり。

一　石盤附御蒔繪硯箱　一個

日常聖上御座所へ成らせられたる節、御使用あらせられたるものにして、蓋裏に特に石盤を嵌入しあるは、御歌御詠進等備忘用として御使用の爲め特に斯く製作せしめられ、最も御愛用遊ばされたるものなり。附屬石筆小筆等は現に御使用あらせられし御品なり。

一　桑木地蒔繪御重硯　一箱

歌御會の節、御使用あらせられたるものなり。

一　棚板桑木地竹折枝蒔繪御棚　一個

御棚の柱は、明治天皇御愛好の斑竹、眞竹を以て調製せしめられたるものなり。

一　御栞　一葉

日常御愛讀の書冊中に御使用あらせられたるものにして、御慰に左の句を

御染筆あらせられたり。

君子之徳風
願諟天之明命

一　御色紙　一葉

御歌

やつかほのたりほのうへにいたつきし
ひとのちからもみゆるあきかな

一　御短冊　短箱入　二葉

御歌　白菊

咲にほふすそ野のきくは不二のねに
あまりて落し雪かとそ見る

山時雨

秋深みもみちをいそくむらしくれ
とやまの里に間なく降らむ

一　四書　易經詩經書經　十三冊

時々御覽あらせられたり。

一　帝鑑圖說　六冊

元田永孚より進講の節御用品

一　日記故事大全　上中下　一部

福羽美靜より進講の節御用品

一　古訓古事記　上中下　一部

同　上　一部

一　二十一代集　桐箱入　四十冊

日常御愛讀あらせられたるものなり。

一　蒔花物語　黑塗箱入

一　御唐衣　夏冬

御唐衣　二

御裳　二